

北九州市景観計画

Kitakyushu Landscape plan

令和2年4月

北九州市

目次 01

第1章 北九州市景観計画の基本方針と景観誘導の体系 02

- 1-1 景観形成の基本方針 …02
- 1-2 景観誘導の体系（北九州市景観計画の構成） …03

第2章 北九州市景観計画の区域等 04

- 2-1 景観計画区域 …04
- 2-2 景観重点整備地区 …05
- 2-3 臨海部産業景観形成誘導地域 …05
- 2-4 北九州空港周辺景観形成誘導地域 …05
- 2-5 関門景観形成地域 …05

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 07

- 3-1 景観計画区域における行為の制限等 …07
- 3-2 景観重点整備地区における行為の制限等 …11
- 3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等 …69
- 3-4 北九州空港周辺景観形成誘導地域における行為の制限等 …87
- 3-5 関門景観形成地域における行為の制限等 …93

第4章 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項 108

- 4-1 屋外広告物の表示等に関する行為の制限 …108

第5章 公共施設の整備に関する方針 110

- 5-1 公共施設の整備方針 …110
- 5-2 景観に配慮した公共施設整備の取組方針 …110
- 5-3 景観重要公共施設の指定の方針 …111

第6章 景観上重要な建造物等の指定の方針 112

- 6-1 景観重要建造物の指定の方針 …112
- 6-2 景観重要樹木の指定の方針 …112

1章

景観計画の
位置づけ

2章

景観計画の
区域

3章

行為の
制限

重点

門司港

小倉都心

下曽根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

屋外広告物
の表示等

5章

公共施設の
整備方針

6章

重要建造物
の指定方針

第 1 章 北九州市景観計画の基本方針と景観誘導の体系

1-1 景観形成の基本方針

- ◇ 北九州市景観計画は、北九州市景観づくりマスタープランに即して、良好な景観の形成を図るため、景観法に基づいて策定する計画です。
- ◇ 北九州市景観計画では、市内全域を「景観計画区域」とし、北九州市景観づくりマスタープランに示す景観形成の基本方針に即し、景観形成の誘導を図る区域として「景観重点整備地区」、「景観形成誘導地域」、関門景観の形成を誘導する地域または保全する地域を「関門景観形成地域」として定めます。
また、自然景観や田園景観について、自然公園や風致地区などの指定により景観の保全を図ります。

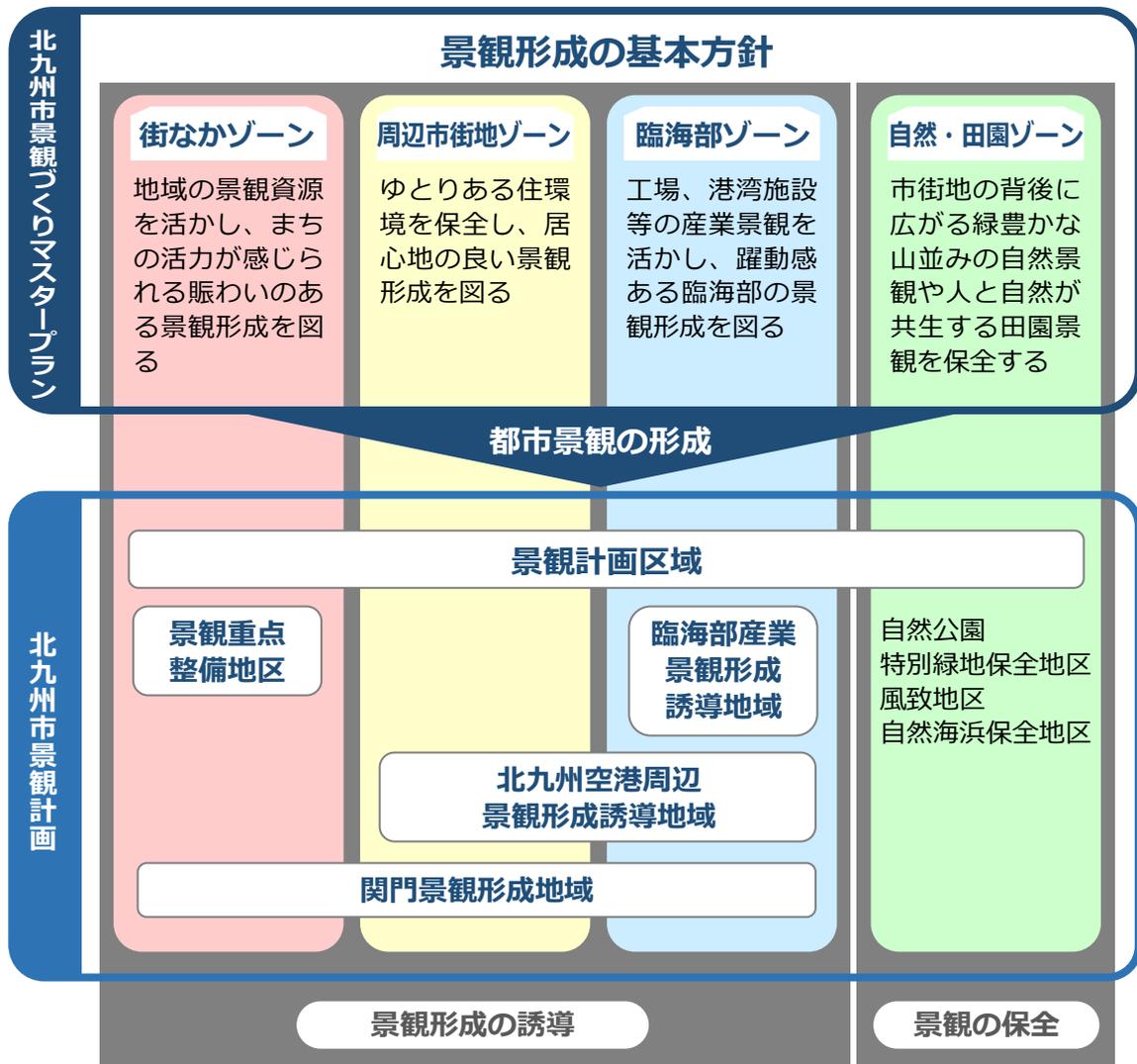


図 1-1-1 北九州市景観づくりマスタープランと北九州市景観計画の関係

1-2 景観誘導の体系（北九州市景観計画の構成）

◇ 北九州市景観計画には、景観法に基づき、景観計画の区域、届出対象、形態又は色彩その他の意匠の基準などを定めます。

基本方針 **第1章** 北九州市景観計画の基本方針と景観誘導の体系を示します

区域 **第2章** 北九州市景観計画の区域・地区・地域を定めます

2-1 景観計画区域[市全域]

2-2 景観重点整備地区 景観形成拠点(都市景観の形成上特に重要な地区)

2-3 臨海部産業景観形成誘導地域 広範囲にわたり特徴的な景観を

2-4 北九州空港周辺景観形成誘導地域 有する地域

2-5 関門景観形成地域 関門景観の形成を積極的に推進していく地域

具体的な基準を定めます

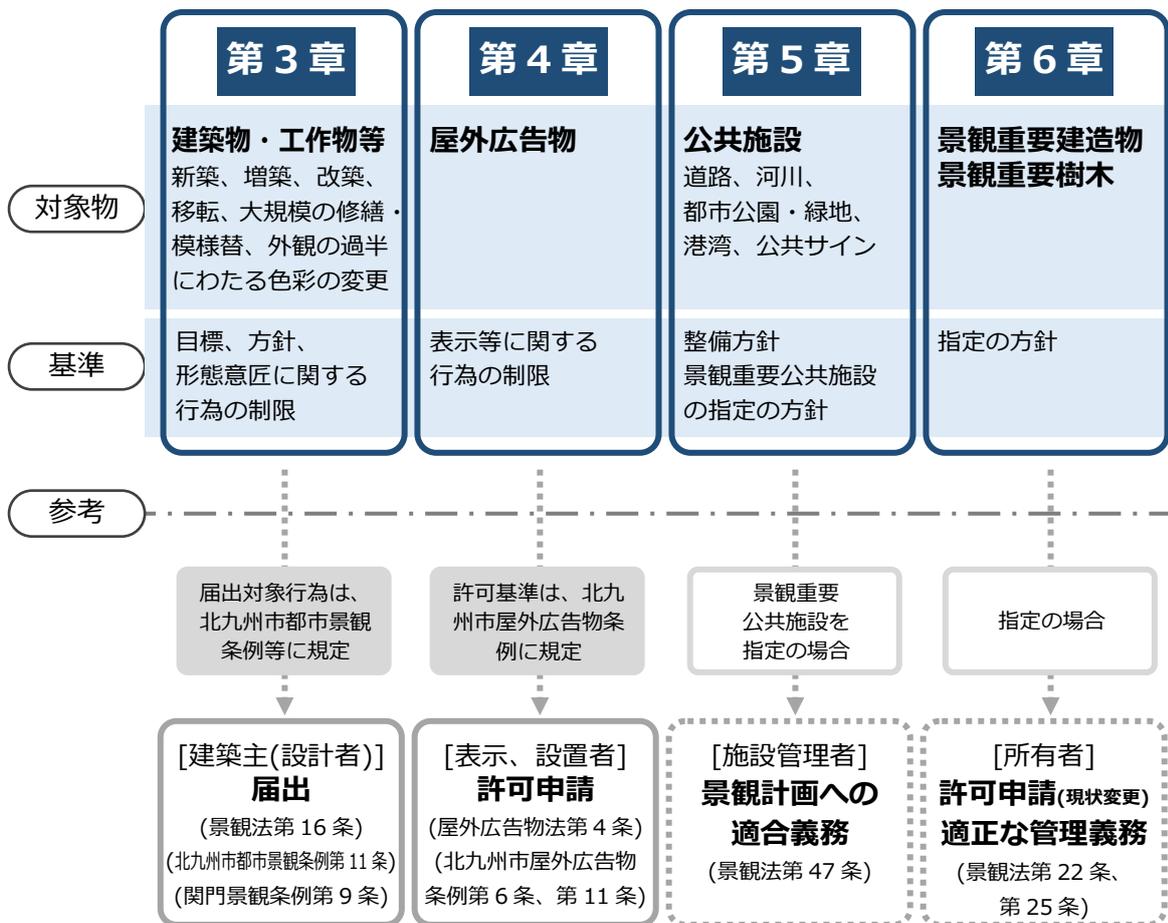


図 1-2-1 景観計画の構成

第2章 北九州市景観計画の区域等

(景観法第8条第2項第1号)

2-1 景観計画区域

- ◇ 景観計画区域は、北九州市全域（地先公有水面を含む）とします。
 なお、景観計画区域内に表2-1-1の地区・地域を定めます。

表2-1-1 景観計画区域及び地区・地域

景観計画区域（北九州市内全域(地先公有水面を含む)）	
景観重点整備地区 都市の顔づくりを進める地区、歴史や風土に根ざした良好な景観が形成されている地区等で、きめ細かな基準による規制・誘導等によりまちなみの景観の向上を図る必要がある地区(景観形成拠点)	門司港地区 小倉都心地区 下曽根地区 若松地区 国際通り地区 東田地区 黒崎副都心地区 木屋瀬地区 折尾地区 戸畑地区
臨海部産業景観形成誘導地域 臨海部の産業景観として、比較的広範囲にわたり特徴的な景観を有する地域で、特に良好な都市景観の形成を図る必要のある地域	
北九州空港周辺景観形成誘導地域 北九州空港周辺において、比較的広範囲にわたり特徴的な景観を有する地域で、特に良好な都市景観の形成を図る必要のある地域	
関門景観形成地域 関門海峡に面し、身近に対岸を意識できる、または兩岸を一体的に認識できる地域のうち、関門景観の形成を積極的に推進していく地域	

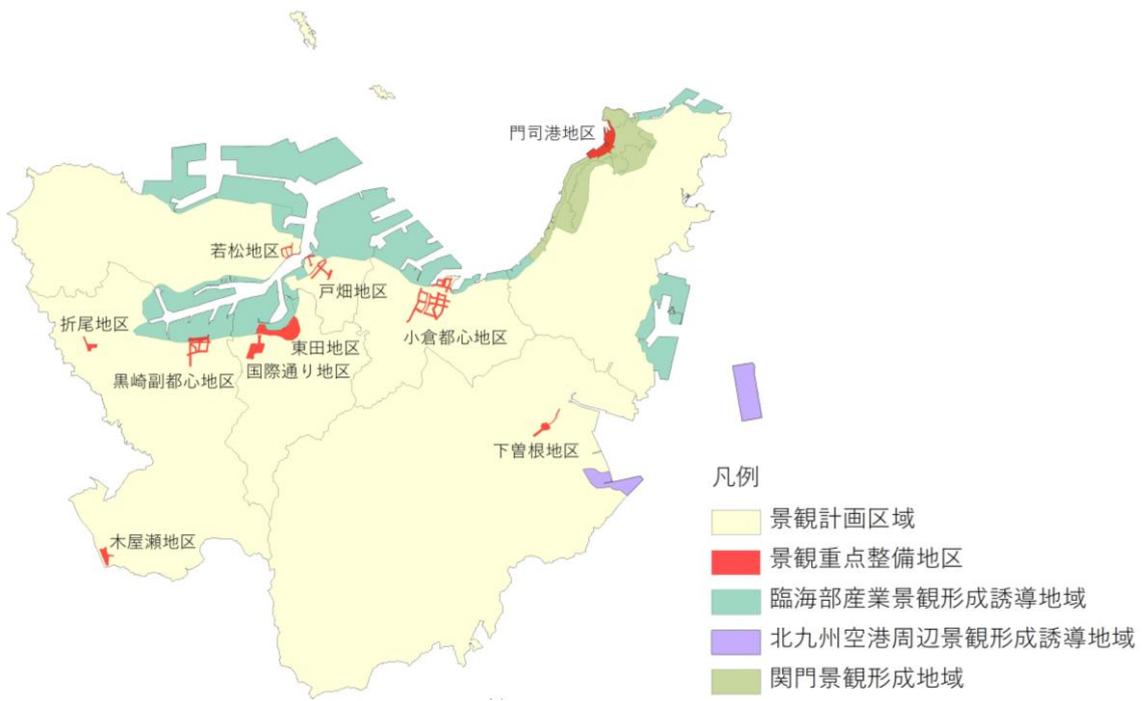


図2-1-1 景観計画区域図

2-2 景観重点整備地区

- ◇ 景観計画区域のうち、都市の顔づくりを進める地区、歴史や風土に根ざした良好な景観が形成されている地区、その他の都市景観の形成上特に重要な地区で、建築物及び工作物に対するきめ細かな基準による規制、誘導等により、まちなみの景観の向上を図る必要がある地区を「景観重点整備地区」として定めます。
- ◇ 北九州市景観づくりマスタープランに定める景観形成拠点 10 地区を「景観重点整備地区」として定めます。

2-3 臨海部産業景観形成誘導地域

- ◇ 景観計画区域のうち、広範囲にわたり特徴的な景観を有する地域で、特に良好な都市景観の形成を図る必要のある地域を「景観形成誘導地域」として定めます。
- ◇ 臨海部の工場・港湾施設など、ものづくり都市を象徴する産業景観の形成を推進する地域として「臨海部産業景観形成誘導地域」を定めます。地域を 12 地区に区分し、それぞれの地域特性を踏まえた色彩基準を定めます。

2-4 北九州空港周辺景観形成誘導地域

- ◇ 景観計画区域のうち、広範囲にわたり特徴的な景観を有する地域で、特に良好な都市景観の形成を図る必要のある地域を「景観形成誘導地域」として定めます。
- ◇ 自然豊かな景観を保全し、空の玄関口の景観形成を推進する地域として「北九州空港周辺景観形成誘導地域」を定めます。

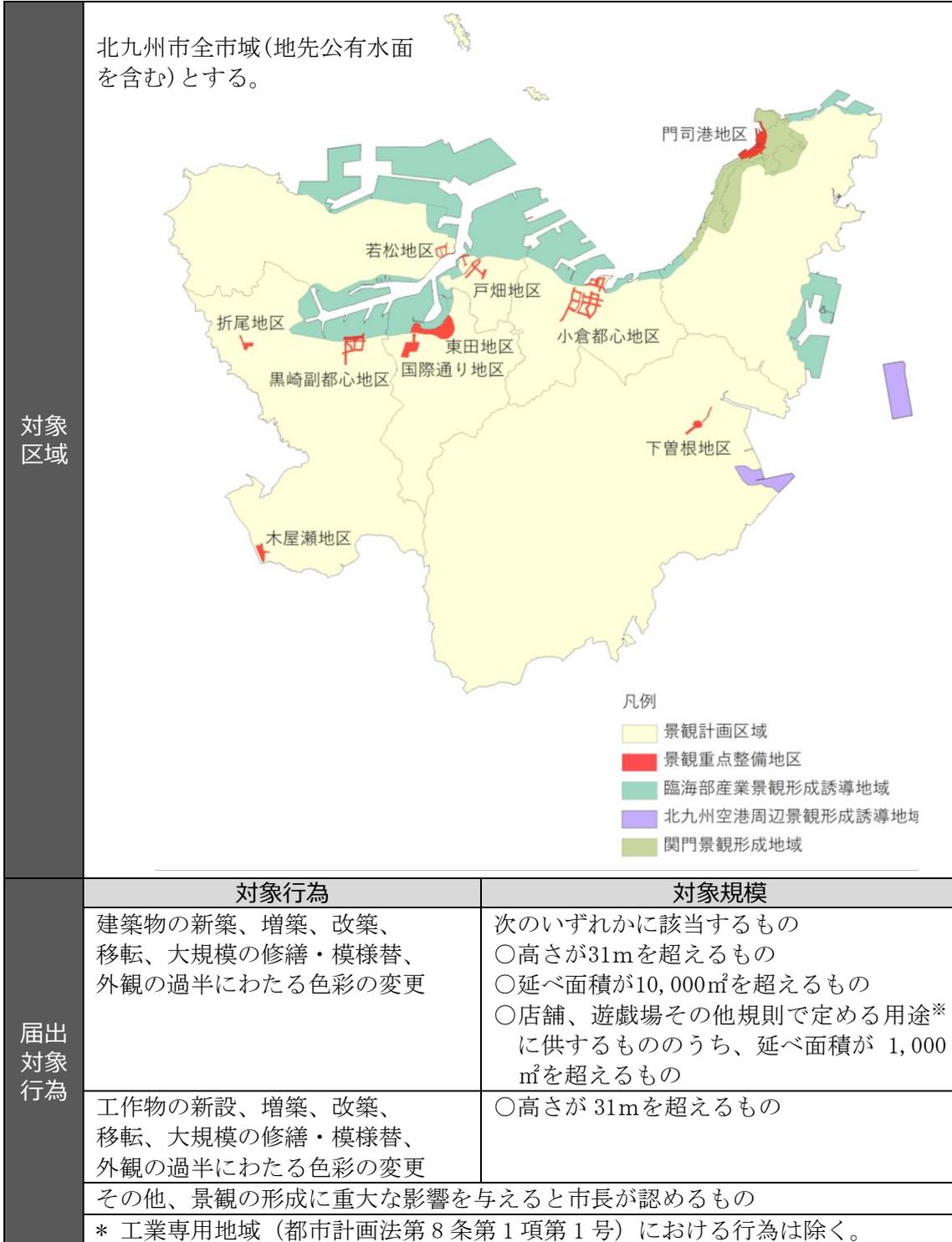
2-5 関門景観形成地域

- ◇ 関門景観は、関門海峡に面する火の山や古城山、風師山等の下関と門司の両側の山並みで囲まれた、まとまりのある領域の景観を対象とします。
関門海峡に面し、身近に対岸を意識できる、または両岸を一体的に認識できる地域のうち、関門景観の形成を積極的に推進していく地域を「関門景観形成地域」として定めます。
- ◇ 本地域は、7 地区を 5 つの景観（ゲート・核・緑・まちなみ・水際）に区分し、それぞれの地域特性を踏まえた基準を定めます。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号)

3-1 景観計画区域における行為の制限等



※北九州市景観法及び北九州市都市景観条例の施行に関する規則第5条

- (1) 劇場、映画館、演芸場、公会堂及び集会場 (2) 展示場及びマーケット (3) ホテル及び旅館 (4) 公衆浴場

1章

位置づけ
景観計画の

2章

区域
景観計画の

3章

行為の制限

重点

門司港
小倉都心
下曽根
若松
国際通
東田
黒崎副都心
木屋瀬
折尾
戸畑

誘導

臨海
空港

関門

関門

4章

の表示等
屋外広告物

5章

整備方針
公共施設の

6章

指定方針
重要建造物

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

表 3-1-ア 景観形成基準(建築物)

項目	景観形成要素	景観形成基準	
共通事項		まちなみや通りの連続性の確保	<input type="checkbox"/> 形態・意匠を協調させるよう努める。
		建築物の魅力向上	<input type="checkbox"/> 建築物全体を統一感のある形態・意匠とし、各景観形成要素が持続可能で周辺景観から突出した印象とならないものとする。
		景観資源との協調	<input type="checkbox"/> 屋根や庇、外壁等のデザインを協調するなど、歴史的建造物等景観資源のあるまちなみとの調和に配慮する。
配置	地域特性への配慮	自然条件を考慮した配置	<input type="checkbox"/> 地形の起伏、既存の樹木や樹林等の保全に努める。
	壁面位置	壁面位置による快適なまちなみ空間の創出	<input type="checkbox"/> 周囲の基調を確認し、壁面線を協調させるよう努める。
高さ	スカイライン	連続性の確保	<input type="checkbox"/> まちなみで構成されるスカイラインの連続性を確保するよう努める。
		突出の低減	<input type="checkbox"/> 山の稜線などの背景やまちなみから突出しない高さとするよう努める。
	眺望の確保	眺望確保	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から、背景の山の稜線やランドマークが眺望できるよう配慮する。
壁面	形態・意匠	デザインの工夫	<input type="checkbox"/> 建築物単体のバランスに加え、周辺景観の基調と調和する壁面デザインとするよう配慮する。
		アイストップとなる場合の景観配慮	<input type="checkbox"/> 公園や公開空地、交差点等人の往来の多い公共施設等に接する場合は、見え方に配慮した配置、形態、意匠とするよう努める。
		大規模壁面の単調感・圧迫感の低減	<input type="checkbox"/> 開口部などの壁面構成や色彩による分節化等、単調感、圧迫感を低減させる形態、意匠とするよう努める。
	開口部	まちなみと協調した開口部の位置、大きさ	<input type="checkbox"/> まちなみとしての連続性を形成するため、開口部の位置や大きさの協調に配慮する。 <input type="checkbox"/> 窓面を利用した広告は掲出しないよう努める。
	素材	地域の基調を踏まえた素材の使用	<input type="checkbox"/> 周辺景観や地域特性の基調を踏まえた素材を使用するよう努める。 <input type="checkbox"/> 汚れが目立ちにくいもの、退色の少ないもの、耐久性の高いもの、反射光を生じないものを用いる。
	色彩	メインカラー(基調色)	<input type="checkbox"/> 暖色系(R, YR, Y)は彩度6以下、寒色系(R, YR, Y以外)は彩度3以下とする。 <input type="checkbox"/> 周辺景観との調和に努める。 <input type="checkbox"/> 高彩度色や低明度色の使用を避け、落ち着いた色彩を用いるよう努める。 <input type="checkbox"/> 色数は、多用しない。複数色を使用する場合は、色相、明度、彩度の対比が強くないよう努める。 <input type="checkbox"/> グラフィック(イラスト、写真、幾何学模様など)を主体としたデザインは行わないよう努める。
		アクセントカラー(強調色)	<input type="checkbox"/> 見付面積の1/10未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
屋根・屋上	形態・意匠	眺望への配慮	<input type="checkbox"/> 高い所から見下ろす眺望に対して、屋上や屋根、塔屋等の色彩、素材等の意匠に配慮する。 <input type="checkbox"/> 反射光を生じる素材は使用しないよう努める。
	色彩	基調色	<input type="checkbox"/> 周辺景観との調和に努める。
部分	ベランダ・バルコニー	ベランダ・バルコニーの修景	<input type="checkbox"/> 建築物と一体感のある意匠とし、壁面から突出した形態や強調する色彩の使用はしないよう努める。
	屋外階段	屋外階段の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。 (推奨例：見える位置に設置する場合は、ルーバーで覆う、建築物と同一の色調とする等建築物本体と調和するなど。)
	低層部	連続性の確保 遮蔽性と閉鎖感の低減	<input type="checkbox"/> 統一感のあるまちなみをつくるため、歩行者の視線レベルの意匠を周辺環境と協調させるよう努める。 (推奨例：パイプシャッター等の利用による透過性の確保をするなど。)
建築設備等	屋上の設備	屋上設備等の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から、容易に見える位置に設置しないよう努める。 (推奨例：見える場合は、ルーバーで覆うなど。)
	壁面の設備	配管・ダクト等の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう努める。 (推奨例：露出する場合は、壁面と同一の色調とする等建築物全体と調和するなど。)
	テレビ・携帯アンテナ等	テレビ・携帯アンテナ等の修景	
緑化	敷地	敷地の緑化	<input type="checkbox"/> まちなみの潤いや良好な景観のため、樹木等による緑化に努める。 (推奨例：まちなみや隣地に生垣や植栽等が連続している場合は、その連続性を保つよう、緑化する。ビル等屋上面積の広い建築物は、見下ろす眺望を踏まえた屋上緑化をするなど。)
	屋根・屋上	屋根・屋上の緑化	

項目	景観形成要素	景観形成基準	
外構・その他施設	敷地・アプローチ等	まちなみとの一体感や連続性のある空間づくり	□まちなみや隣地との一体感や連続性に配慮する。 (推奨例：柵やフェンス等は、高さや構造、面積などを工夫し、圧迫感がなく、透過性があるものとするなど)
	駐車場	平面式・機械式・立体式駐車場の位置、出入口、外観等の修景	□主要な道路や公園等の公共空間に面して設けないよう努める。 (推奨例：設ける場合は、舗装の色や素材、植樹等による修景を行う等、周囲からの見え方に配慮する。建築物本体と形態や色彩、外壁素材等を一体的なデザインとするなど。)
	倉庫・駐輪場・ゴミ置場等の施設	倉庫、駐輪場、ゴミ置場等の修景	□道路や公園等の公共空間から見えにくい場所に設けるよう努める。 (推奨例：建築物等と調和する形態や色彩とする。緑化など。)
	擁壁・法面	圧迫感のない構造	□段切りや後退、緩勾配の採用等、圧迫感を与えない構造とするよう努める。
夜間景観	照明	魅力的な夜間景観の創出	□施設のライトアップを行う場合は、地域の特性に応じた魅力的な演出に努める。
	光害	光害(ネオン点滅・グレア等)の抑制	□点滅や過度に発光するものや、動きのある照明(回転灯、サーチライト)等の機器は、使用しないよう努める。

表 3-1-イ 景観形成基準(工作物)

項目	景観形成要素	景観形成基準
共通事項	位置・形態	□建築物や周辺環境と調和する位置・形態とする。
	色彩	□建築物や周辺環境と調和する色彩とする。
	材質	□材質は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるように努める。
煙突、鉄筋コンクリートの柱等	配置	□連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避ける。
	緑化	□足元や敷地の周囲などの緑化に努める。
擁壁	圧迫感のない構造	□自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、周辺との景観調和に努める。
携帯基地局アンテナ	修景	□主要な道路からできるだけ見えない位置に配置する。若しくは、外壁又は屋根と同色で着色するなど、目立たないよう努める。

※表 3-1-ア、イの基準に適合しない場合であっても、北九州市景観審議会等の意見聴取をした上、良好な景観形成に支障がないと判断されるものについては、基準外とすることができる。

景観重点整備地区、臨海部景観形成誘導地域、北九州空港周辺景観形成誘導地域、関門景観形成地域においても同様。

3-2 景観重点整備地区における行為の制限等

(1) 門司港地区

目標	九州の入口、海峡の歴史とロマンを楽しむ港町	
方針	<p>古城区域 緑を活かした落ち着いたまちなみ形成</p> <p>海運倉庫区域 産業景観の活力のあるまちなみ形成</p> <p>第一船だまり周辺区域 歴史のロマンが薫る個性豊かなまちなみ形成</p> <p>西海岸・ターミナル区域 海に開かれた、わかりやすく活動的なまちなみ形成</p> <p>中心市街地業務区域 都市の風格を感じさせるまちなみ形成</p> <p>門司港商店街区域 レトロの雰囲気を持つ、にぎわいのあるまちなみ形成</p>	
対象区域	<p>凡例 景観重点整備地区 中心市街地業務区域及び古城区域の国道3号及び県道門司東本町線の東側と、門司港商店街区域については、両矢印(←→)で示す道路に接する敷地を対象とする</p>	
届出対象行為	対象行為	対象規模
	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	規模に関わらず全て
	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	建築確認申請を要するもの
	その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの	

1章

位置づけ
景観計画の

2章

区域
景観計画の

3章

行為の制限
重点

重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

の表示等
屋外広告物

5章

整備方針
公共施設の

6章

指定方針
重要建造物

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

表 3-2-(1)-ア 景観形成基準(建築物)

項目	景観形成要素	景観形成基準	
共通事項		まちなみや通りの連続性の確保	<input type="checkbox"/> 形態・意匠を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 人通りの多い場所では、通りのにぎわいを演出する形態・意匠とするよう努める。
		建築物の魅力向上	<input type="checkbox"/> 建築物全体を統一感のある形態・意匠とし、各景観形成要素が周辺景観から突出した印象とならないものとする。 <input type="checkbox"/> 港町の活力あるまちなみイメージを高め、歴史的雰囲気と調和し、持続可能なデザインを取り入れるなど、周辺との調和に配慮する。
		景観資源との協調	<input type="checkbox"/> 屋根や庇、外壁等のデザインを協調するなど、歴史的建造物等景観資源のあるまちなみとの調和に配慮する。
配置	地域特性への配慮	自然条件を考慮した配置	<input type="checkbox"/> 地形の起伏、既存の樹木や樹林等の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 樹姿又は樹勢が優れた樹木は、これを修景に生かせるように配慮する。
	壁面位置	壁面位置による快適なまちなみ空間の創出	<input type="checkbox"/> 周囲の基調を確認し、壁面線を協調させるよう努める。特に1階部分を後退させることで開放感のある空間形成に努める。 <input type="checkbox"/> 角地等において、アイストップとなるランドマーク等の眺望確保に有効な場合は、壁面線の後退による眺望確保に配慮する。 <input type="checkbox"/> 商店街や歩行者の多い通り等で、にぎわい創出や開放感のある空間形成のため、連続して1階部分を後退させている場合は、協調するよう努める。 <input type="checkbox"/> 壁面を後退させる場合は、道路と段差を設けず、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調する等、一体的な空間の形成に努める。
高さ	スカイライン	連続性の確保	<input type="checkbox"/> まちなみで構成されるスカイラインの連続性を確保するよう努める。
		突出の低減	<input type="checkbox"/> 山の稜線などの背景やまちなみから突出しない高さとする。
壁面	形態・意匠	眺望の確保	<input type="checkbox"/> 眺望確保 <input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から背景の山の稜線やランドマークへの眺望、また山及び丘陵地から海への開放的な眺望確保のため建築物の高さは35m以下とする。
		デザインの工夫	<input type="checkbox"/> 建築物単体のバランスに加え、周辺景観の基調と調和する壁面デザインとする。 <input type="checkbox"/> 前面は、通りの壁面線や高さをそろえる等、まちなみの魅力向上に努める。 <input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見える側面や背面も、前面意匠に準じるよう努める。 <input type="checkbox"/> まちなみの連続性を形成するため、低層部の外壁面の形態を協調させるよう努める。
		アイストップとなる場合の景観配慮	<input type="checkbox"/> 公園や公開空地、交差点等人の往来の多い公共施設等に接する場合は、見え方に配慮した配置、形態、意匠となるよう努める。

項目	景観形成要素	景観形成基準		
壁面	形態・意匠	大規模壁面の単調感・圧迫感の低減	□開口部などの壁面構成や色彩による分節化等、単調感、圧迫感を低減させる形態、意匠とするよう努める。	
	開口部	まちなみと協調した開口部の位置、大きさ	□まちなみとしての連続性を形成するため、開口部の位置や大きさの協調に努める。 □窓面を利用した広告は掲出ししないよう努める。	
	素材	地域の基調を踏まえた素材の使用	□周辺景観や地域特性の基調を踏まえた素材を使用するよう努めるとともに、汚れが目立ちにくいもの、退色の少ないもの、耐久性の高いものを用いる。 □反射光を生じる素材は使用しない。	
	色彩	メインカラー(基調色)		□関門景観形成地域(門司港レトロ地区)の色彩基準によるものとする。基準内であっても、周辺景観の基調を踏まえた低彩度の色彩を用いるよう努める。 □周辺景観や地域特性の基調を踏まえた色彩を使用するよう努める。 □高彩度色や低明度色の使用を避け、彩度が低く落ち着いたある色彩を用いるよう努める。 □色数は、多用しない。複数色を使用する場合は、色相、明度、彩度の対比が強くなるよう努める。 □グラフィック(イラスト、写真、幾何学模様など)を主体としたデザインは行わないよう努める。
		アクセントカラー(強調色)		□見付面積の1/10未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。 □海運倉庫区域、第一船だまり周辺区域、西海岸・ターミナル区域については、関門景観形成地域(門司港レトロ地区)の色彩基準によるものとする。
	屋根・屋上	形態・意匠	眺望への配慮	□高い所から見下ろす眺望に対して、屋上や屋根、塔屋等の色彩、素材等意匠に配慮する。 □反射光を生じる素材は使用しないよう努める。
色彩		基調色	□関門景観形成地域の色彩基準によるものとする。	
部分	ベランダ・バルコニー	ベランダ・バルコニーの修景	□建築物と一体感のある意匠とし、壁面から突出した形態や強調する色彩の使用はしないよう努める。 □洗濯物や室外機等が、道路等の公共空間から見えない構造、意匠とするよう配慮する。	
	屋外階段	屋外階段の修景	□道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う、建築物と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう努める。	
	低層部	連続性の確保		□低層部の階高を周囲と協調させるよう努める。 □統一感のある連続したまちなみをつくるため、歩行者の視線レベルの意匠を周辺環境と協調させるよう努める。
遮蔽性と閉鎖感の低減			□ショーウィンドウでは、パイプシャッター等の利用による透過性の確保に努める。	

項目	景観形成要素	景観形成基準	
建築設備等	屋上の設備	屋上設備等の修景	□道路や公園等の公共空間から、また山や丘陵地から容易に見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う等、修景に努める。
	壁面の設備	配管・ダクト等の修景	□道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させない。やむを得ない場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物全体と調和するよう努める。
	テレビ・携帯アンテナ等	テレビ・携帯アンテナ等の修景	□道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、形状や色彩などが建築物から突出しないよう努める。
緑化	敷地	敷地の緑化	□まちなみの潤いや良好な景観のため、樹木等による緑化に努める。 □まちなみや隣地に生垣や植栽等が連続している場合は、その連続性を保つよう、緑化に努める。 □季節や周辺景観を考慮し、高木、中木、低木の適切な配置と適切な樹種を選定する。
	屋根・屋上	屋根・屋上の緑化	□潤いを創出するため、屋上を活用した緑化に配慮する。特に、ビル等屋上面積の広い建築物は、見下ろす眺望を踏まえた屋上緑化に努める。
外構・その他施設	敷地・アプローチ等	まちなみとの一体感や連続性のある空間づくり	□まちなみや隣地との一体感や連続性に配慮する。 □敷地内舗装の材質や色彩は、前面道路との調和に配慮する。 □柵やフェンス等は、設置しないよう努める。
	駐車場	平面式・機械式・立体式駐車場の位置、出入口、外観等の修景	□主要な道路や公園等の公共空間に面して設けない。やむを得ない場合は、舗装の色や素材、植樹等による修景を行う等、周囲からの見え方に配慮する。 □建築物本体と形態や色彩、外壁素材等が一体的なデザインとなるよう努める。
	倉庫・駐輪場・ゴミ置場の施設	倉庫、駐輪場、ゴミ置場等の修景	□道路や公園等の公共空間から見えにくい場所に設ける。やむを得ない場合は、建築物等と調和する形態や色彩とする。また、緑化等による修景に努める。
	擁壁・法面	圧迫感のない構造	□段切りや後退、緩勾配の採用等、圧迫感を与えない構造とするよう努める。 □自然素材の活用や前面の緑化等、周辺景観との調和に努める。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
夜間景観	照明	魅力的な夜間景観の創出	<input type="checkbox"/> 建築物やその敷地、看板、ショーウィンドウ等、地域の特性に応じた魅力的な夜間のライトアップに努める。 <input type="checkbox"/> ランドマークのライトアップ、または周囲の基調を確認し、色温度や照度を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 店舗等では、閉店後にも看板やショーウィンドウ等のあかりを一定時間点灯延長する等、夜間の賑わい創出を前提とした照明設計に配慮する。
	光害	光害(ネオン点滅・グレア等)の抑制	<input type="checkbox"/> まちなみや夜間景観等の地域特性に配慮し、光環境を損なわない照明整備を行う。 <input type="checkbox"/> 点滅や過度に発光するものや、動きのある照明(回転灯、サーチライト)等の機器は、使用しないよう努める。

表 3-2-(1)-イ 景観形成基準(工作物)

項目	景観形成要素	景観形成基準
共通事項	位置・形態	<input type="checkbox"/> 建築物や周辺環境と調和する位置・形態とする。
	色彩	<input type="checkbox"/> 建築物や周辺環境と調和する色彩とする。
	材質	<input type="checkbox"/> 材質は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるように努める。
煙突、鉄筋コンクリートの柱等	配置	<input type="checkbox"/> 連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避ける。
	緑化	<input type="checkbox"/> 足元や敷地の周囲などの緑化に努める。
擁壁	圧迫感のない構造	<input type="checkbox"/> 自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、周辺との景観調和に努める。
携帯基地局アンテナ	修景	<input type="checkbox"/> 主要な道路からできるだけ見えない位置に配置する。若しくは、外壁又は屋根と同色で着色するなど、目立たないように努める。

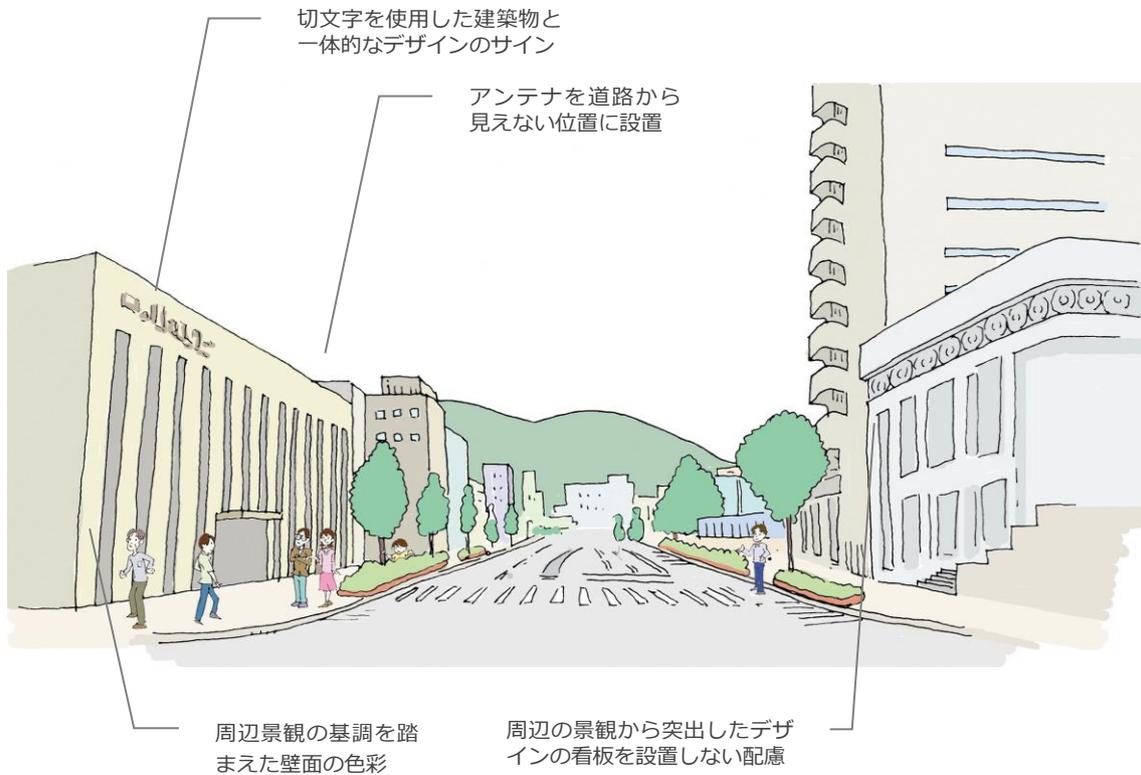
※表 3-2-(1)-ア、イの基準に適合しない場合であっても、北九州市景観審議会等の意見聴取をした上、良好な景観形成に支障がないと判断されるものについては、基準外とすることができる。

表 3-2-(1)-ウ 関門景観形成地域(門司港レトロ地区)色彩基準

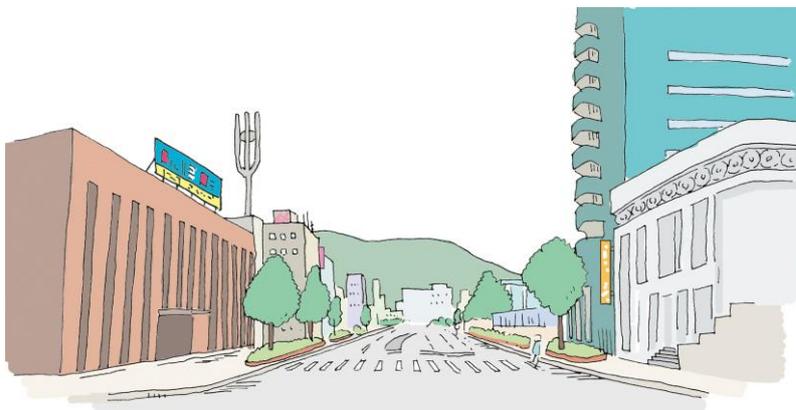
	色相	明度	彩度
屋根	R、YR、Y	5 以下	3 以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5 以下	1 以下
	N(無彩色)	6 以下	-
基調色	R、YR	全域	6 以下
	Y	全域	4 以下
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3 以上 9 以下	1 以下
	N(無彩色)	3 以上 9 以下	-
アクセントカラー	R、YR、Y、RP	全域	10 以下
	GY、G、PB、P	全域	8 以下
	BG、B	全域	6 以下
	N(無彩色)	全域	-

魅力あるまちなみづくりのポイント

様々な工夫で、周囲と調和した魅力的な景観を形成しましょう！



景観配慮がないまちなみは・・・No Good



No Good ポイント

色彩・高さ・意匠・看板などの不調和

まちの印象は

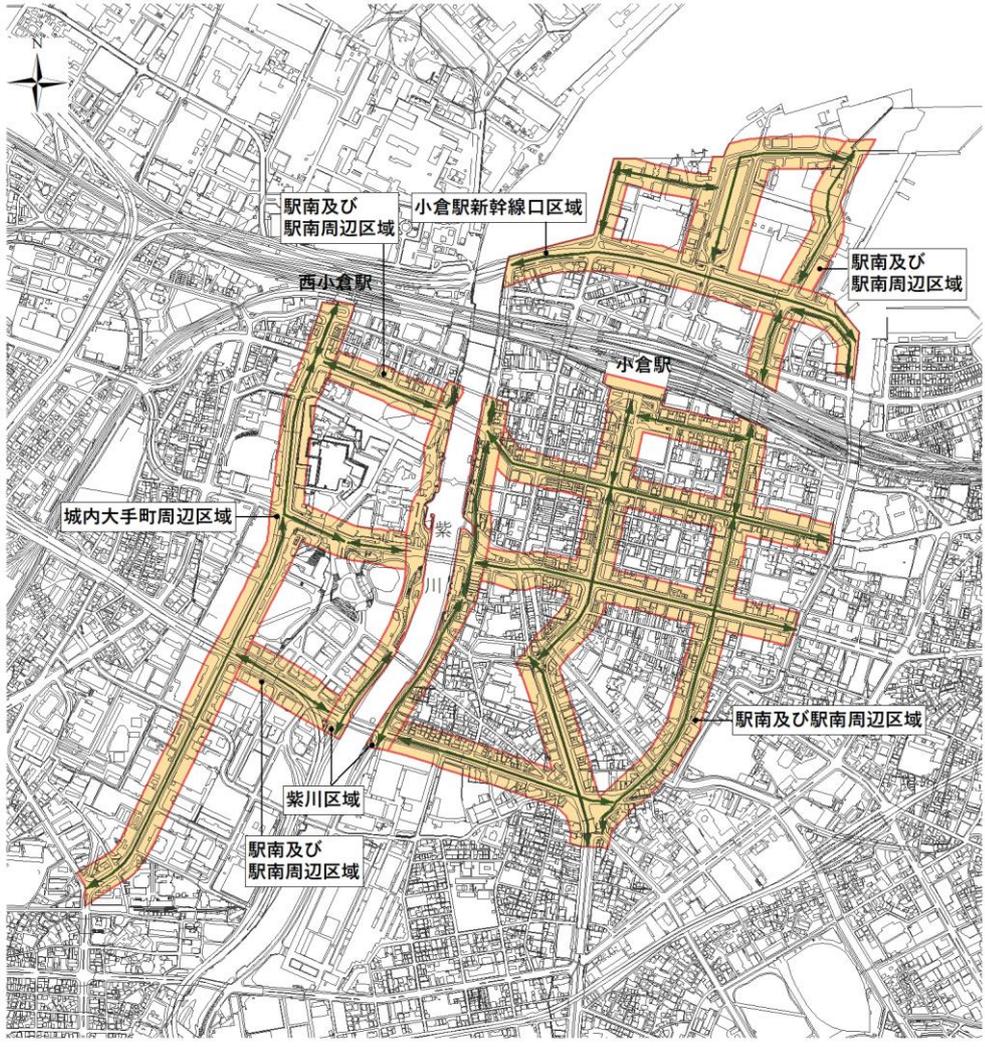
- ・統一感がない
- ・ごちゃごちゃした
- ・落ち着きがない

魅力あるまちなみとは言えません。

図 3-2-(1)-工 まちなみ形成のイメージ

景観計画の運用により、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づいた魅力あるまちなみイメージを示したもので、現状や将来的な理想像を示すものではありません。イメージであり電線類など実際とは異なります。

(2) 小倉都心地区

目標	国際性、繁華性、歴史性など豊かな都市の表情を持つまち	
方針	<p>駅南及び駅南周辺区域 賑わいのある、表情豊かな都市型市街地景観の創造</p> <p>紫川区域 紫川に開かれた、潤いと快適に満ちた水景都市の形成</p> <p>小倉駅新幹線口区域</p> <p>海に開かれた、都市的で、ダイナミックなまちなみ景観の形成</p> <p>城内大手町周辺区域</p> <p>紫川と一体となり、緑と文化の香りが漂う、落ち着いたまちなみ景観の創造</p>	
対象区域	 <p>凡例 景観重点整備地区</p> <p>両矢印(←→)で示す道路及び紫川に接する敷地を対象とする</p>	
届出対象行為	対象行為	対象規模
	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	規模に関わらず全て
	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	建築確認申請を要するもの
	その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの	

1章 景観計画の位置づけ

2章 景観計画の区域

3章 行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海空港

関門

関門

4章 屋外広告物の表示等

5章 公共施設の整備方針

6章 重要建造物の指定方針

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

表 3-2-(2)-ア 景観形成基準(建築物)

項目	景観形成要素	景観形成基準	
共通事項		まちなみや通りの連続性の確保	<input type="checkbox"/> 形態・意匠を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 人通りの多い場所では、通りのにぎわいを演出する形態・意匠とするよう努める。
		建築物の魅力向上	<input type="checkbox"/> 建築物全体を統一感のある形態・意匠とし、各景観形成要素が周辺景観から突出した印象とならないものとする。 <input type="checkbox"/> 地域の景観特性や環境に配慮した持続可能なデザインを取り入れるなど、周辺との調和に配慮する。
		景観資源との協調	<input type="checkbox"/> 屋根や庇、外壁等のデザインを協調するなど、歴史的建造物等景観資源のあるまちなみとの調和に配慮する。
配置	地域特性への配慮	自然条件を考慮した配置	<input type="checkbox"/> 地形の起伏、既存の樹木や樹林等の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 樹姿又は樹勢が優れた樹木は、これを修景に活かせるように配慮する。
	壁面位置	壁面位置による快適なまちなみ空間の創出	<input type="checkbox"/> 周囲の基調を確認し、壁面線を協調させるよう努める。特に1階部分を後退させることで開放感のある空間形成に努める。 <input type="checkbox"/> 角地等において、アイストップとなるランドマーク等の眺望確保に有効な場合は、壁面線の後退による眺望確保に配慮する。 <input type="checkbox"/> 商店街や歩行者の多い通り等で、にぎわい創出や開放感のある空間形成のため、連続して1階部分を後退させている場合は、協調するよう努める。 <input type="checkbox"/> 壁面を後退させる場合は、道路と段差を設けず、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調する等、一体的な空間の形成に努める。
高さ	スカイライン	連続性の確保	<input type="checkbox"/> まちなみで構成されるスカイラインの連続性を確保するよう努める。
		突出の低減	<input type="checkbox"/> 山の稜線などの背景やまちなみから突出しない高さとする。
	眺望の確保	眺望確保	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から、背景の山の稜線やランドマークが眺望できるよう配慮する。
壁面	形態・意匠	デザインの工夫	<input type="checkbox"/> 建築物単体のバランスに加え、周辺景観の基調と調和する壁面デザインとする。 <input type="checkbox"/> 前面は、通りの壁面線や高さをそろえる等、まちなみの魅力向上に努める。 <input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間、また河岸、対岸、海から見える側面や背面も、前面意匠に準じるよう努める。 <input type="checkbox"/> まちなみの連続性を形成するため、低層部の外壁面の形態を協調させるよう努める。
		アイストップとなる場合の景観配慮	<input type="checkbox"/> 公園や公開空地、交差点等人の往来の多い公共施設等に接する場合は、見え方に配慮した配置、形態、意匠となるよう努める。
		大規模壁面の単調感・圧迫感の低減	<input type="checkbox"/> 開口部などの壁面構成や色彩による分節化等、単調感、圧迫感を低減させる形態、意匠とするよう努める。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
壁面	開口部	まちなみと協調した開口部の位置、大きさ	<input type="checkbox"/> まちなみとしての連続性を形成するため、開口部の位置や大きさの協調に努める。 <input type="checkbox"/> 窓面を利用した広告は掲出ししないよう努める。
	素材	地域の基調を踏まえた素材の使用	<input type="checkbox"/> 周辺景観や地域特性の基調を踏まえた素材を使用するよう努めるとともに、汚れが目立ちにくいもの、退色の少ないもの、耐久性の高いものを用いる。 <input type="checkbox"/> 反射光を生じる素材は使用しない。
	色彩	メインカラー(基調色)	<input type="checkbox"/> 暖色系(R、YR、Y)は彩度6以下、寒色系(R、YR、Y以外)は彩度3以下とする。 <input type="checkbox"/> 周辺景観や地域特性の基調を踏まえた色彩を使用するよう努める。 <input type="checkbox"/> 高彩度色や低明度色の使用を避け、落ち着きのある色彩を用いるよう努める。 <input type="checkbox"/> 色数は、多用しない。複数色を使用する場合は、色相、明度、彩度の対比が強くなるよう努める。 <input type="checkbox"/> グラフィック(イラスト、写真、幾何学模様など)を主体としたデザインは行わないよう努める。
		アクセントカラー(強調色)	<input type="checkbox"/> 見付面積の1/10未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。
屋根・屋上	形態・意匠	眺望への配慮	<input type="checkbox"/> 高い所から見下ろす眺望に対して、屋上や屋根、塔屋等の色彩、素材等意匠に配慮する。 <input type="checkbox"/> 反射光を生じる素材は使用しないよう努める。
	色彩	基調色	<input type="checkbox"/> 彩度4以下とする。
部分	ベランダ・バルコニー	ベランダ・バルコニーの修景	<input type="checkbox"/> 建築物と一体感のある意匠とし、壁面から突出した形態や強調する色彩の使用はしないよう努める。 <input type="checkbox"/> 洗濯物や室外機等が、道路等の公共空間、また川岸や対岸から見えない構造、意匠とするよう配慮する。
	屋外階段	屋外階段の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う、建築物と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう努める。
	低層部	連続性の確保	<input type="checkbox"/> 低層部の階高を周囲と協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 統一感のある連続したまちなみをつくるため、歩行者の視線レベルの意匠を周辺環境と協調させるよう努める。
遮蔽性と閉鎖感の低減		<input type="checkbox"/> ショーウィンドウでは、パイプシャッター等の利用による透過性の確保に努める。	

項目	景観形成要素	景観形成基準	
建築設備等	屋上の設備	屋上設備等の修景	□道路や公園等の公共空間から、容易に見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う等、修景に努める。
	壁面の設備	配管・ダクト等の修景	□道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させない。やむを得ない場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物全体と調和するよう努める。
	テレビ・携帯アンテナ等	テレビ・携帯アンテナ等の修景	□道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、形状や色彩などが建築物から突出しないよう努める。
緑化	敷地	敷地の緑化	□まちなみの潤いや良好な景観のため、樹木等による緑化に努める。 □まちなみや隣地に生垣や植栽等が連続している場合は、その連続性を保つよう、緑化に努める。 □季節や周辺景観を考慮し、高木、中木、低木の適切な配置と適切な樹種を選定する。
	屋根・屋上	屋根・屋上の緑化	□潤いを創出するため、屋上を活用した緑化に配慮する。特に、ビル等屋上面積の広い建築物は、見下ろす眺望を踏まえた屋上緑化に努める。
外構・その他施設	敷地・アプローチ等	まちなみとの一体感や連続性のある空間づくり	□まちなみや隣地との一体感や連続性に配慮する。 □敷地内舗装の材質や色彩は、前面道路との調和に配慮する。 □柵やフェンス等は、設置しないよう努める。
	駐車場	平面式・機械式・立体式駐車場の位置、出入口、外観等の修景	□主要な道路や公園等の公共空間に面して設けない。やむを得ない場合は、舗装の色や素材、植樹等による修景を行う等、周囲からの見え方に配慮する。 □建築物本体と形態や色彩、外壁素材等が一体的なデザインとなるよう努める。
	倉庫・駐輪場・ゴミ置場の施設	倉庫、駐輪場、ゴミ置場等の修景	□道路や公園等の公共空間から見えにくい場所に設ける。やむを得ない場合は、建築物等と調和する形態や色彩とする。また、緑化等による修景に努める。
	擁壁・法面	圧迫感のない構造	□段切りや後退、緩勾配の採用等、圧迫感を与えない構造とするよう努める。 □自然素材の活用や前面の緑化等、周辺景観との調和に努める。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
夜間景観	照明	魅力的な夜間景観の創出	<input type="checkbox"/> 「小倉都心地区夜間景観ガイドライン」で示すあかりの考え方に沿って、建築物やその敷地、看板、ショーウィンドウ等、地域の特性に応じた魅力的な夜間のライトアップに努める。 <input type="checkbox"/> ランドマークのライトアップ、または周囲の基調を確認し、色温度や照度を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 店舗等では、閉店後にも看板やショーウィンドウ等のあかりを一定時間点灯延長する等、夜間の賑わい創出を前提とした照明設計に配慮する。
	光害	光害(ネオン点滅・グレア等)の抑制	<input type="checkbox"/> まちなみや夜間景観等の地域特性に配慮し、光環境を損なわない照明整備を行う。 <input type="checkbox"/> 点滅や過度に発光するものや、動きのある照明(回転灯、サーチライト)等の機器は、使用しないよう努める。

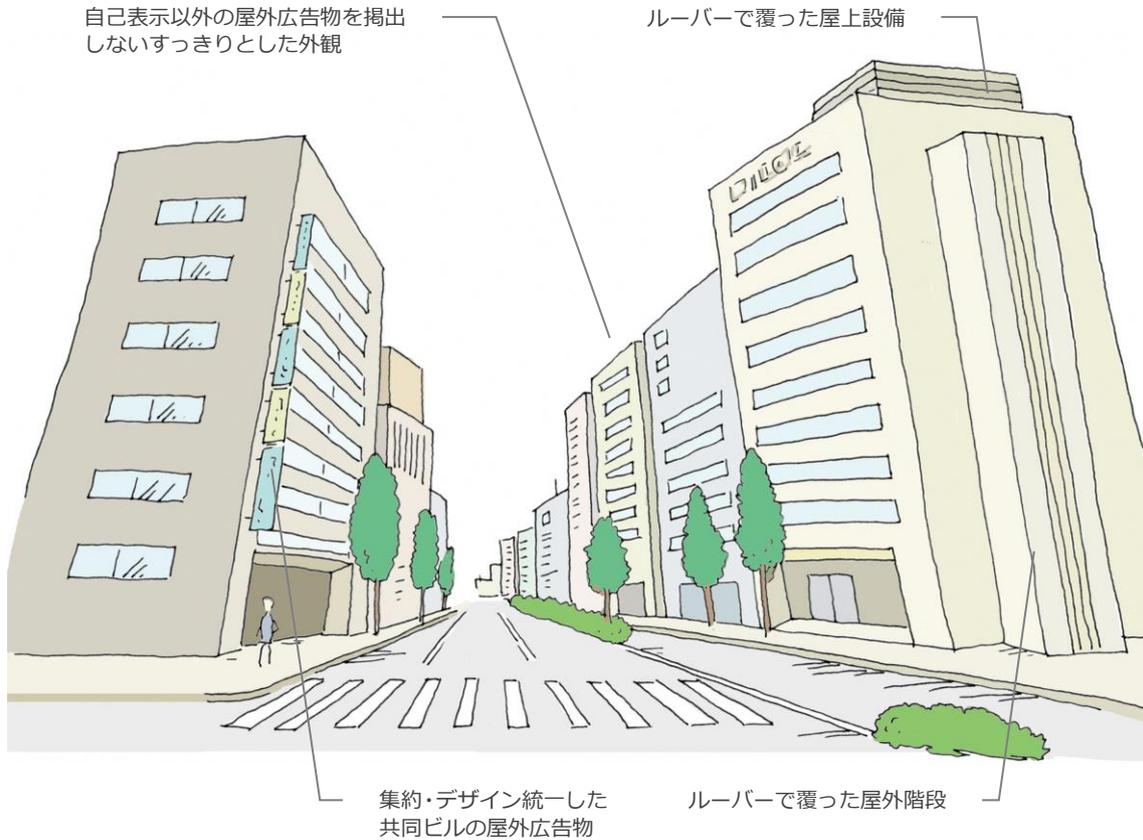
表 3-2-(2)-イ 景観形成基準(工作物)

項目	景観形成要素	景観形成基準
共通事項	位置・形態	<input type="checkbox"/> 建築物や周辺環境と調和する位置・形態とする。
	色彩	<input type="checkbox"/> 建築物や周辺環境と調和する色彩とする。
	材質	<input type="checkbox"/> 材質は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるように努める。
煙突、鉄筋コンクリートの柱等	配置	<input type="checkbox"/> 連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避ける。
	緑化	<input type="checkbox"/> 足元や敷地の周囲などの緑化に努める。
擁壁	圧迫感のない構造	<input type="checkbox"/> 自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、周辺との景観調和に努める。
携帯基地局アンテナ	修景	<input type="checkbox"/> 主要な道路からできるだけ見えない位置に配置する。若しくは、外壁又は屋根と同色で着色するなど、目立たないように努める。

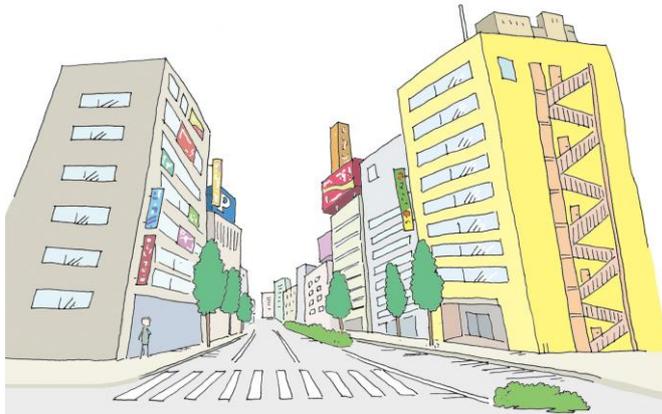
※表 3-2-(2)-ア、イの基準に適合しない場合であっても、北九州市景観審議会等の意見聴取をした上、良好な景観形成に支障がないと判断されるものについては、基準外とすることができる。

魅力あるまちなみづくりのポイント

様々な工夫で、周囲と調和した魅力的な景観を形成しましょう！



景観配慮がないまちなみは・・・No Good



No Good ポイント

色彩・高さ・意匠・看板などの不調和

まちの印象は

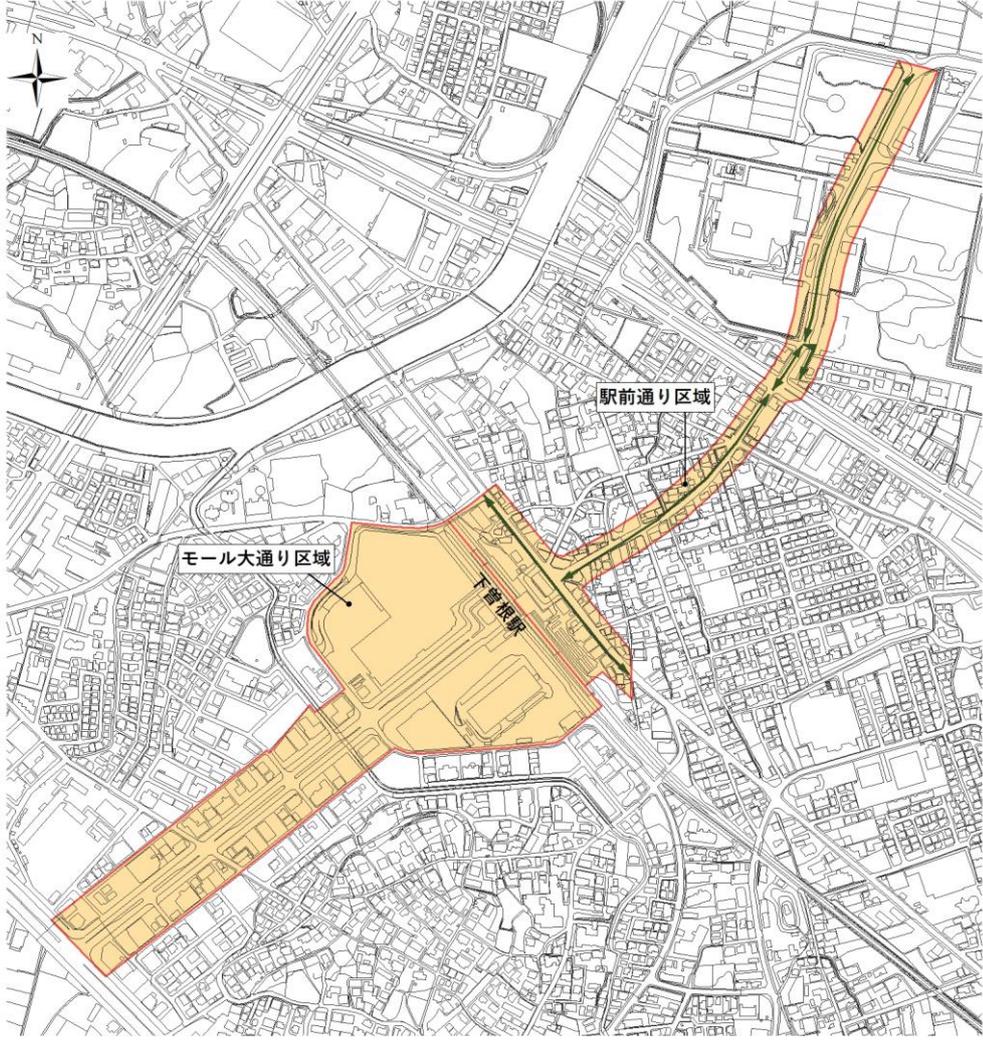
- ・統一感がない
- ・ごちゃごちゃした
- ・落ち着きがない

魅力あるまちなみとは言えません。

図 3-2-(2)-ウ まちなみ形成のイメージ

景観計画の運用により、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づいた魅力あるまちなみイメージを示したもので、現状や将来的な理想像を示すものではありません。イメージであり電線類など実際とは異なります。

(3) 下曽根地区

目標	生活を彩る駅前のメインストリート	
方針	<ul style="list-style-type: none"> ○訪れた人にも心地よい、にぎわいのあるまちなみの形成 ○下曽根駅を中心に様々な施設が集積する、地域の顔となるまちなみ形成 ○落ち着いた色調で統一感のある、歩きやすいまちなみの形成 	
対象区域	 <p>凡例 景観重点整備地区</p> <p>駅前通り区域については、両矢印(↔)で示す道路に接する敷地を対象とする</p>	
届出対象行為	対象行為	対象規模
	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	規模に関わらず全て
	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	建築確認申請を要するもの
	その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの	

- 1章 景観計画の位置づけ
- 2章 景観計画の区域
- 3章 行為の制限
 - 重点
 - 門司港
 - 小倉都心
 - 下曽根
 - 若松
 - 国際通
 - 東田
 - 黒崎副都心
 - 木屋瀬
 - 折尾
 - 戸畑
 - 誘導
 - 臨海
 - 空港
 - 関門
 - 関門
- 4章 屋外広告物の表示等
- 5章 公共施設の整備方針
- 6章 重要建造物の指定方針

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

表 3-2-(3)-ア 景観形成基準(建築物)

項目	景観形成要素	景観形成基準	
共通事項		まちなみや通りの連続性の確保	<input type="checkbox"/> 形態・意匠を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 人通りの多い場所では、通りのにぎわいを演出する形態・意匠とするよう努める。
		建築物の魅力向上	<input type="checkbox"/> 建築物全体を統一感のある形態・意匠とし、各景観形成要素が周辺景観から突出した印象とならないものとする。 <input type="checkbox"/> 地域の景観特性や環境に配慮した持続可能なデザインを取り入れるなど、周辺との調和に配慮する。
		景観資源との協調	
配置	地域特性への配慮	自然条件を考慮した配置	<input type="checkbox"/> 地形の起伏、既存の樹木や樹林等の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 樹姿又は樹勢が優れた樹木は、これを修景に生かせるように配慮する。
		壁面位置による快適なまちなみ空間の創出	<input type="checkbox"/> 周囲の基調を確認し、壁面線を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 角地等において、アイストップとなるランドマーク等の眺望確保に有効な場合は、壁面線の後退による眺望確保に配慮する。 <input type="checkbox"/> 商店街や歩行者の多い通り等で、にぎわい創出や開放感のある空間形成のため、連続して1階部分を後退させている場合は、協調するよう努める。 <input type="checkbox"/> 壁面を後退させる場合は、道路と段差を設けず、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調する等、一体的な空間の形成に努める。
高さ	スカイライン	連続性の確保	<input type="checkbox"/> まちなみで構成されるスカイラインの連続性を確保するよう努める。
		突出の低減	<input type="checkbox"/> 山の稜線などの背景やまちなみから突出しない高さとする。
	眺望の確保	眺望確保	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間、特に駅前広場から、背景の山の稜線やランドマークが眺望できるよう配慮する。
壁面	形態・意匠	デザインの工夫	<input type="checkbox"/> 建築物単体のバランスに加え、周辺景観の基調と調和する壁面デザインとする。 <input type="checkbox"/> 前面は、通りの壁面線や高さをそろえる等、まちなみの魅力向上に努める。 <input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見える側面や背面も、前面意匠に準じるよう努める。 <input type="checkbox"/> まちなみの連続性を形成するため、低層部の外壁面の形態を協調させるよう努める。
		アイストップとなる場合の景観配慮	<input type="checkbox"/> 公園や公開空地、交差点等人の往来の多い公共施設等に接する場合は、見え方に配慮した配置、形態、意匠となるよう努める。
		大規模壁面の単調感・圧迫感の低減	<input type="checkbox"/> 開口部などの壁面構成や色彩による分節化等、単調感、圧迫感を低減させる形態、意匠とするよう努める。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
壁面	開口部	まちなみと協調した開口部の位置、大きさ	<input type="checkbox"/> まちなみとしての連続性を形成するため、開口部の位置や大きさの協調に努める。 <input type="checkbox"/> 窓面を利用した広告は掲出ししないよう努める。
	素材	地域の基調を踏まえた素材の使用	<input type="checkbox"/> 周辺景観や地域特性の基調を踏まえた素材を使用するよう努めるとともに、汚れが目立ちにくいもの、退色の少ないもの、耐久性の高いものを用いる。 <input type="checkbox"/> 反射光を生じる素材は使用しない。
	色彩	メインカラー(基調色)	<input type="checkbox"/> 暖色系(R、YR、Y)は彩度6以下、寒色系(R、YR、Y以外)は彩度3以下とする。 <input type="checkbox"/> 周辺景観や地域特性の基調を踏まえた色彩を使用するよう努める。 <input type="checkbox"/> 高彩度色や低明度色の使用を避け、低彩度の落ち着いた色彩を用いるよう努める。 <input type="checkbox"/> 色数は、多用しない。複数色を使用する場合は、色相、明度、彩度の対比が強くなるよう努める。 <input type="checkbox"/> グラフィック(イラスト、写真、幾何学模様など)を主体としたデザインは行わないよう努める。
		アクセントカラー(強調色)	<input type="checkbox"/> 見付面積の1/10未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。
屋根・屋上	形態・意匠	眺望への配慮	<input type="checkbox"/> 高い所から見下ろす眺望に対して、屋上や屋根、塔屋等の色彩、素材等意匠に配慮する。 <input type="checkbox"/> 反射光を生じる素材は使用しないよう努める。
	色彩	基調色	<input type="checkbox"/> 彩度4以下とする。
部分	ベランダ・バルコニー	ベランダ・バルコニーの修景	<input type="checkbox"/> 建築物と一体感のある意匠とし、壁面から突出した形態や強調する色彩の使用はしないよう努める。 <input type="checkbox"/> 洗濯物や室外機等が、道路等の公共空間から見えない構造、意匠とするよう配慮する。
	屋外階段	屋外階段の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う、建築物と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう努める。
	低層部	連続性の確保	<input type="checkbox"/> 低層部の階高を周囲と協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 商業施設や病院等を訪れる人に対し、統一感のある連続したまちなみをつくるため、歩行者の視線レベルの意匠を周辺環境と協調させるよう努める。
		遮蔽性と閉鎖感の低減	<input type="checkbox"/> ショーウィンドウでは、パイプシャッター等の利用による透過性の確保に努める。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
建築設備等	屋上の設備	屋上設備等の修景	□道路や公園等の公共空間から、容易に見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う等、修景に努める。
	壁面の設備	配管・ダクト等の修景	□道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させない。やむを得ない場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物全体と調和するよう努める。
	テレビ・携帯アンテナ等	テレビ・携帯アンテナ等の修景	□道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、形状や色彩などが建築物から突出しないよう努める。
緑化	敷地	敷地の緑化	□商業施設や病院等があるまちなみの潤いや良好な景観のため、樹木等による緑化に努める。 □まちなみや隣地に生垣や植栽等が連続している場合は、その連続性を保つよう、緑化に努める。 □季節や周辺景観を考慮し、高木、中木、低木の適切な配置と適切な樹種を選定する。
	屋根・屋上	屋根・屋上の緑化	□潤いを創出するため、屋上を活用した緑化に配慮する。特に、ビル等屋上面積の広い建築物は、見下ろす眺望を踏まえた屋上緑化に努める。
外構・その他施設	敷地・アプローチ等	まちなみとの一体感や連続性のある空間づくり	□まちなみや隣地との一体感や連続性に配慮する。 □敷地内舗装の材質や色彩は、前面道路との調和に配慮する。 □柵やフェンス等は、圧迫感がないよう、高さや構造、面積などを工夫し、透過性の確保に努める。
	駐車場	平面式・機械式・立体式駐車場の位置、出入口、外観等の修景	□主要な道路や公園等の公共空間に面して設けない。やむを得ない場合は、舗装の色や素材、植樹等による修景を行う等、周囲からの見え方に配慮する。 □建築物本体と形態や色彩、外壁素材等が一体的なデザインとなるよう努める。
	倉庫・駐輪場・ゴミ置場等の施設	倉庫、駐輪場、ゴミ置場等の修景	□道路や公園等の公共空間から見えにくい場所に設ける。やむを得ない場合は、建築物等と調和する形態や色彩とする。また、緑化等による修景に努める。
	擁壁・法面	圧迫感のない構造	□段切りや後退、緩勾配の採用等、圧迫感を与えない構造とするよう努める。 □自然素材の活用や前面の緑化等、周辺景観との調和に努める。
夜間景観	照明	魅力的な夜間景観の創出	□建築物やその敷地、看板、ショーウィンドウ等、地域の特性に応じた魅力的な夜間のライトアップに努める。 □ランドマークのライトアップ、または周囲の基調を確認し、色温度や照度を協調させるよう努める。 □店舗等では、閉店後にも看板やショーウィンドウ等のあかりを一定時間点灯延長する等、夜間の賑わい創出を前提とした照明設計に配慮する。
	光害	光害(ネオン点滅・グレア等)の抑制	□まちなみや夜間景観等の地域特性に配慮し、光環境を損なわない照明整備を行う。 □点滅や過度に発光するものや、動きのある照明(回転灯、サーチライト)等の機器は、使用しないよう努める。

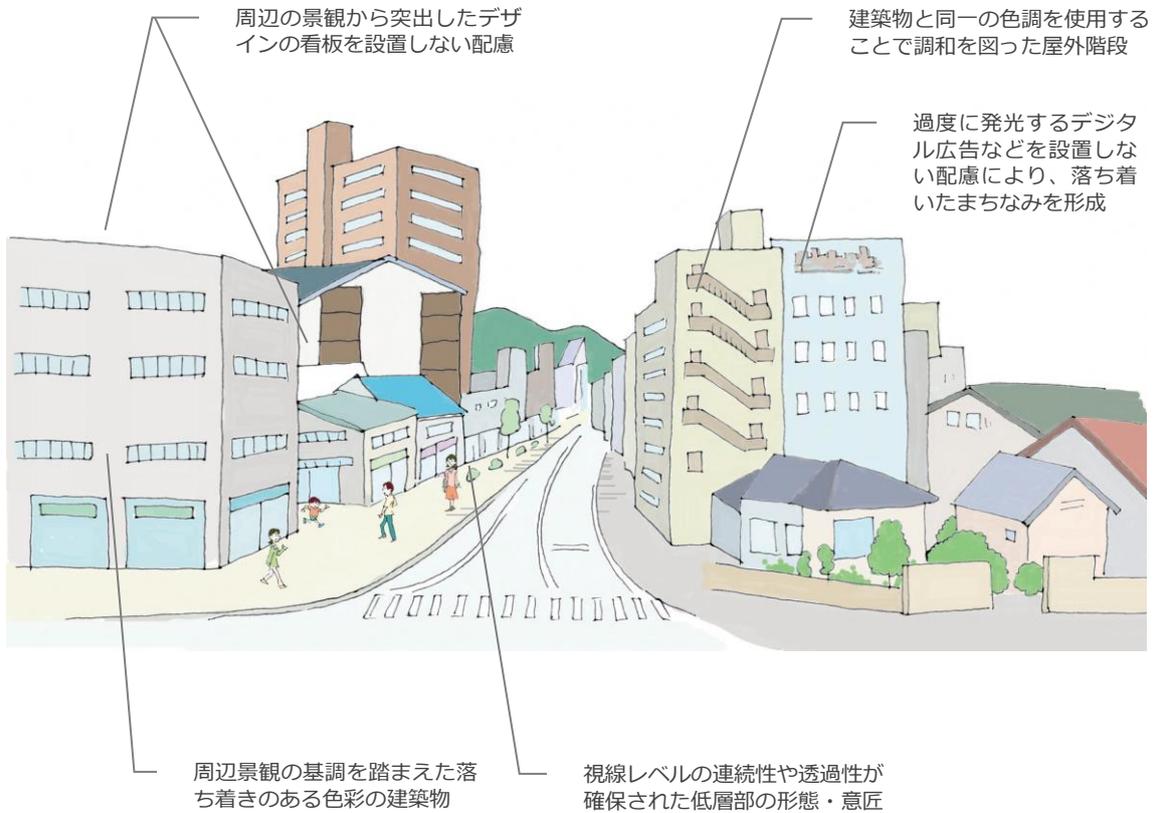
表 3-2-(3)-イ 景観形成基準(工作物)

項目	景観形成要素	景観形成基準
共通事項	位置・形態	□建築物や周辺環境と調和する位置・形態とする。
	色彩	□建築物や周辺環境と調和する色彩とする。
	材質	□材質は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるように努める。
煙突、鉄筋コンクリートの柱等	配置	□連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避ける。
	緑化	□足元や敷地の周囲などの緑化に努める。
擁壁	圧迫感のない構造	□自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、周辺との景観調和に努める。
携帯基地局アンテナ	修景	□主要な道路からできるだけ見えない位置に配置する。若しくは、外壁又は屋根と同色で着色するなど、目立たないように努める。

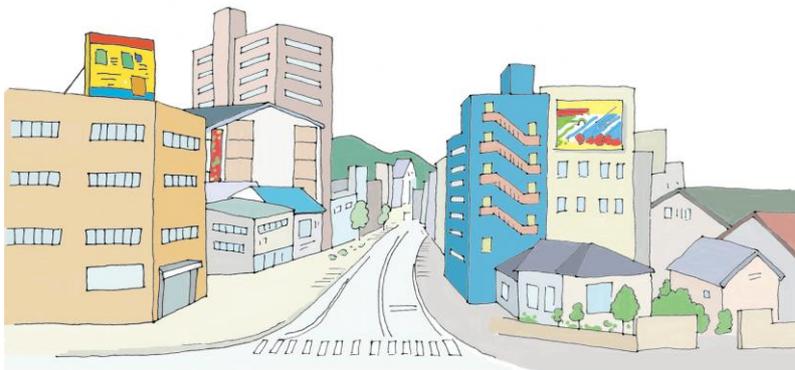
※表 3-2-(3)-ア、イの基準に適合しない場合であっても、北九州市景観審議会等の意見聴取をした上、良好な景観形成に支障がないと判断されるものについては、基準外とすることができる。

魅力あるまちなみづくりのポイント

様々な工夫で、周囲と調和した魅力的な景観を形成しましょう！



景観配慮がないまちなみは・・・No Good



No Good ポイント

色彩・高さ・意匠・看板などの不調和

まちの印象は

- ・統一感がない
- ・ごちゃごちゃした
- ・落ち着きがない

魅力あるまちなみとは言えません。

図 3-2-(1)-工 まちなみ形成のイメージ

景観計画の運用により、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づいた魅力あるまちなみイメージを示したもので、現状や将来的な理想像を示すものではありません。イメージであり電線類など実際とは異なります。

(4) 若松地区

目標	洞海湾の歴史と商業地の賑わいを楽しむ水辺のまち	
方針	海岸通り区域 海と港町の歴史的な雰囲気を楽しめる海岸通りの形成 国道199号区域 若松区の玄関にふさわしい風格と活力をもつ通りの形成 国道495号区域 海と行政文化エリアを結ぶ潤いと海を感じさせる通りの形成 中川通り区域 海と中心商業地を結ぶ賑わいのある通りの形成	
対象区域		
届出対象行為	対象行為	対象規模
	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	規模に関わらず全て
	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	建築確認申請を要するもの
	その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの	

1章 景観計画の位置づけ

2章 景観計画の区域

3章 行為の制限

重点

- 門司港
- 小倉都心
- 下曽根
- 若松**
- 国際通
- 東田
- 黒崎副都心
- 木屋瀬
- 折尾
- 戸畑

誘導

- 臨海
- 空港

関門

関門

4章 屋外広告物の表示等

5章 公共施設の整備方針

6章 重要建造物の指定方針

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

表 3-2-(4)-ア 景観形成基準(建築物)

項目	景観形成要素	景観形成基準	
共通事項		まちなみや通りの連続性の確保	<input type="checkbox"/> 形態・意匠を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 人通りの多い場所では、通りのにぎわいを演出する形態・意匠とするよう努める。
		建築物の魅力向上	<input type="checkbox"/> 建築物全体を統一感のある形態・意匠とし、各景観形成要素が周辺景観から突出した印象とならないものとする。 <input type="checkbox"/> 地域の景観特性や環境に配慮した持続可能なデザインを取り入れるなど、周辺との調和に配慮する。
		景観資源との協調	<input type="checkbox"/> 屋根や庇、外壁等のデザインを協調するなど、歴史的建造物等景観資源のあるまちなみとの調和に配慮する。
配置	地域特性への配慮	自然条件を考慮した配置	<input type="checkbox"/> 地形の起伏、既存の樹木や樹林等の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 樹姿又は樹勢が優れた樹木は、これを修景に活かせるように配慮する。
	壁面位置	壁面位置による快適なまちなみ空間の創出	<input type="checkbox"/> 周囲の基調を確認し、壁面線を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 角地等において、アイストップとなるランドマーク等の眺望確保に有効な場合は、壁面線の後退による眺望確保に配慮する。 <input type="checkbox"/> 商店街や歩行者の多い通り等で、にぎわい創出や開放感のある空間形成のため、連続して1階部分を後退させている場合は、協調するよう努める。 <input type="checkbox"/> 壁面を後退させる場合は、道路と段差を設けず、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調する等、一体的な空間の形成に努める。
高さ	スカイライン	連続性の確保	<input type="checkbox"/> まちなみで構成されるスカイラインの連続性を確保するよう努める。
		突出の低減	<input type="checkbox"/> 山の稜線などの背景やまちなみから突出しない高さとする。
	眺望の確保	眺望確保	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から、背景の山の稜線やランドマークが眺望できるよう配慮する。特に、水際線の建築物の形態は海への眺望に配慮する。
壁面	形態・意匠	デザインの工夫	<input type="checkbox"/> 建築物単体のバランスに加え、周辺景観の基調と調和する壁面デザインとする。 <input type="checkbox"/> 前面は、通りの壁面線や高さをそろえる等、まちなみの魅力向上に努める。 <input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見える側面や背面も、前面意匠に準じるよう努める。 <input type="checkbox"/> まちなみの連続性を形成するため、低層部の外壁面の形態を協調させるよう努める。
		アイストップとなる場合の景観配慮	<input type="checkbox"/> 公園や公開空地、交差点等人の往来の多い公共施設等に接する場合は、見え方に配慮した配置、形態、意匠となるよう努める。
		大規模壁面の単調感・圧迫感の低減	<input type="checkbox"/> 開口部などの壁面構成や色彩による分節化等、単調感、圧迫感を低減させる形態、意匠とするよう努める。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
壁面	開口部	まちなみと協調した開口部の位置、大きさ	<input type="checkbox"/> まちなみとしての連続性を形成するため、開口部の位置や大きさの協調に努める。 <input type="checkbox"/> 窓面を利用した広告は掲出ししないよう努める。
	素材	地域の基調を踏まえた素材の使用	<input type="checkbox"/> 周辺景観や地域特性の基調を踏まえた素材を使用するよう努めるとともに、汚れが目立ちにくいもの、退色の少ないもの、耐久性の高いものを用いる。 <input type="checkbox"/> 海岸通沿いはレンガ、タイル、自然石等、質感のある材料を用いる。 <input type="checkbox"/> 反射光を生じる素材は使用しない。
	色彩	メインカラー(基調色)	<input type="checkbox"/> 暖色系(R, YR, Y)は彩度6以下、寒色系(R, YR, Y以外)は彩度3以下とする。但し、海岸通区域では、臨海部産業景観形成誘導地域(若松地区)の色彩基準によるものとする。 <input type="checkbox"/> 周辺景観や地域特性の基調を踏まえた色彩を使用するよう努める。 <input type="checkbox"/> 高彩度色や低明度色の使用を避け、落ち着いた色彩を用いるよう努める。 <input type="checkbox"/> 色数は、多用しない。複数色を使用する場合は、色相、明度、彩度の対比が強くなるよう努める。 <input type="checkbox"/> グラフィック(イラスト、写真、幾何学模様など)を主体としたデザインは行わないよう努める。
		アクセントカラー(強調色)	<input type="checkbox"/> 見付面積の1/10未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。
	屋根・屋上	形態・意匠	眺望への配慮
色彩		基調色	<input type="checkbox"/> 彩度4以下とする。
部分	ベランダ・バルコニー	ベランダ・バルコニーの修景	<input type="checkbox"/> 建築物と一体感のある意匠とし、壁面から突出した形態や強調する色彩の使用はしないよう努める。 <input type="checkbox"/> 洗濯物や室外機等が、道路及び若戸大橋等の公共空間から見えない構造、意匠とするよう配慮する。
	屋外階段	屋外階段の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う、建築物と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう努める。
	低層部	連続性の確保	<input type="checkbox"/> 低層部の階高を周囲と協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 統一感のある連続したまちなみをつくるため、歩行者の視線レベルの意匠を周辺環境と協調させるよう努める。
遮蔽性と閉鎖感の低減		<input type="checkbox"/> ショーウィンドウでは、パイプシャッター等の利用による透過性の確保に努める。	

項目	景観形成要素	景観形成基準	
建築設備等	屋上の設備	屋上設備等の修景	□道路や公園等の公共空間、また若戸大橋から、容易に見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う等、修景に努める。
	壁面の設備	配管・ダクト等の修景	□道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させない。やむを得ない場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物全体と調和するよう努める。
	テレビ・携帯アンテナ等	テレビ・携帯アンテナ等の修景	□道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、形状や色彩などが建築物から突出しないよう努める。
緑化	敷地	敷地の緑化	□まちなみの潤いや良好な景観のため、樹木等による緑化に努める。 □まちなみや隣地に生垣や植栽等が連続している場合は、その連続性を保つよう、緑化に努める。 □季節や周辺景観を考慮し、高木、中木、低木の適切な配置と適切な樹種を選定する。
	屋根・屋上	屋根・屋上の緑化	□潤いを創出するため、屋上を活用した緑化に配慮する。特に、ビル等屋上面積の広い建築物は、見下ろす眺望を踏まえた屋上緑化に努める。
外構・その他施設	敷地・アプローチ等	まちなみとの一体感や連続性のある空間づくり	□まちなみや隣地との一体感や連続性に配慮する。 □敷地内舗装の材質や色彩は、前面道路との調和に配慮する。 □柵やフェンス等は、圧迫感がないよう、高さや構造、面積などを工夫し、透過性の確保に努める。特に、海岸通については柵やフェンス等は、設置しないよう努める。
	駐車場	平面式・機械式・立体式駐車場の位置、出入口、外観等の修景	□主要な道路や公園等の公共空間に面して設けない。やむを得ない場合は、舗装の色や素材、植樹等による修景を行う等、周囲からの見え方に配慮する。特に、若戸大橋や高塔山の景観を阻害しないよう努める。 □建築物本体と形態や色彩、外壁素材等が一体的なデザインとなるよう努める。
	倉庫・駐輪場・ゴミ置場の施設	倉庫、駐輪場、ゴミ置場等の修景	□道路や公園等の公共空間から見えにくい場所に設ける。やむを得ない場合は、建築物等と調和する形態や色彩とする。また、緑化等による修景に努める。
	擁壁・法面	圧迫感のない構造	□段切りや後退、緩勾配の採用等、圧迫感を与えない構造とするよう努める。 □自然素材の活用や前面の緑化等、周辺景観との調和に努める。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
夜間景観	照明	魅力的な夜間景観の創出	<input type="checkbox"/> 建築物やその敷地、看板、ショーウィンドウ等、地域の特性に応じた魅力的な夜間のライトアップに努める。 <input type="checkbox"/> ランドマークのライトアップ、または周囲の基調を確認し、色温度や照度を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 店舗等では、閉店後にも看板やショーウィンドウ等のあかりを一定時間点灯延長する等、夜間の賑わい創出を前提とした照明設計に配慮する。
	光害	光害(ネオン点滅・グレア等)の抑制	<input type="checkbox"/> まちなみや夜間景観等の地域特性に配慮し、光環境を損なわない照明整備を行う。 <input type="checkbox"/> 点滅や過度に発光するものや、動きのある照明(回転灯、サーチライト)等の機器は、使用しないよう努める。

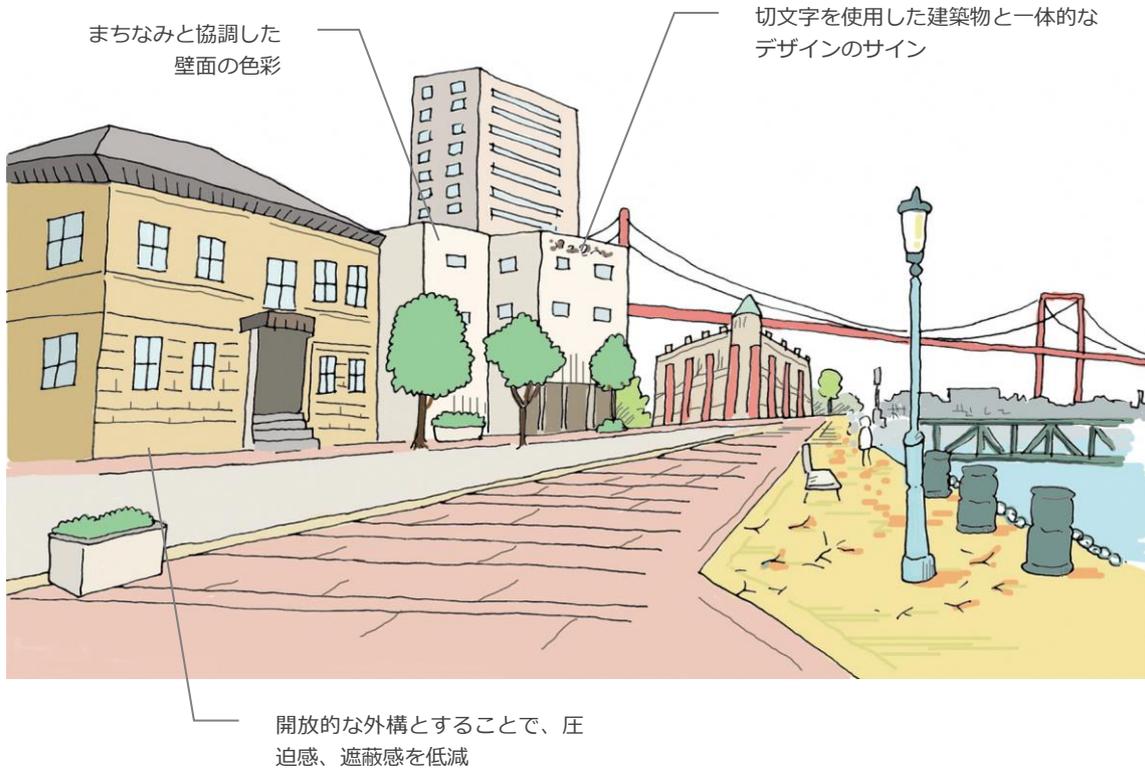
表 3-2-(4)-イ 景観形成基準(工作物)

項目	景観形成要素	景観形成基準
共通事項	位置・形態	<input type="checkbox"/> 建築物や周辺環境と調和する位置・形態とする。
	色彩	<input type="checkbox"/> 建築物や周辺環境と調和する色彩とする。
	材質	<input type="checkbox"/> 材質は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるように努める。
煙突、鉄筋コンクリートの柱等	配置	<input type="checkbox"/> 連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避ける。
	緑化	<input type="checkbox"/> 足元や敷地の周囲などの緑化に努める。
擁壁	圧迫感のない構造	<input type="checkbox"/> 自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、周辺との景観調和に努める。
携帯基地局アンテナ	修景	<input type="checkbox"/> 主要な道路からできるだけ見えない位置に配置する。若しくは、外壁又は屋根と同色で着色するなど、目立たないように努める。

※表 3-2-(4)-ア、イの基準に適合しない場合であっても、北九州市景観審議会等の意見聴取をした上、良好な景観形成に支障がないと判断されるものについては、基準外とすることができる。

魅力あるまちなみづくりのポイント

様々な工夫で、周囲と調和した魅力的な景観を形成しましょう！



景観配慮がないまちなみは・・・No Good



No Good ポイント

色彩・高さ・意匠・看板などの不調和

まちの印象は

- ・統一感がない
- ・ごちゃごちゃした
- ・落ち着きがない

魅力あるまちなみとは言えません。

図 3-2-(4)-ウ まちなみ形成のイメージ

景観計画の運用により、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づいた魅力あるまちなみイメージを示したもので、現状や将来的な理想像を示すものではありません。イメージであり電線類など実際とは異なります。

(5) 国際通り地区

目標	国際性豊かなまちなみと若々しさのあるまち	
方針	○若者が集まり、世界の人々がふれあうまちなみの形成 ○文化、緑、ゆとりの空間を感じるまちなみの形成 ○住んでいる人が誇りに思う、皿倉山を望む、洗練されたまちなみの形成	
対象区域		
届出対象行為	対象行為	対象規模
	建築物の新築、増築、改築、移転、 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更	規模に関わらず全て
	工作物の新設、増築、改築、移転、 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更 その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの	建築確認申請を要するもの

1章 景観計画の位置づけ

2章 景観計画の区域

3章 行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章 屋外広告物の表示等

5章 公共施設の整備方針

6章 重要建造物の指定方針

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

表 3-2-(5)-ア 景観形成基準(建築物)

項目	景観形成要素	景観形成基準	
共通事項		まちなみや通りの連続性の確保	<input type="checkbox"/> 形態・意匠を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 人通りの多い場所では、通りのにぎわいを演出する形態・意匠とするよう努める。
		建築物の魅力向上	<input type="checkbox"/> 建築物全体を統一感のある形態・意匠とし、各景観形成要素が周辺景観から突出した印象とならないものとする。 <input type="checkbox"/> 地域の景観特性や環境に配慮した持続可能なデザインを取り入れるなど、周辺との調和に配慮する。
		景観資源との協調	<input type="checkbox"/> 屋根や庇、外壁等のデザインを協調するなど、歴史的建造物等景観資源のあるまちなみとの調和に配慮する。
配置	地域特性への配慮	自然条件を考慮した配置	<input type="checkbox"/> 地形の起伏、既存の樹木や樹林等の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 樹姿又は樹勢が優れた樹木は、これを修景に生かせるように配慮する。
	壁面位置	壁面位置による快適なまちなみ空間の創出	<input type="checkbox"/> 周囲の基調を確認し、壁面線を協調させるよう努める。なお、国際通りに面する建築物の外壁又はそれに代わる柱の面及び門扉または塀は、当該道路境界から4m以上後退する。牡牛座の道及び平野11号線においては2m以上後退する。 <input type="checkbox"/> 角地等において、アイストップとなるランドマーク等の眺望確保に有効な場合は、壁面線の後退による眺望確保に配慮する。 <input type="checkbox"/> 商店街や歩行者の多い通り等で、にぎわい創出や開放感のある空間形成のため、連続して1階部分を後退させている場合は、協調するよう努める。 <input type="checkbox"/> 壁面を後退させる場合は、道路と段差を設けず、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調する等、一体的な空間の形成に努める。
高さ	スカイライン	連続性の確保	<input type="checkbox"/> まちなみで構成されるスカイラインの連続性を確保するよう努める。
		突出の低減	<input type="checkbox"/> 山の稜線などの背景やまちなみから突出しない高さとする。
壁面	眺望の確保	眺望確保	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から、背景の山の稜線やランドマークが眺望できるよう配慮する。
		デザインの工夫	<input type="checkbox"/> 建築物単体のバランスに加え、周辺景観の基調と調和する壁面デザインとする。 <input type="checkbox"/> 前面は、通りの壁面線や高さをそろえる等、まちなみの魅力向上に努める。 <input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見える側面や背面も、前面意匠に準じるよう努める。 <input type="checkbox"/> まちなみの連続性を形成するため、低層部の外壁面の形態を協調させるよう努める。
	アイストップとなる場合の景観配慮	<input type="checkbox"/> 公園や公開空地、交差点等人の往来の多い公共施設等に接する場合は、見え方に配慮した配置、形態、意匠となるよう努める。	

項目	景観形成要素	景観形成基準		
壁面	形態・意匠	大規模壁面の単調感・圧迫感の低減	□開口部などの壁面構成や色彩による分節化等、単調感、圧迫感を低減させる形態、意匠とするよう努める。	
	開口部	まちなみと協調した開口部の位置、大きさ	□まちなみとしての連続性を形成するため、開口部の位置や大きさの協調に努める。 □窓面を利用した広告は掲出ししないよう努める。	
	素材	地域の基調を踏まえた素材の使用	□周辺景観や地域特性の基調を踏まえた素材を使用するよう努めるとともに、汚れが目立ちにくいもの、退色の少ないもの、耐久性の高いものを用いる。 □反射光を生じる素材は使用しない。	
	色彩	メインカラー(基調色)		□暖色系(R, YR, Y)は彩度6以下、寒色系(R, YR, Y以外)は彩度3以下とする。 □周辺景観や地域特性の基調を踏まえた色彩を使用するよう努める。 □高彩度色や低明度色の使用を避け、落ち着いた色彩を用いるよう努める。 □色数は、多用しない。複数色を使用する場合は、色相、明度、彩度の対比が強くなるよう努める。 □グラフィック(イラスト、写真、幾何学模様など)を主体としたデザインは行わないよう努める。
		アクセントカラー(強調色)		□見付面積の1/10未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。
屋根・屋上	形態・意匠	眺望への配慮	□皿倉山からの眺望に対して、屋上や屋根、塔屋等の色彩、素材等意匠に配慮する。 □反射光を生じる素材は使用しないよう努める。	
	色彩	基調色	□彩度4以下とする。	
部分	ベランダ・バルコニー	ベランダ・バルコニーの修景	□建築物と一体感のある意匠とし、壁面から突出した形態や強調する色彩の使用はしないよう努める。 □洗濯物や室外機等が、道路等の公共空間から見えない構造、意匠とするよう配慮する。	
	屋外階段	屋外階段の修景	□道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う、建築物と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう努める。	
	低層部	連続性の確保		□低層部の階高を周囲と協調させるよう努める。 □統一感のある連続したまちなみをつくるため、歩行者の視線レベルの意匠を周辺環境と協調させるよう努める。
遮蔽性と閉鎖感の低減			□ショーウィンドウでは、パイプシャッター等の利用による透過性の確保に努める。	

項目	景観形成要素	景観形成基準	
建築設備等	屋上の設備	屋上設備等の修景	□道路や公園等の公共空間、また皿倉山から、容易に見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う等、修景に努める。
	壁面の設備	配管・ダクト等の修景	□道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させない。やむを得ない場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物全体と調和するよう努める。
	テレビ・携帯アンテナ等	テレビ・携帯アンテナ等の修景	□道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、形状や色彩などが建築物から突出しないよう努める。
緑化	敷地	敷地の緑化	□まちなみの潤いや良好な景観のため、樹木等による緑化に努める。 □まちなみや隣地に生垣や植栽等が連続している場合は、その連続性を保つよう、緑化に努める。 □国際通り沿いは幅4m、牡牛座の道沿いは幅2mに、低木(常緑樹)を植栽する。 □季節や周辺景観を考慮し、高木、中木、低木の適切な配置と適切な樹種を選定する。
	屋根・屋上	屋根・屋上の緑化	□潤いを創出するため、屋上を活用した緑化に配慮する。特に、ビル等屋上面積の広い建築物は、見下ろす眺望を踏まえた屋上緑化に努める。
外構・その他施設	敷地・アプローチ等	まちなみとの一体感や連続性のある空間づくり	□まちなみや隣地との一体感や連続性に配慮する。特に、国際通り沿いの敷地内に国際通りと連続する歩道を設ける場合は、国際通りの仕上げ(色彩、材質等)と調和させる。牡牛座の道沿いの敷地出入口は、牡牛座の道及び平野11号線の仕上げ(色彩、材質等)と調和させる。 □敷地内舗装の材質や色彩は、前面道路との調和に配慮する。 □柵やフェンス等は、設置しないよう努める。
	駐車場	平面式・機械式・立体式駐車場の位置、出入口、外観等の修景	□主要な道路や公園等の公共空間に面して設けない。やむを得ない場合は、舗装の色や素材、植樹等による修景を行う等、周囲からの見え方に配慮する。 □建築物本体と形態や色彩、外壁素材等が一体的なデザインとなるよう努める。
	倉庫・駐輪場・ゴミ置場の施設	倉庫、駐輪場、ゴミ置場等の修景	□道路や公園等の公共空間から見えにくい場所に設ける。やむを得ない場合は、建築物等と調和する形態や色彩とする。また、緑化等による修景に努める。
	擁壁・法面	圧迫感のない構造	□段切りや後退、緩勾配の採用等、圧迫感を与えない構造とするよう努める。特に、国際通り及び牡牛座の道沿いは緩やかな法面で処理する。国際通り沿いについては高さ0.6m以上の擁壁は設置しない。 □自然素材の活用や前面の緑化等、周辺景観との調和に努める。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
夜間景観	照明	魅力的な夜間景観の創出	<input type="checkbox"/> 建築物やその敷地、看板、ショーウィンドウ等、地域の特性に応じた魅力的な夜間のライトアップに努める。 <input type="checkbox"/> ランドマークのライトアップ、または周囲の基調を確認し、色温度や照度を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 店舗等では、閉店後にも看板やショーウィンドウ等のあかりを一定時間点灯延長する等、夜間の賑わい創出を前提とした照明設計に配慮する。
	光害	光害(ネオン点滅・グレア等)の抑制	<input type="checkbox"/> まちなみや夜間景観等の地域特性に配慮し、光環境を損なわない照明整備を行う。 <input type="checkbox"/> 点滅や過度に発光するものや、動きのある照明(回転灯、サーチライト)等の機器は、使用しないよう努める。

表 3-2-(5)-イ 景観形成基準(工作物)

項目	景観形成要素	景観形成基準
共通事項	位置・形態	<input type="checkbox"/> 建築物や周辺環境と調和する位置・形態とする。
	色彩	<input type="checkbox"/> 建築物や周辺環境と調和する色彩とする。
	材質	<input type="checkbox"/> 材質は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるように努める。
煙突、鉄筋コンクリートの柱等	配置	<input type="checkbox"/> 連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避ける。
	緑化	<input type="checkbox"/> 足元や敷地の周囲などの緑化に努める。
擁壁	圧迫感のない構造	<input type="checkbox"/> 自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、周辺との景観調和に努める。
携帯基地局アンテナ	修景	<input type="checkbox"/> 主要な道路からできるだけ見えない位置に配置する。若しくは、外壁又は屋根と同色で着色するなど、目立たないように努める。

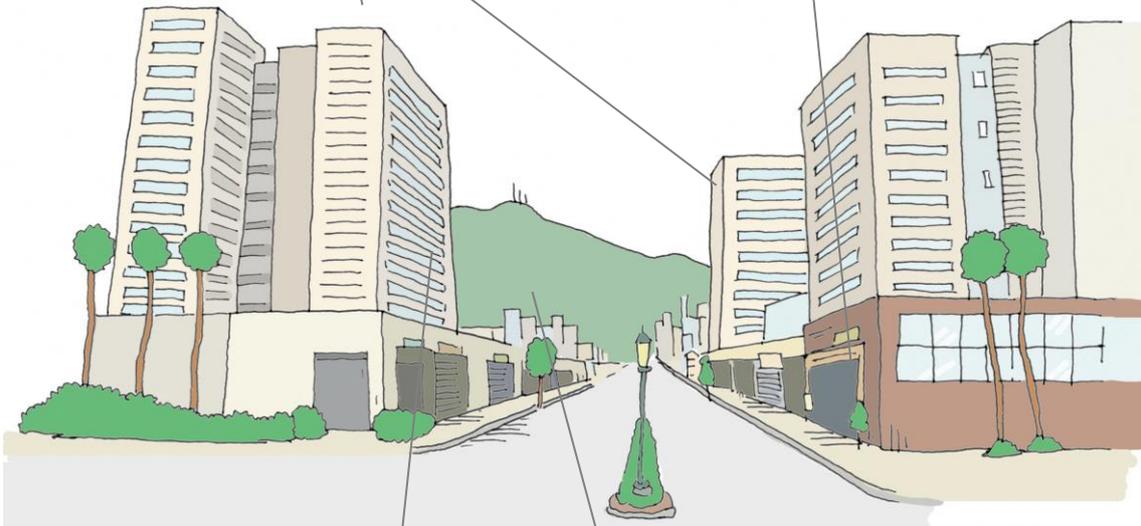
※表 3-2-(5)-ア、イの基準に適合しない場合であっても、北九州市景観審議会等の意見聴取をした上、良好な景観形成に支障がないと判断されるものについては、基準外とすることができる。

魅力あるまちなみづくりのポイント

様々な工夫で、周囲と調和した魅力的な景観を形成しましょう！

周辺の景観から突出したデザインの看板を設置しない配慮

視線レベルの連続性や透過性がある低層部の形態・意匠



すっきりとした壁面デザイン

アイストップとなるランドマークの眺望を遮らないよう配慮した高さの建物

景観配慮がないまちなみは・・・No Good



No Good ポイント

色彩・高さ・意匠・看板などの不調和

まちの印象は

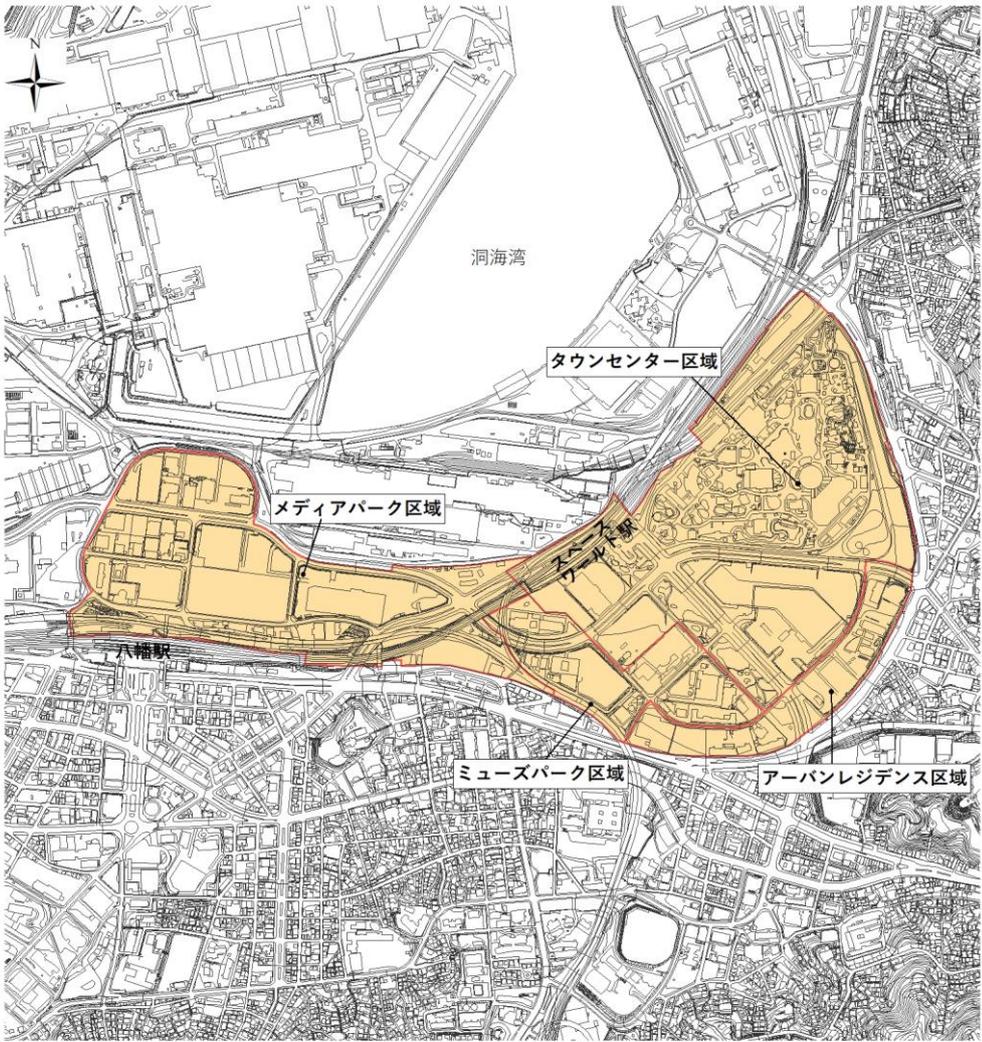
- ・統一感がない
- ・ごちゃごちゃした
- ・落ち着きがない

魅力あるまちなみとは言えません。

図 3-2-(5)-ウ まちなみ形成のイメージ

景観計画の運用により、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づいた魅力あるまちなみイメージを示したもので、現状や将来的な理想像を示すものではありません。イメージであり電線類など実際とは異なります。

(6) 東田地区

目標	産業・文化・生活が融合した新都市創造拠点	
方針	タウンセンター区域 楽しさと多様性を創造する賑わいのあるまちなみの形成 ミュージックパーク区域 文化と生活の融合した楽しさが感じられるまちなみの形成 アーバンレジデンス区域 潤いとやすらぎが感じられるまちなみの形成 メディアパーク区域 多様な機能がこちよく調和し、時代の先端性が感じられるまちなみの形成	
対象区域	 <p>凡例 景観重点整備地区</p>	
届出対象行為	対象行為	対象規模
	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	規模に関わらず全て
	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	建築確認申請を要するもの
	その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの	

1章 景観計画の位置づけ

2章 景観計画の区域

3章 行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章 屋外広告物の表示等

5章 公共施設の整備方針

6章 重要建造物の指定方針

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

表 3-2-(6)-ア 景観形成基準(建築物)

項目	景観形成要素	景観形成基準	
共通事項		まちなみや通りの連続性の確保	<input type="checkbox"/> 形態・意匠を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 人通りの多い場所では、通りのにぎわいを演出する形態・意匠とするよう努める。
		建築物の魅力向上	<input type="checkbox"/> 建築物全体を統一感のある形態・意匠とし、各景観形成要素が周辺景観から突出した印象とならないものとする。 <input type="checkbox"/> 地域の景観特性や環境に配慮した持続可能なデザインを取り入れるなど、周辺との調和に配慮する。
		景観資源との協調	<input type="checkbox"/> 屋根や庇、外壁等のデザインを協調するなど、歴史的建造物等景観資源のあるまちなみとの調和に配慮する。
配置	地域特性への配慮	自然条件を考慮した配置	<input type="checkbox"/> 地形の起伏、既存の樹木や樹林等の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 樹姿又は樹勢が優れた樹木は、これを修景に生かせるように配慮する。
	壁面位置	壁面位置による快適なまちなみ空間の創出	<input type="checkbox"/> 周囲の基調を確認し、壁面線を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 角地等において、アイストップとなるランドマーク等の眺望確保に有効な場合は、壁面線の後退による眺望確保に配慮する。特に東田第一高炉跡の眺望を損なわないよう努める。 <input type="checkbox"/> 商店街や歩行者の多い通り等で、にぎわい創出や開放感のある空間形成のため、連続して1階部分を後退させている場合は、協調するよう努める。 <input type="checkbox"/> 壁面を後退させる場合は、道路と段差を設けず、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調する等、一体的な空間の形成に努める。
高さ	スカイライン	連続性の確保	<input type="checkbox"/> まちなみで構成されるスカイラインの連続性を確保するよう努める。
		突出の低減	<input type="checkbox"/> 山の稜線などの背景やまちなみから突出しない高さとする。
	眺望の確保	眺望確保	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から、背景の山の稜線やランドマークが眺望できるよう配慮する。
壁面	形態・意匠	デザインの工夫	<input type="checkbox"/> 建築物単体のバランスに加え、周辺景観の基調と調和する壁面デザインとする。 <input type="checkbox"/> 前面は、通りの壁面線や高さをそろえる等、まちなみの魅力向上に努める。特に、東田大通り線に面する建築物は、隣接する建築物と壁面線をそろえるよう努める。 <input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見える側面や背面も、前面意匠に準じるよう努める。 <input type="checkbox"/> まちなみの連続性を形成するため、低層部の外壁面の形態を協調させるよう努める。
		アイストップとなる場合の景観配慮	<input type="checkbox"/> 公園や公開空地、交差点等人の往来の多い公共施設等に接する場合は、見え方に配慮した配置、形態、意匠となるよう努める。
		大規模壁面の単調感・圧迫感の低減	<input type="checkbox"/> 開口部などの壁面構成や色彩による分節化等、単調感、圧迫感を低減させる形態、意匠とするよう努める。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
壁面	開口部	まちなみと協調した開口部の位置、大きさ	<input type="checkbox"/> まちなみとしての連続性を形成するため、開口部の位置や大きさの協調に努める。 <input type="checkbox"/> 窓面を利用した広告は掲出ししないよう努める。
	素材	地域の基調を踏まえた素材の使用	<input type="checkbox"/> 周辺景観や地域特性の基調を踏まえた素材を使用するよう努めるとともに、汚れが目立ちにくいもの、退色の少ないもの、耐久性の高いものを用いる。 <input type="checkbox"/> タイル、自然石等、質感のある材料を用いる。 <input type="checkbox"/> 反射光を生じる素材は使用しない。
	色彩	メインカラー(基調色)	<input type="checkbox"/> 暖色系(R、YR、Y)は彩度6以下、寒色系(R、YR、Y以外)は彩度3以下とする。 <input type="checkbox"/> 周辺景観や地域特性の基調を踏まえた色彩を使用するよう努める。 <input type="checkbox"/> 高彩度色や低明度色の使用を避け、低彩度の落ち着いたものを用いるよう努める。 <input type="checkbox"/> 色数は、多用しない。複数色を使用する場合は、色相、明度、彩度の対比が強くなるよう努める。 <input type="checkbox"/> グラフィック(イラスト、写真、幾何学模様など)を主体としたデザインは行わないよう努める。
		アクセントカラー(強調色)	<input type="checkbox"/> 見付面積の1/10未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。
屋根・屋上	形態・意匠	眺望への配慮	<input type="checkbox"/> 高い所から見下ろす眺望に対して、屋上や屋根、塔屋等の色彩、素材等意匠に配慮する。 <input type="checkbox"/> 反射光を生じる素材は使用しないよう努める。
	色彩	基調色	<input type="checkbox"/> 彩度4以下とする。
部分	ベランダ・バルコニー	ベランダ・バルコニーの修景	<input type="checkbox"/> 建築物と一体感のある意匠とし、壁面から突出した形態や強調する色彩の使用はしないよう努める。 <input type="checkbox"/> 洗濯物や室外機等が、道路等の公共空間から見えない構造、意匠とするよう配慮する。
	屋外階段	屋外階段の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う、建築物と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう努める。
	低層部	連続性の確保	<input type="checkbox"/> 低層部の階高を周囲と協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 統一感のある連続したまちなみをつくるため、歩行者の視線レベルの意匠を周辺環境と協調させるよう努める。
遮蔽性と閉鎖感の低減		<input type="checkbox"/> ショーウィンドウでは、パイプシャッター等の利用による透過性の確保に努める。	

項目	景観形成要素	景観形成基準	
建築設備等	屋上の設備	屋上設備等の修景	□道路や公園等の公共空間から、容易に見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う等、修景に努める。
	壁面の設備	配管・ダクト等の修景	□道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させない。やむを得ない場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物全体と調和するよう努める。
	テレビ・携帯アンテナ等	テレビ・携帯アンテナ等の修景	□道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、形状や色彩などが建築物から突出しないよう努める。
緑化	敷地	敷地の緑化	□まちなみの潤いや良好な景観のため、樹木等による緑化に努める。 □まちなみや隣地に生垣や植栽等が連続している場合は、その連続性を保つよう、緑化に努める。 □季節や周辺景観を考慮し、高木、中木、低木の適切な配置と適切な樹種を選定する。
	屋根・屋上	屋根・屋上の緑化	□潤いを創出するため、屋上を活用した緑化に配慮する。特に、ビル等屋上面積の広い建築物は、見下ろす眺望を踏まえた屋上緑化に努める。
外構・その他施設	敷地・アプローチ等	まちなみとの一体感や連続性のある空間づくり	□まちなみや隣地との一体感や連続性に配慮する。 □敷地内舗装の材質や色彩は、前面道路との調和に配慮する。 □敷地内の舗装部、照明灯、車止め等は、原色を使用しない。 □柵やフェンス等は、設置しないよう努める。
	駐車場	平面式・機械式・立体式駐車場の位置、出入口、外観等の修景	□主要な道路や公園等の公共空間に面して設けない。やむを得ない場合は、舗装の色や素材、植樹等による修景を行う等、周囲からの見え方に配慮する。 □建築物本体と形態や色彩、外壁素材等が一体的なデザインとなるよう努める。 □東田大通り線に面して、立体駐車場は設置しないよう努める。
	倉庫・駐輪場・ゴミ置場の施設	倉庫、駐輪場、ゴミ置場等の修景	□道路や公園等の公共空間から見えにくい場所に設ける。やむを得ない場合は、建築物等と調和する形態や色彩とする。また、緑化等による修景に努める。
	擁壁・法面	圧迫感のない構造	□段切りや後退、緩勾配の採用等、圧迫感を与えない構造とするよう努める。 □自然素材の活用や前面の緑化等、周辺景観との調和に努める。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
夜間景観	照明	魅力的な夜間景観の創出	<input type="checkbox"/> 建築物やその敷地、看板、ショーウィンドウ等、地域の特性に応じた魅力的な夜間のライトアップに努める。 <input type="checkbox"/> ランドマークのライトアップ、または周囲の基調を確認し、色温度や照度を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 店舗等では、閉店後にも看板やショーウィンドウ等のあかりを一定時間点灯延長する等、夜間の賑わい創出を前提とした照明設計に配慮する。
	光害	光害(ネオン点滅・グレア等)の抑制	<input type="checkbox"/> まちなみや夜間景観等の地域特性に配慮し、光環境を損なわない照明整備を行う。 <input type="checkbox"/> 点滅や過度に発光するものや、動きのある照明(回転灯、サーチライト)等の機器は、使用しないよう努める。

表 3-2-(6)-イ 景観形成基準(工作物)

項目	景観形成要素	景観形成基準
共通事項	位置・形態	<input type="checkbox"/> 建築物や周辺環境と調和する位置・形態とする。
	色彩	<input type="checkbox"/> 建築物や周辺環境と調和する色彩とする。
	材質	<input type="checkbox"/> 材質は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるように努める。
煙突、鉄筋コンクリートの柱等	配置	<input type="checkbox"/> 連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避ける。
	緑化	<input type="checkbox"/> 足元や敷地の周囲などの緑化に努める。
擁壁	圧迫感のない構造	<input type="checkbox"/> 自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、周辺との景観調和に努める。
携帯基地局アンテナ	修景	<input type="checkbox"/> 主要な道路からできるだけ見えない位置に配置する。若しくは、外壁又は屋根と同色で着色するなど、目立たないように努める。

※表 3-2-(6)-ア、イの基準に適合しない場合であっても、北九州市景観審議会等の意見聴取をした上、良好な景観形成に支障がないと判断されるものについては、基準外とすることができる。

魅力あるまちなみづくりのポイント

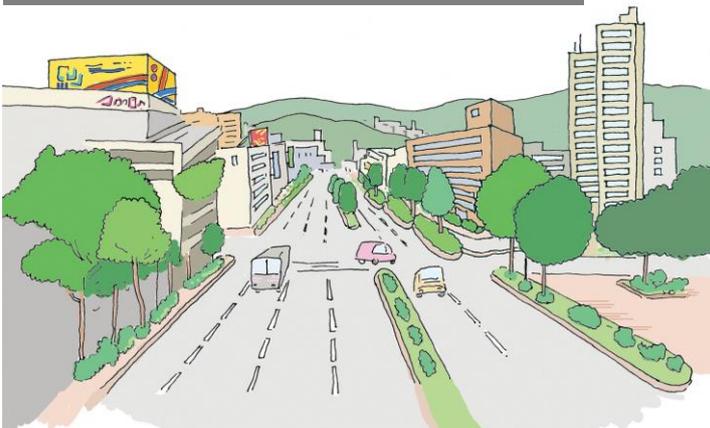
様々な工夫で、周囲と調和した魅力的な景観を形成しましょう！

周辺の景観から突出したデザインの看板を設置しない配慮

連続性のあるスカイライン



景観配慮がないまちなみは・・・No Good



No Good ポイント

色彩・高さ・意匠・看板などの不調和

まちの印象は

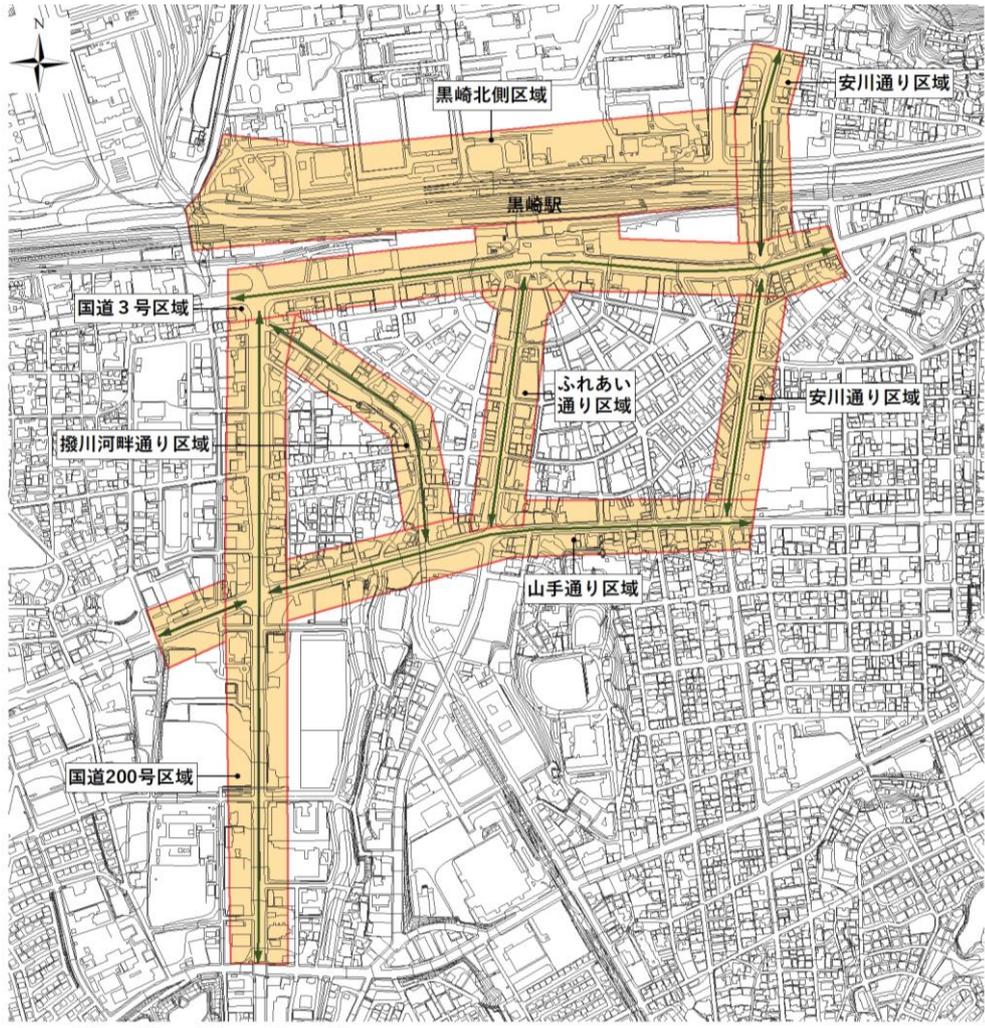
- ・統一感がない
- ・ごちゃごちゃした
- ・落ち着きがない

魅力あるまちなみとは言えません。

図 3-2-(6)-ウ まちなみ形成のイメージ

景観計画の運用により、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づいた魅力あるまちなみイメージを示したもので、現状や将来的な理想像を示すものではありません。イメージであり電線類など実際とは異なります。

(7) 黒崎副都心地区

目標	洗練されたまちなみを軸に賑わいの広がる副都心	
方針	<p>ふれあい通り区域 副都心の顔となるシンボルロードの形成 国道3号区域 副都心の玄関にふさわしい風格を持つ通りの形成 国道200号区域 副都心の入り口として人々をもてなす潤いを感じられる通りの形成 山手通り区域 人々が交流し、黒崎の歴史や文化を感じさせる通りの形成 安川通り区域 海・山と結ぶ人々が集いにぎわう通りの形成 撥川河畔通り区域 水や緑に親しみ憩える通りの形成 黒崎駅北側区域 躍動感があり、楽しさが感じられる車窓風景の形成</p>	
対象区域	 <p>凡例 景観重点整備地区 黒崎駅北側区域以外の区域は、両矢印(↔)で示す道路及び撥川に接する敷地を対象とする。</p>	
届出対象行為	対象行為	対象規模
	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	規模に関わらず全て
	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	建築確認申請を要するもの
	その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの	

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

表 3-2-(7)-ア 景観形成基準(建築物)

項目	景観形成要素	景観形成基準	
共通事項		まちなみや通りの連続性の確保	<input type="checkbox"/> 形態・意匠を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 人通りの多い場所では、通りのにぎわいを演出する形態・意匠とするよう努める。
		建築物の魅力向上	<input type="checkbox"/> 建築物全体を統一感のある形態・意匠とし、各景観形成要素が周辺景観から突出した印象とならないものとする。 <input type="checkbox"/> 地域の景観特性や環境に配慮した持続可能なデザインを取り入れるなど、周辺との調和に配慮する。
		景観資源との協調	<input type="checkbox"/> 屋根や庇、外壁等のデザインを協調するなど、歴史的建造物等景観資源のあるまちなみとの調和に配慮する。
配置	地域特性への配慮	自然条件を考慮した配置	<input type="checkbox"/> 地形の起伏、既存の樹木や樹林等の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 樹姿又は樹勢が優れた樹木は、これを修景に生かせるように配慮する。
	壁面位置	壁面位置による快適なまちなみ空間の創出	<input type="checkbox"/> 周囲の基調を確認し、壁面線を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 角地等において、アイストップとなるランドマーク等の眺望確保に有効な場合は、壁面線の後退による眺望確保に配慮する。 <input type="checkbox"/> 商店街や歩行者の多い通り等で、にぎわい創出や開放感のある空間形成のため、連続して1階部分を後退させている場合は、協調するよう努める。 <input type="checkbox"/> 快適なまちなみ空間を演出するため、国道沿いにおいては壁面後退または低層部の後退を行う。 <input type="checkbox"/> 壁面を後退させる場合は、道路と段差を設けず、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調する等、一体的な空間の形成に努める。特にふれあい通りにおいては、前面に歩行者のたまり空間を設けるよう努める。
高さ	スカイライン	連続性の確保	<input type="checkbox"/> まちなみで構成されるスカイラインの連続性を確保するよう努める。
		突出の低減	<input type="checkbox"/> 山の稜線などの背景やまちなみから突出しない高さとする。
壁面	眺望の確保	眺望確保	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から、背景の山の稜線やランドマークが眺望できるよう配慮する。
		デザインの工夫	<input type="checkbox"/> 建築物単体のバランスに加え、撥川親水空間等周辺景観の基調と調和する壁面デザインとする。 <input type="checkbox"/> 前面は、通りの壁面線や高さをそろえる等、まちなみの魅力向上に努める。 <input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間、またJR線や黒崎バイパスの車窓から見える側面や背面も、前面意匠に準じるよう努める。 <input type="checkbox"/> まちなみの連続性を形成するため、低層部の外壁面の形態を協調させるよう努める。
	アイストップとなる場合の景観配慮	<input type="checkbox"/> 公園や公開空地、交差点等人の往来の多い公共施設等に接する場合は、見え方に配慮した配置、形態、意匠となるよう努める。	

項目	景観形成要素	景観形成基準	
壁面	形態・意匠	大規模壁面の単調感・圧迫感の低減	□開口部などの壁面構成や色彩による分節化等、単調感、圧迫感を低減させる形態、意匠とするよう努める。
	開口部	まちなみと協調した開口部の位置、大きさ	□まちなみとしての連続性を形成するため、開口部の位置や大きさの協調に努める。特に低層部の商業・業務系店舗においては、窓やショーウィンドウ等を用いて開放性のある開口部とするよう努める。 □窓面を利用した広告は掲出ししないよう努める。
	素材	地域の基調を踏まえた素材の使用	□周辺景観や地域特性の基調を踏まえた素材を使用するよう努めるとともに、汚れが目立ちにくいもの、退色の少ないもの、耐久性の高いものを用いる。 □反射光を生じる素材は使用しない。
	色彩	メインカラー(基調色)	□暖色系(R, YR, Y)は彩度6以下、寒色系(R, YR, Y以外)は彩度3以下とする。但し、黒崎駅北側区域では、臨海部産業景観形成誘導地域(黒崎地区)の色彩基準によるものとする。基準内であっても、周辺景観の基調に応じて低彩度の色彩を用いるよう努める。 □周辺景観や地域特性の基調を踏まえた色彩を使用するよう努める。 □高彩度色や低明度色の使用を避け、低彩度で落ち着いたある色彩を用いるよう努める。 □色数は、多用しない。複数色を使用する場合は、色相、明度、彩度の対比が強くなるよう努める。 □グラフィック(イラスト、写真、幾何学模様など)を主体としたデザインは行わないよう努める。
			アクセントカラー(強調色)
	屋根・屋上	形態・意匠	眺望への配慮
色彩		基調色	□彩度4以下とする。
部分	ベランダ・バルコニー	ベランダ・バルコニーの修景	□建築物と一体感のある意匠とし、壁面から突出した形態や強調する色彩の使用はしないよう努める。 □洗濯物や室外機等が、道路等の公共空間から見えない構造、意匠とするよう配慮する。
	屋外階段	屋外階段の修景	□道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う、建築物と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう努める。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
部分	低層部	連続性の確保	<input type="checkbox"/> 低層部の階高を周囲と協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 統一感のある連続したまちなみをつくるため、歩行者の視線レベルの意匠を周辺環境と協調させるよう努める。
		遮蔽性と閉鎖感の低減	<input type="checkbox"/> ショーウィンドウでは、パイプシャッター等の利用による透過性の確保に努める。
建築設備等	屋上の設備	屋上設備等の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間、特に駅前デッキ、黒崎バイパス、撥川親水空間から、容易に見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う等、修景に努める。
	壁面の設備	配管・ダクト等の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させない。やむを得ない場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物全体と調和するよう努める。
	テレビ・携帯アンテナ等	テレビ・携帯アンテナ等の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間、特に駅前デッキ、黒崎バイパス、撥川親水空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、形状や色彩などが建築物から突出しないよう努める。
緑化	敷地	敷地の緑化	<input type="checkbox"/> まちなみの潤いや良好な景観のため、樹木等による緑化に努める。 <input type="checkbox"/> まちなみや隣地に生垣や植栽等が連続している場合は、その連続性を保つよう、緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 季節や周辺景観を考慮し、高木、中木、低木の適切な配置と適切な樹種を選定する。
	屋根・屋上	屋根・屋上の緑化	<input type="checkbox"/> 潤いを創出するため、屋上を活用した緑化に配慮する。特に、ビル等屋上面積の広い建築物は、見下ろす眺望を踏まえた屋上緑化に努める。
外構・その他施設	敷地・アプローチ等	まちなみとの一体感や連続性のある空間づくり	<input type="checkbox"/> まちなみや隣地との一体感や連続性に配慮する。 <input type="checkbox"/> 敷地内舗装の材質や色彩は、前面道路との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 柵やフェンス等は、設置しないよう努める。
	駐車場	平面式・機械式・立体式駐車場の位置、出入口、外観等の修景	<input type="checkbox"/> ピロティ利用の駐車場を含め、主要な道路や公園等の公共空間に面して設けない。やむを得ない場合は、舗装の色や素材、植樹等による修景を行う等、周囲からの見え方に配慮する。 <input type="checkbox"/> 建築物本体と形態や色彩、外壁素材等が一体的なデザインとなるよう努める。
	倉庫・駐輪場・ゴミ置場の施設	倉庫、駐輪場、ゴミ置場等の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見えにくい場所に設ける。やむを得ない場合は、建築物等と調和する形態や色彩とする。また、緑化等による修景に努める。
	擁壁・法面	圧迫感のない構造	<input type="checkbox"/> 段切りや後退、緩勾配の採用等、圧迫感を与えない構造とするよう努める。 <input type="checkbox"/> 自然素材の活用や前面の緑化等、周辺景観との調和に努める。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
夜間景観	照明	魅力的な夜間景観の創出	<input type="checkbox"/> 建築物やその敷地、看板、ショーウィンドウ等、地域の特性に応じた魅力的な夜間のライトアップに努める。 <input type="checkbox"/> ランドマークのライトアップ、または周囲の基調を確認し、色温度や照度を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 店舗等では、閉店後にも看板やショーウィンドウ等のあかりを一定時間点灯延長する等、夜間の賑わい創出を前提とした照明設計に配慮する。
	光害	光害(ネオン点滅・グレア等)の抑制	<input type="checkbox"/> まちなみや夜間景観等の地域特性に配慮し、光環境を損なわない照明整備を行う。 <input type="checkbox"/> 点滅や過度に発光するものや、動きのある照明(回転灯、サーチライト)等の機器は、使用しないよう努める。

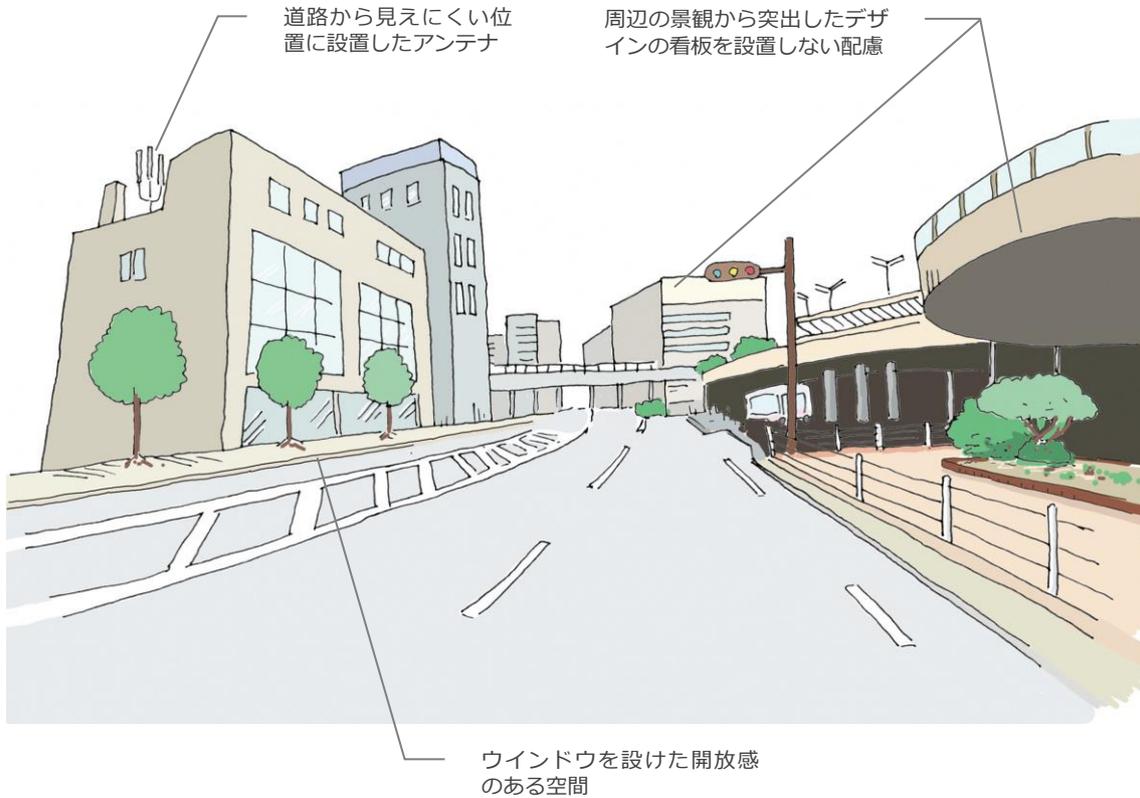
表 3-2-(7)-イ 景観形成基準(工作物)

項目	景観形成要素	景観形成基準
共通事項	位置・形態	<input type="checkbox"/> 建築物や周辺環境と調和する位置・形態とする。
	色彩	<input type="checkbox"/> 建築物や周辺環境と調和する色彩とする。
	材質	<input type="checkbox"/> 材質は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるように努める。
煙突、鉄筋コンクリートの柱等	配置	<input type="checkbox"/> 連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避ける。
	緑化	<input type="checkbox"/> 足元や敷地の周囲などの緑化に努める。
擁壁	圧迫感のない構造	<input type="checkbox"/> 自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、周辺との景観調和に努める。
携帯基地局アンテナ	修景	<input type="checkbox"/> 主要な道路からできるだけ見えない位置に配置する。若しくは、外壁又は屋根と同色で着色するなど、目立たないように努める。

※表 3-2-(7)-ア、イの基準に適合しない場合であっても、北九州市景観審議会等の意見聴取をした上、良好な景観形成に支障がないと判断されるものについては、基準外とすることができる。

魅力あるまちなみづくりのポイント

様々な工夫で、周囲と調和した魅力的な景観を形成しましょう！



景観配慮がないまちなみは・・・No Good



No Good ポイント

色彩・高さ・意匠・看板などの不調和

まちの印象は

- ・統一感がない
- ・ごちゃごちゃした
- ・落ち着きがない

魅力あるまちなみとは言えません。

図 3-2-(7)-ウ まちなみ形成のイメージ

景観計画の運用により、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づいた魅力あるまちなみイメージを示したもので、現状や将来的な理想像を示すものではありません。イメージであり電線類など実際とは異なります。

(8) 木屋瀬地区

目標	旧長崎街道の歴史と文化を伝えるまち	
方針	<ul style="list-style-type: none"> ○宿場町木屋瀬の歴史を活かしたまちなみの形成 ○歴史的情緒を活かしたまちなみの形成 ○宿場町木屋瀬を象徴する建築物を保存修景した、風格のある歴史的なまちなみの形成 	
対象区域		
届出対象行為	対象行為	対象規模
	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	規模に関わらず全て
	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	建築確認申請を要するもの
	その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの	

1章 景観計画の位置づけ

2章 景観計画の区域

3章 行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章 屋外広告物の表示等

5章 公共施設の整備方針

6章 重要建造物の指定方針

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

表 3-2-(8)-ア 景観形成基準(建築物)

・3-1 に定める景観計画区域における景観形成基準に加え、次の基準を設けます。

項目	景観形成要素	景観形成基準
配置	配置	□歴史的風致を著しく損なわないものとする。
形態	階数	<p><長崎街道及び祇園町通り区域></p> <p>□原則として、表構えは木造とし、階数は2階建て（最高高さ10メートル）以下とする。</p> <p><長崎街道周辺区域></p> <p>□原則として、3階建て以下とし、軒高の限度を10メートルとする。</p> <p><木屋瀬1号線区域></p> <p>□原則として、道路から10メートルまでの範囲は、3階建て以下とする。</p>
	屋根	□原則として、2方向以上の傾斜屋根とする。歴史的風致を著しく損なわないものとする。屋根葺き材は、棧瓦葺きを基本とし、はでなものは使用しない。
意匠	軒、庇 外壁、腰壁 開口部1階 開口部2階 戸袋、基礎	□歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲のまちなみ景観に調和したものとする。
	建築設備	□道路等公共の場所から見える部分に露出しない。やむを得ない場合は、歴史的風致に配慮した目隠しをする。
	色彩	□白、黒、灰色、濃い茶色、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。
	樋 土間(外部)	□歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲のまちなみ景観に調和したものとする。
外構	塀・垣 門	□歴史的風致を著しく損なわないものとする。伝統的作法に習い、建物本体と調和した味わいのあるものとする。
	植栽・外構	□歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。
	車庫・駐車場	<p><長崎街道及び祇園町通り区域></p> <p>□用途上やむを得ず建物内に車庫を設ける場合には、原則として車庫に供する部分を主屋間口の2分の1以内とし、建具等は、伝統的様式に調和した格子等にするものとする。</p> <p>□原則として、建物の壁面後退は、敷地の間口の2分の1以下に限り、その前を駐車場とすることができるが、その前面にまちなみ壁面線に沿った門及び塀を設ける。</p> <p>□出入口は、板戸、格子戸等の歴史的風致に調和したものとする。</p> <p>□道路に対して直角駐車を原則とする。簡易な屋根付き駐車場を設置する場合は、形態及び色彩を歴史的風致と調和するものとする。</p>

項目	景観形成要素	景観形成基準
外構	車庫・駐車場	<p><長崎街道周辺区域 及び 木屋瀬1号線区域></p> <p><input type="checkbox"/> 歴史的風致を著しく損なわないものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 屋根付き駐車場は建築物の外部意匠と同様の配慮をするものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 外駐車場（駐車スペースを含む。）は、周囲を植栽及び塀で囲い車を露出させないようにし、その規模、意匠において周辺の景観に調和させる。</p> <p><木屋瀬1号線区域></p> <p><input type="checkbox"/> 駐車場入り口は、できるだけ1か所とし、歩道の切り下げ範囲をできるだけ少なくする。</p>

表 3-2-(8)-イ 景観形成基準(工作物)

項目	景観形成要素	景観形成基準
共通事項	位置・形態	<input type="checkbox"/> 建築物や周辺環境と調和する位置・形態とする。
	色彩	<input type="checkbox"/> 建築物や周辺環境と調和する色彩とする。
	材質	<input type="checkbox"/> 材質は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるように努める。
煙突、鉄筋コンクリートの柱等	配置	<input type="checkbox"/> 連続して設置する場合は、屋根線に沿った配置を避ける。
	緑化	<input type="checkbox"/> 足元や敷地の周囲などの緑化に努める。
擁壁	圧迫感のない構造	<input type="checkbox"/> 自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、周辺との景観調和に努める。
携帯基地局アンテナ	修景	<input type="checkbox"/> 主要な道路からできるだけ見えない位置に配置する。若しくは、外壁又は屋根と同色で着色するなど、目立たないように努める。

※表 3-2-(8)-ア、イの基準に適合しない場合であっても、北九州市景観審議会等の意見聴取をした上、良好な景観形成に支障がないと判断されるものについては、基準外とすることができる。

魅力あるまちなみづくりのポイント

様々な工夫で、周囲と調和した魅力的な景観を形成しましょう！



景観配慮がないまちなみは・・・No Good



図 3-2-(8)-ウ まちなみ形成のイメージ

景観計画の運用により、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づいた魅力あるまちなみイメージを示したもので、現状や将来的な理想像を示すものではありません。イメージであり電線類など実際とは異なります。

(9) 折尾地区

目標	まちなみの記憶を未来につなぐ、賑わいある学園都市の玄関口	
方針	○歩いて楽しい学園大通りの形成 ○折尾駅から続く、緑とゆとりのあるまちなみ空間の形成 ○堀川と駅周辺の新市街地が融合するまちなみの形成	
対象区域	<p>凡例 景観重点整備地区 折尾駅まちなみ形成区域は、両矢印(←→)で示す道路に接する敷地を対象とする</p>	
届出対象行為	対象行為	対象規模
	建築物の新築、増築、改築、移転、 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更	規模に関わらず全て
	工作物の新設、増築、改築、移転、 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更	建築確認申請を要するもの
	その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの	

1章

位置づけ
景観計画の

2章

区域
景観計画の

3章

行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

の表示等
屋外広告物

5章

整備方針
公共施設の

6章

指定方針
重要建造物

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

表 3-2-(9)-ア 景観形成基準(建築物)

項目	景観形成要素	景観形成基準	
共通事項		まちなみや通りの連続性の確保	<input type="checkbox"/> 形態・意匠を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 集積する学園都市の玄関口として、通りのにぎわいを演出する形態・意匠とするよう努める。
		建築物の魅力向上	<input type="checkbox"/> 建築物全体を統一感のある形態・意匠とし、各景観形成要素が周辺景観から突出した印象とならないものとする。 <input type="checkbox"/> 地域の景観特性や環境に配慮した持続可能なデザインを取り入れるなど、周辺との調和に配慮する。
		景観資源との協調	<input type="checkbox"/> 屋根や庇、外壁等のデザインを協調するなど、折尾駅や歴史的建造物等景観資源のあるまちなみとの調和に配慮する。
配置	地域特性への配慮	自然条件を考慮した配置	<input type="checkbox"/> 地形の起伏、既存の樹木や樹林等の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 樹姿又は樹勢が優れた樹木は、これを修景に生かせるように配慮する。
	壁面位置	壁面位置による快適なまちなみ空間の創出	<input type="checkbox"/> 周囲の基調を確認し、壁面線を協調させるよう努める。特に、駅前広場及び堀川に接する土地は、駅前の賑わい空間を形成するため、駅前広場や堀川側の壁面線を協調させるように努める。 <input type="checkbox"/> 角地等において、アイストップとなるランドマーク等の眺望確保に有効な場合は、壁面線の後退による眺望確保に配慮する。 <input type="checkbox"/> 壁面を後退させる場合は、道路と段差を設けず、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調する等、一体的な空間の形成に努める。
高さ	スカイライン	連続性の確保	<input type="checkbox"/> まちなみで構成されるスカイラインの連続性を確保するよう努める。
		突出の低減	<input type="checkbox"/> 山の稜線などの背景やまちなみから突出しない高さとする。
	眺望の確保	眺望確保	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から、折尾駅などのランドマークが眺望できるよう配慮する。
壁面	形態・意匠	デザインの工夫	<input type="checkbox"/> 建築物単体のバランスに加え、周辺景観の基調と調和する壁面デザインとする。 <input type="checkbox"/> 前面は、通りの壁面線や高さをそろえる等、まちなみの魅力向上に努める。 <input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見える側面や背面も、前面意匠に準じるよう努める。 <input type="checkbox"/> まちなみの連続性を形成するため、低層部の外壁面の形態を協調させるよう努める。
		アイストップとなる場合の景観配慮	<input type="checkbox"/> 公園や公開空地、交差点等人の往来の多い公共施設等に接する場合は、見え方に配慮した配置、形態、意匠となるよう努める。
		大規模壁面の単調感・圧迫感の低減	<input type="checkbox"/> 開口部などの壁面構成や色彩による分節化等、単調感、圧迫感を低減させる形態、意匠とするよう努める。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
壁面	開口部	まちなみと協調した開口部の位置、大きさ	<input type="checkbox"/> まちなみとしての連続性を形成するため、開口部の位置や大きさの協調に努める。 <input type="checkbox"/> 窓面を利用した広告は掲出ししないよう努める。 <input type="checkbox"/> 学園大通りや堀川沿いでは、歩行者からの見え方を意識し、単調で無表情な壁面が生じることを避けて、開口部、エントランス、テラス等を設けるなど、通りや川に開放性のある形態、意匠となるよう配慮する。
	素材	地域の基調を踏まえた素材の使用	<input type="checkbox"/> 周辺景観や地域特性の基調を踏まえた素材を使用するよう努めるとともに、汚れが目立ちにくいもの、退色の少ないもの、耐久性の高いものを用いる。 <input type="checkbox"/> 反射光を生じる素材は使用しない。
	色彩	メインカラー(基調色)	<input type="checkbox"/> 暖色系(R、YR、Y)は彩度6以下、寒色系(R、YR、Y以外)は彩度3以下とする。 <input type="checkbox"/> 周辺景観や地域特性の基調を踏まえた色彩を使用するよう努める。 <input type="checkbox"/> 高彩度色や低明度色の使用を避け、低彩度で落ち着きのある色彩を用いるよう努める。 <input type="checkbox"/> 色数は、多用しない。複数色を使用する場合は、色相、明度、彩度の対比が強くなるよう努める。 <input type="checkbox"/> グラフィック(イラスト、写真、幾何学模様など)を主体としたデザインは行わないよう努める。
		アクセントカラー(強調色)	<input type="checkbox"/> 見付面積の1/10未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。
屋根・屋上	形態・意匠	眺望への配慮	<input type="checkbox"/> 高い所から見下ろす眺望に対して、屋上や屋根、塔屋等の色彩、素材等意匠に配慮する。 <input type="checkbox"/> 反射光を生じる素材は使用しないよう努める。
	色彩	基調色	<input type="checkbox"/> 彩度4以下とする。
部分	ベランダ・バルコニー	ベランダ・バルコニーの修景	<input type="checkbox"/> 建築物と一体感のある意匠とし、壁面から突出した形態や強調する色彩の使用はしないよう努める。 <input type="checkbox"/> 洗濯物や室外機等が、道路等の公共空間から見えない構造、意匠とするよう配慮する。
	屋外階段	屋外階段の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う、建築物と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう努める。
	低層部	連続性の確保	<input type="checkbox"/> 低層部の階高を周囲と協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 統一感のある連続したまちなみをつくるため、歩行者の視線レベルの意匠を周辺環境と協調させるよう努める。
遮蔽性と閉鎖感の低減		<input type="checkbox"/> ショーウィンドウでは、パイプシャッター等の利用による透過性の確保に努める。	

項目	景観形成要素	景観形成基準	
建築設備等	屋上の設備	屋上設備等の修景	□道路や公園等の公共空間、鉄道の車窓から、容易に見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う等、修景に努める。
	壁面の設備	配管・ダクト等の修景	□道路や公園等の公共空間、鉄道の車窓に面する外壁に露出させない。やむを得ない場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物全体と調和するよう努める。
	テレビ・携帯アンテナ等	テレビ・携帯アンテナ等の修景	□道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、形状や色彩などが建築物から突出しないよう努める。
緑化	敷地	敷地の緑化	□まちなみの潤いや良好な景観のため、樹木等による緑化に努める。 □まちなみや隣地に生垣や植栽等が連続している場合は、その連続性を保つよう、緑化に努める。 □季節や周辺景観を考慮し、高木、中木、低木の適切な配置と適切な樹種を選定する。
	屋根・屋上	屋根・屋上の緑化	□潤いを創出するため、屋上を活用した緑化に配慮する。特に、ビル等屋上面積の広い建築物は、見下ろす眺望を踏まえた屋上緑化に努める。
外構・その他施設	敷地・アプローチ等	まちなみとの一体感や連続性のある空間づくり	□まちなみや隣地との一体感や連続性に配慮する。 □敷地内舗装の材質や色彩は、前面道路との調和に配慮する。 □柵やフェンス等は、圧迫感がないよう、高さや構造、面積などを工夫し、透過性の確保に努める。
	駐車場	平面式・機械式・立体式駐車場の位置、出入口、外観等の修景	□主要な道路や公園等の公共空間に面して設けない。やむを得ない場合は、舗装の色や素材、植樹等による修景を行う等、周囲からの見え方に配慮する。 □建築物本体と形態や色彩、外壁素材等が一体的なデザインとなるよう努める。
	倉庫・駐輪場・ゴミ置場の施設	倉庫、駐輪場、ゴミ置場等の修景	□道路や公園等の公共空間から見えにくい場所に設ける。やむを得ない場合は、建築物等と調和する形態や色彩とする。また、緑化等による修景に努める。
	擁壁・法面	圧迫感のない構造	□段切りや後退、緩勾配の採用等、圧迫感を与えない構造とするよう努める。 □自然素材の活用や前面の緑化等、周辺景観との調和に努める。
夜間景観	照明	魅力的な夜間景観の創出	□建築物やその敷地、看板、ショーウィンドウ等、地域の特性に応じた魅力的な夜間のライトアップに努める。 □ランドマークのライトアップ、または周囲の基調を確認し、色温度や照度を協調させるよう努める。 □店舗等では、閉店後にも看板やショーウィンドウ等のあかりを一定時間点灯延長する等、夜間の賑わい創出を前提とした照明設計に配慮する。
	光害	光害(ネオン点滅・グレア等)の抑制	□まちなみや夜間景観等の地域特性に配慮し、光環境を損なわない照明整備を行う。 □点滅や過度に発光するものや、動きのある照明(回転灯、サーチライト)等の機器は、使用しないよう努める。

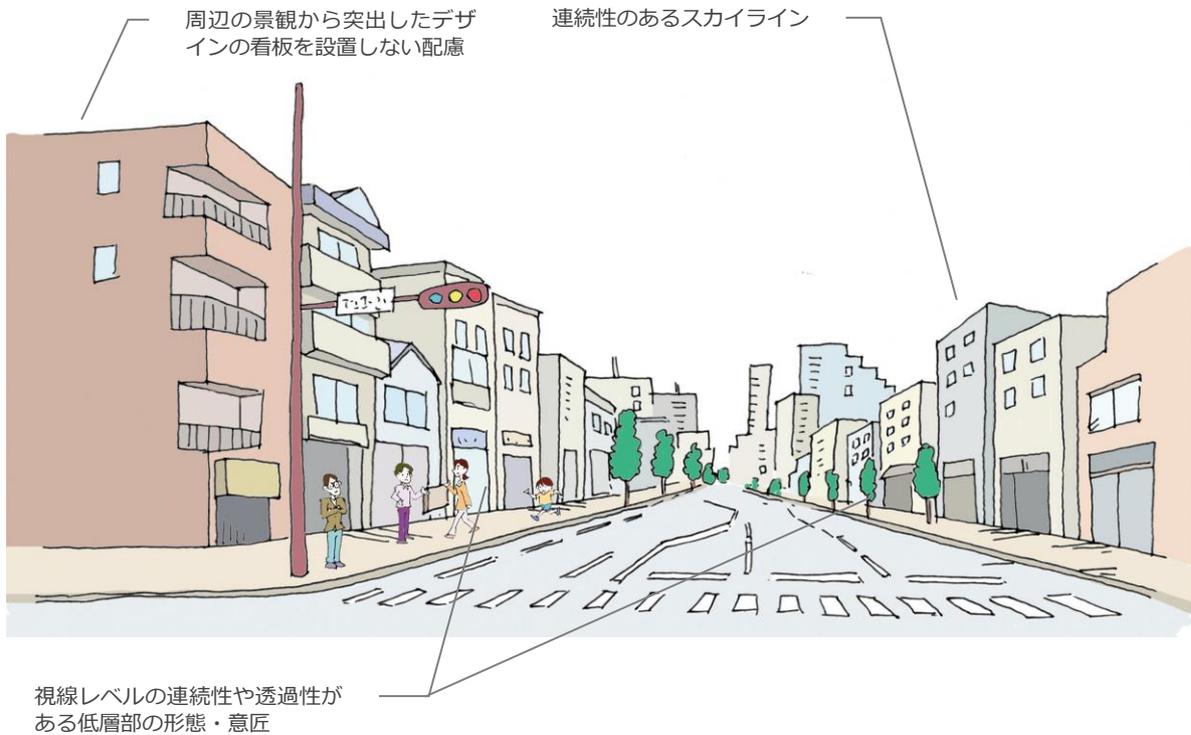
表 3-2-(9)-イ 景観形成基準(工作物)

項目	景観形成要素	景観形成基準
共通事項	位置・形態	□建築物や周辺環境と調和する位置・形態とする。
	色彩	□建築物や周辺環境と調和する色彩とする。
	材質	□材質は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるように努める。
煙突、鉄筋コンクリートの柱等	配置	□連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避ける。
	緑化	□足元や敷地の周囲などの緑化に努める。
擁壁	圧迫感のない構造	□自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、周辺との景観調和に努める。
携帯基地局アンテナ	修景	□主要な道路からできるだけ見えない位置に配置する。若しくは、外壁又は屋根と同色で着色するなど、目立たないように努める。

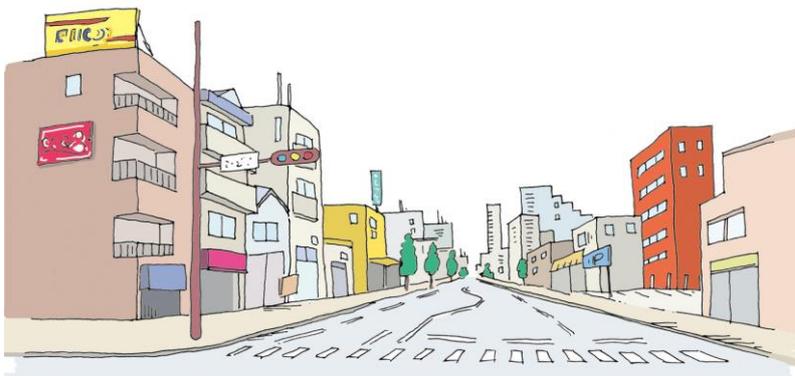
※表 3-2-(9)-ア、イの基準に適合しない場合であっても、北九州市景観審議会等の意見聴取をした上、良好な景観形成に支障がないと判断されるものについては、基準外とすることができる。

魅力あるまちなみづくりのポイント

様々な工夫で、周囲と調和した魅力的な景観を形成しましょう！



景観配慮がないまちなみは・・・No Good



No Good ポイント

色彩・高さ・意匠・看板などの不調和

まちの印象は

- ・統一感がない
- ・ごちゃごちゃした
- ・落ち着きがない

魅力あるまちなみとは言えません。

図 3-2-(9)-ウ まちなみ形成のイメージ

景観計画の運用により、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づいた魅力あるまちなみイメージを示したもので、現状や将来的な理想像を示すものではありません。イメージであり電線類など実際とは異なります。

(10) 戸畑地区

目標	洞海湾に面した、伝統と活気に満ちた生活拠点のまち	
方針	海岸通り区域 みなとのロマン漂う海岸通りの形成 停車場線区域 みなとへと続くときめき回廊の形成 駅前通り区域 出会いと交流の駅前通りの形成 旧電車通り区域 人とまちが手を結ぶ賑わい通りの形成 浅生通り区域 まちが輝き表情豊かでハイセンスな通りの形成 区役所通り区域 やすらぎと風格のパブリックストリートの形成	
対象区域		
届出対象行為	対象行為	対象規模
	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	規模に関わらず全て
	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	建築確認申請を要するもの
	その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの	

1章 景観計画の位置づけ

2章 景観計画の区域

3章 行為の制限

重点

- 門司港
- 小倉都心
- 下曾根
- 若松
- 国際通
- 東田
- 黒崎副都心
- 木屋瀬
- 折尾
- 戸畑

誘導

- 臨海
- 空港
- 関門
- 関門

4章 屋外広告物の表示等

5章 公共施設の整備方針

6章 重要建造物の指定方針

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

表 3-2-(10)-ア 景観形成基準(建築物)

項目	景観形成要素	景観形成基準	
共通事項		まちなみや通りの連続性の確保	<input type="checkbox"/> 形態・意匠を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 人通りの多い場所では、通りのにぎわいを演出する形態・意匠とするよう努める。
		建築物の魅力向上	<input type="checkbox"/> 建築物全体を統一感のある形態・意匠とし、各景観形成要素が周辺景観から突出した印象とならないものとする。 <input type="checkbox"/> 地域の景観特性や環境に配慮した持続可能なデザインを取り入れるなど、周辺との調和に配慮する。
		景観資源との協調	<input type="checkbox"/> 屋根や庇、外壁等のデザインを協調するなど、歴史的建造物等景観資源のあるまちなみとの調和に配慮する。
配置	地域特性への配慮	自然条件を考慮した配置 <input type="checkbox"/> 地形の起伏、既存の樹木や樹林等の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 樹姿又は樹勢が優れた樹木は、これを修景に活かせるように配慮する。 <input type="checkbox"/> 銀座汐井町1号線及び国道199号に面した建築物は、ファサードは海側に設けるよう努める。	
	壁面位置	壁面位置による快適なまちなみ空間の創出 <input type="checkbox"/> ランドマーク等の眺望を損なわないように、又、快適なまちなみ空間を演出するため、壁面線の後退による空間の創出に努める。 <input type="checkbox"/> 後退部分は、道路と段差を設けず、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調する等、一体的な空間の形成に努める。	
高さ	スカイライン	連続性の確保	<input type="checkbox"/> まちなみで構成されるスカイラインの連続性を確保するよう努める。
		突出の低減	<input type="checkbox"/> 山の稜線などの背景やまちなみから突出しない高さとする。
壁面	形態・意匠	眺望の確保	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から、背景の山の稜線や若戸大橋等のランドマークが眺望できるよう配慮する。
		デザインの工夫	<input type="checkbox"/> 建築物単体のバランスに加え、周辺景観の基調と調和する壁面デザインとする。特に、銀座汐井町号1線、国道199号、戸畑停車場線に面する建築物のデザインは、海及び港町をイメージしたものとする。 <input type="checkbox"/> 前面は、通りの壁面線や高さをそろえる等、まちなみの魅力向上に努める。 <input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見える側面や背面も、前面意匠に準じるよう努める。 <input type="checkbox"/> まちなみの連続性を形成するため、低層部の外壁面の形態を協調させるよう努める。
		アイストップとなる場合の景観配慮	<input type="checkbox"/> 公園や公開空地、交差点等人の往来の多い公共施設等に接する場合は、見え方に配慮した配置、形態、意匠となるよう努める。
		大規模壁面の単調感・圧迫感の低減	<input type="checkbox"/> 開口部などの壁面構成や色彩による分節化等、単調感、圧迫感を低減させる形態、意匠とするよう努める。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
壁面	開口部	まちなみと協調した開口部の位置、大きさ	<input type="checkbox"/> まちなみとしての連続性を形成するため、開口部の位置や大きさの協調に努める。 <input type="checkbox"/> 窓面を利用した広告は掲出ししないよう努める。
	素材	地域の基調を踏まえた素材の使用	<input type="checkbox"/> 周辺景観や地域特性の基調を踏まえた素材を使用するよう努めるとともに、汚れが目立ちにくいもの、退色の少ないもの、耐久性の高いものを用いる。 <input type="checkbox"/> 反射光を生じる素材は使用しない。
	色彩	メインカラー(基調色)	<input type="checkbox"/> 暖色系(R、YR、Y)は彩度6以下、寒色系(R、YR、Y以外)は彩度3以下とする。但し、海岸通区域では、臨海部産業景観形成誘導地域(戸畑地区)の色彩基準によるものとする。 <input type="checkbox"/> 周辺景観や地域特性の基調を踏まえた色彩を使用するよう努める。 <input type="checkbox"/> 高彩度色や低明度色の使用を避け、落ち着いた色彩を用いるよう努める。 <input type="checkbox"/> 色数は、多用しない。複数色を使用する場合は、色相、明度、彩度の対比が強くなるよう努める。 <input type="checkbox"/> グラフィック(イラスト、写真、幾何学模様など)を主体としたデザインは行わないよう努める。
		アクセントカラー(強調色)	<input type="checkbox"/> 見付面積の1/10未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。
	屋根・屋上	形態・意匠	眺望への配慮
色彩		基調色	<input type="checkbox"/> 彩度4以下とする。
部分	ベランダ・バルコニー	ベランダ・バルコニーの修景	<input type="checkbox"/> 建築物と一体感のある意匠とし、壁面から突出した形態や強調する色彩の使用はしないよう努める。 <input type="checkbox"/> 洗濯物や室外機等が、道路等の公共空間から見えない構造、意匠とするよう配慮する。
	屋外階段	屋外階段の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う、建築物と同一の色調とする等、建築物本体と調和するよう努める。
	低層部	連続性の確保	<input type="checkbox"/> 低層部の階高を周囲と協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 統一感のある連続したまちなみをつくるため、歩行者の視線レベルの意匠を周辺環境と協調させるよう努める。
遮蔽性と閉鎖感の低減		<input type="checkbox"/> ショーウィンドウでは、パイプシャッター等の利用による透過性の確保に努める。	

項目	景観形成要素	景観形成基準	
建築設備等	屋上の設備	屋上設備等の修景	□道路や公園等の公共空間から、容易に見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、ルーバーで覆う等、修景に努める。
	壁面の設備	配管・ダクト等の修景	□道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させない。やむを得ない場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物全体と調和するよう努める。
	テレビ・携帯アンテナ等	テレビ・携帯アンテナ等の修景	□道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置する。やむを得ない場合は、形状や色彩などが建築物から突出しないよう努める。
緑化	敷地	敷地の緑化	□まちなみの潤いや良好な景観のため、樹木等による緑化に努める。 □まちなみや隣地に生垣や植栽等が連続している場合は、その連続性を保つよう、緑化に努める。特に、新池2号線沿いでは、広がりある空間形成のため、浅生1号公園との植栽の調和に配慮する。 □季節や周辺景観を考慮し、高木、中木、低木の適切な配置と適切な樹種を選定する。
	屋根・屋上	屋根・屋上の緑化	□潤いを創出するため、屋上を活用した緑化に配慮する。特に、ビル等屋上面積の広い建築物は、見下ろす眺望を踏まえた屋上緑化に努める。
外構・その他施設	敷地・アプローチ等	まちなみとの一体感や連続性のある空間づくり	□まちなみや隣地との一体感や連続性に配慮する。 □敷地内舗装の材質や色彩は、前面道路との調和に配慮する。 □柵やフェンス等は、設置しないよう努める(下到津戸畑線沿線を除く)。やむを得ず設置する場合は、圧迫感がないよう、高さや構造、面積などを工夫し、透過性の確保に努める。
	駐車場	平面式・機械式・立体式駐車場の位置、出入口、外観等の修景	□主要な道路や公園等の公共空間に面して設けない。やむを得ない場合は、舗装の色や素材、植樹等による修景を行う等、周囲からの見え方に配慮する。 □建築物本体と形態や色彩、外壁素材等が一体的なデザインとなるよう努める。
	倉庫・駐輪場・ゴミ置場の施設	倉庫、駐輪場、ゴミ置場等の修景	□道路や公園等の公共空間から見えにくい場所に設ける。やむを得ない場合は、建築物等と調和する形態や色彩とする。また、緑化等による修景に努める。
	擁壁・法面	圧迫感のない構造	□段切りや後退、緩勾配の採用等、圧迫感を与えない構造とするよう努める。 □自然素材の活用や前面の緑化等、周辺景観との調和に努める。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
夜間景観	照明	魅力的な夜間景観の創出	<input type="checkbox"/> 建築物やその敷地、看板、ショーウィンドウ等、地域の特性に応じた魅力的な夜間のライトアップに努める。 <input type="checkbox"/> ランドマークのライトアップ、または周囲の基調を確認し、色温度や照度を協調させるよう努める。 <input type="checkbox"/> 店舗等では、閉店後にも看板やショーウィンドウ等のあかりを一定時間点灯延長する等、夜間の賑わい創出を前提とした照明設計に配慮する。
	光害	光害(ネオン点滅・グレア等)の抑制	<input type="checkbox"/> まちなみや夜間景観等の地域特性に配慮し、光環境を損なわない照明整備を行う。 <input type="checkbox"/> 点滅や過度に発光するものや、動きのある照明(回転灯、サーチライト)等の機器は、使用しないよう努める。

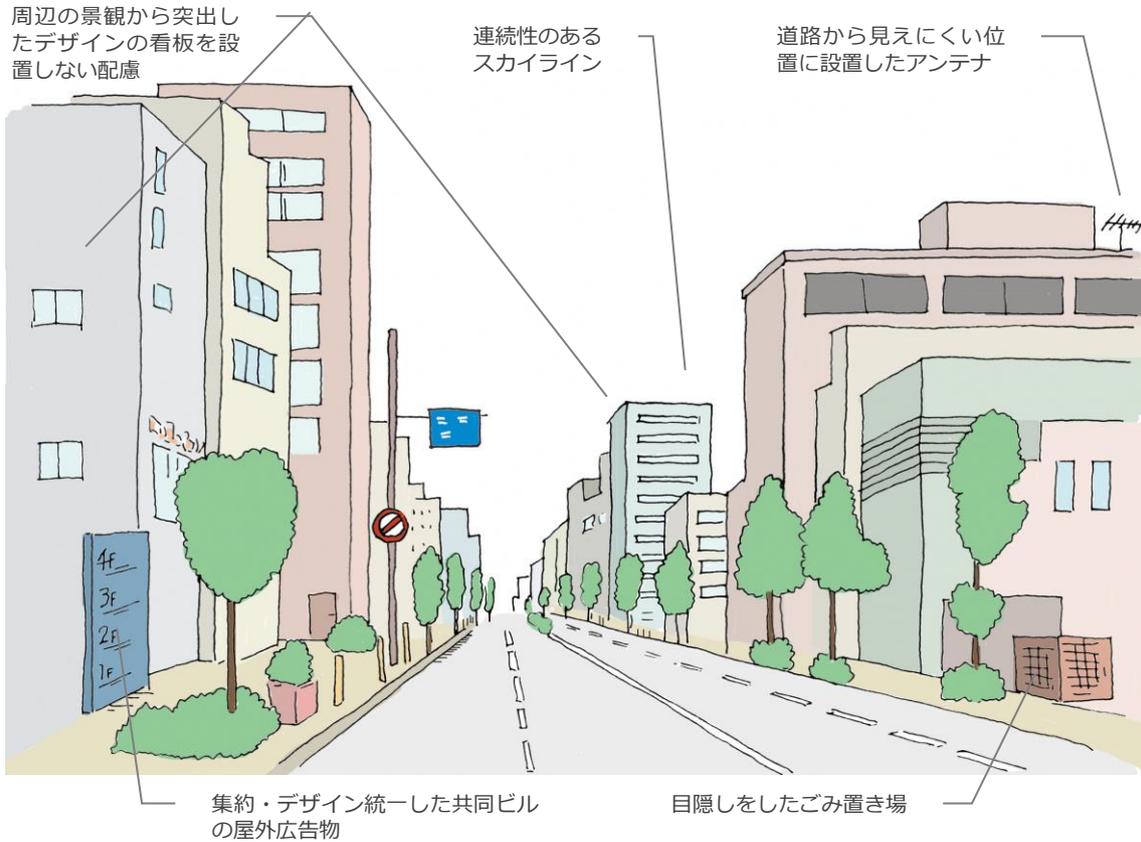
表 3-2-(10)-イ 景観形成基準(工作物)

項目	景観形成要素	景観形成基準
共通事項	位置・形態	<input type="checkbox"/> 建築物や周辺環境と調和する位置・形態とする。
	色彩	<input type="checkbox"/> 建築物や周辺環境と調和する色彩とする。
	材質	<input type="checkbox"/> 材質は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるように努める。
煙突、鉄筋コンクリートの柱等	配置	<input type="checkbox"/> 連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避ける。
	緑化	<input type="checkbox"/> 足元や敷地の周囲などの緑化に努める。
擁壁	圧迫感のない構造	<input type="checkbox"/> 自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、周辺との景観調和に努める。
携帯基地局アンテナ	修景	<input type="checkbox"/> 主要な道路からできるだけ見えない位置に配置する。若しくは、外壁又は屋根と同色で着色するなど、目立たないように努める。

※表 3-2-(10)-ア、イの基準に適合しない場合であっても、北九州市景観審議会等の意見聴取をした上、良好な景観形成に支障がないと判断されるものについては、基準外とすることができる。

魅力あるまちなみづくりのポイント

様々な工夫で、周囲と調和した魅力的な景観を形成しましょう！



景観配慮がないまちなみは・・・No Good



No Good ポイント

色彩・高さ・意匠・看板などの不調和

まちの印象は

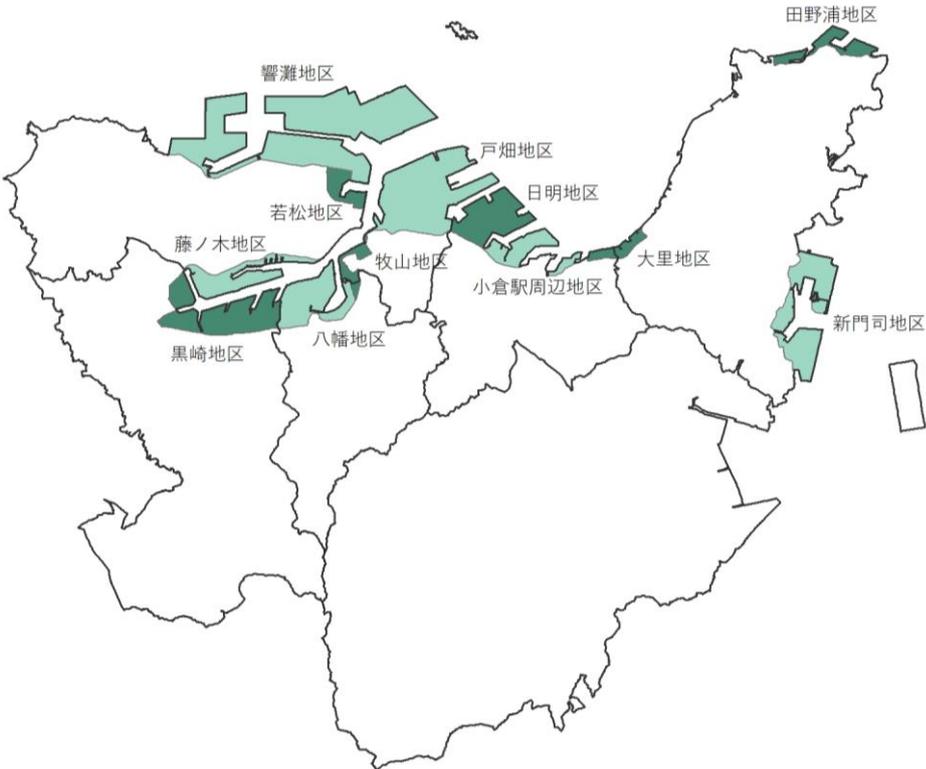
- ・統一感がない
- ・ごちゃごちゃした
- ・落ち着きがない

魅力あるまちなみとは言えません。

図 3-2-(10)-ウ まちなみ形成のイメージ

景観計画の運用により、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づいた魅力あるまちなみイメージを示したもので、現状や将来的な理想像を示すものではありません。イメージであり電線類など実際とは異なります。

3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等

目標	都市に風格と輝きを与える、魅力ある景観づくり	
方針	<ul style="list-style-type: none"> ○風格ある景観形成を図る <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的条件を活用・継承し、質の高い施設デザインとする。 ・海からの景観を意識し、臨海部のダイナミックシーンを演出する。 ○輝きある景観形成を図る <ul style="list-style-type: none"> ・「隠す」から「見せる」を意識し、清潔で明るい先端的な印象の景観形成を図る。 ○調和ある景観形成を図る <ul style="list-style-type: none"> ・海や樹林地等、背景となる自然景観、都心や一般市街地等、隣接する景観、隣接する工場・港湾施設相互との調和を図る。 	
対象区域		
届出対象行為	対象行為	対象規模
	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ○高さが10mを超えるもの ○延べ面積が1,000㎡を超えるもの
	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	○高さが10mを超えるもの
	その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの	

1章

景観計画の
位置づけ

2章

景観計画の
区域

3章

行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曽根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

屋外広告物
の表示等

5章

公共施設の
整備方針

6章

重要建造物
指定方針

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

表 3-3-ア 景観形成基準(建築物)

項目	景観形成要素	景観形成基準	
共通事項		まちなみや通りの連続性の確保	<input type="checkbox"/> 形態・意匠を協調させるよう努める。
		建築物の魅力向上	<input type="checkbox"/> 建築物全体を統一感のある形態・意匠とし、各景観形成要素が持続可能で周辺景観から突出した印象とならないものとする。
		景観資源との協調	<input type="checkbox"/> 屋根や庇、外壁等のデザインを協調するなど、歴史的建造物等景観資源のあるまちなみとの調和に配慮する。
配置	地域特性への配慮	自然条件を考慮した配置	<input type="checkbox"/> 地形の起伏、既存の樹木や樹林等の保全に努める。
	壁面位置	壁面位置による快適なまちなみ空間の創出	<input type="checkbox"/> 周囲の基調を確認し、壁面線を協調させるよう努める。
高さ	スカイライン	連続性の確保	<input type="checkbox"/> まちなみで構成されるスカイラインの連続性を確保するよう努める。
		突出の低減	<input type="checkbox"/> 山の稜線などの背景やまちなみから突出しない高さとするよう努める。
	眺望の確保	眺望確保	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から、背景の山の稜線やランドマークが眺望できるよう配慮する。
壁面	形態・意匠	デザインの工夫	<input type="checkbox"/> 建築物単体のバランスに加え、周辺景観の基調と調和する壁面デザインとするよう配慮する。
		アイストップとなる場合の景観配慮	<input type="checkbox"/> 公園や公開空地、交差点等人の往来の多い公共施設等に接する場合は、見え方に配慮した配置、形態、意匠とするよう努める。
		大規模壁面の単調感・圧迫感の低減	<input type="checkbox"/> 開口部などの壁面構成や色彩による分節化等、単調感、圧迫感を低減させる形態、意匠とするよう努める。
	開口部	まちなみと協調した開口部の位置、大きさ	<input type="checkbox"/> まちなみとしての連続性を形成するため、開口部の位置や大きさの協調に配慮する。 <input type="checkbox"/> 窓面を利用した広告は掲出しないよう努める。
	素材	地域の基調を踏まえた素材の使用	<input type="checkbox"/> 周辺景観や地域特性の基調を踏まえた素材を使用するよう努める。 <input type="checkbox"/> 汚れが目立ちにくいもの、退色の少ないもの、耐久性の高いもの、反射光を生じないものを用いる。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
壁面	色彩	メインカラー (基調色)	<input type="checkbox"/> 別途定める地区別の色彩基準によるものとする。ただし、住宅、共同住宅、老人ホーム等*は、暖色系(R、YR、Y)は彩度6以下、寒色系(R、YR、Y以外)は彩度3以下とする。 <input type="checkbox"/> 周辺景観との調和に努める。 <input type="checkbox"/> 高彩度色や低明度色の使用を避け、落ち着いたある色彩を用いるよう努める。 <input type="checkbox"/> 色数は、多用しない。複数色を使用する場合は、色相、明度、彩度の対比が強くなるよう努める。 <input type="checkbox"/> グラフィック(イラスト、写真、幾何学模様など)を主体としたデザインは行わないよう努める。
		アクセント カラー (強調色)	<input type="checkbox"/> 見付面積の1/10未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。 <input type="checkbox"/> 別途定める地区別の色彩基準によるものとする。
屋根・屋上	形態・意匠	眺望への配慮	<input type="checkbox"/> 高い所から見下ろす眺望に対して、屋上や屋根、塔屋等の色彩、素材等の意匠に配慮する。 <input type="checkbox"/> 反射光を生じる素材は使用しないよう努める。
	色彩	基調色	<input type="checkbox"/> 周辺景観との調和に努める。
部分	ベランダ・バルコニー	ベランダ・バルコニーの修景	<input type="checkbox"/> 建築物と一体感のある意匠とし、壁面から突出した形態や強調する色彩の使用はしないよう努める。
	屋外階段	屋外階段の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。 (推奨例：見える位置に設置する場合は、ルーバーで覆う、建築物と同一の色調とする等建築物本体と調和するなど。)
	低層部	連続性の確保 遮蔽性と閉鎖感の低減	<input type="checkbox"/> 統一感のあるまちなみをつくるため、歩行者の視線レベルの意匠を周辺環境と協調させるよう努める。 (推奨例：パイプシャッター等の利用による透過性を確保するなど。)
建築設備等	屋上の設備	屋上設備等の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から、容易に見える位置に設置しないよう努める。 (推奨例：見える場合は、ルーバーで覆うなど。)
	壁面の設備	配管・ダクト等の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう努める。 (推奨例：露出する場合は、壁面と同一の色調とする等建築物全体と調和するなど。)
	テレビ・携帯アンテナ等	テレビ・携帯アンテナ等の修景	
緑化	敷地	敷地の緑化	<input type="checkbox"/> まちなみの潤いや良好な景観のため、樹木等による緑化に努める。 (推奨例：まちなみや隣地に生垣や植栽等が連続している場合は、その連続性を保つよう、緑化する。ビル等屋上面積の広い建築物は、見下ろす眺望を踏まえた屋上緑化をするなど。)
	屋根・屋上	屋根・屋上の緑化	

項目	景観形成要素	景観形成基準	
外構・その他施設	敷地・アプローチ等	まちなみとの一体感や連続性のある空間づくり	<input type="checkbox"/> まちなみや隣地との一体感や連続性に配慮する。 (推奨例：柵やフェンス等は、高さや構造、面積などを工夫し、圧迫感がなく、透過性があるものとするなど)
	駐車場	平面式・機械式・立体式駐車場の位置、出入口、外観等の修景	<input type="checkbox"/> 主要な道路や公園等の公共空間に面して設けないよう努める。 (推奨例：設ける場合は、舗装の色や素材、植樹等による修景を行う等、周囲からの見え方に配慮する。建築物本体と形態や色彩、外壁素材等を一体的なデザインとするなど。)
	倉庫・駐輪場・ゴミ置場の施設	倉庫、駐輪場、ゴミ置場等の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見えにくい場所に設けるよう努める。 (推奨例：建築物等と調和する形態や色彩とする。緑化など。)
	擁壁・法面	圧迫感のない構造	<input type="checkbox"/> 段切りや後退、緩勾配の採用等、圧迫感を与えない構造とするよう努める。
夜間景観	照明	魅力的な夜間景観の創出	<input type="checkbox"/> 施設のライトアップを行う場合は、地域の特性に応じた魅力的な演出に努める。
	光害	光害(ネオン点滅・グレア等)の抑制	<input type="checkbox"/> 点滅や過度に発光するものや、動きのある照明(回転灯、サーチライト)等の機器は、使用しないよう努める。

※①住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿

②病院、診療所

②老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

③老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの

表 3-3-イ 景観形成基準(工作物)

項目	景観形成要素	景観形成基準
共通事項	位置・形態	□建築物や周辺環境と調和する位置・形態とする。
	色彩	□建築物や周辺環境と調和する色彩とする。なお、タンク、煙突等は、地区ごとの色彩基準によるものとする。
	材質	□材質は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるように努める。
煙突、鉄筋コンクリートの柱等	配置	□連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避ける。
	緑化	□足元や敷地の周囲などの緑化に努める。
擁壁	圧迫感のない構造	□自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、周辺との景観調和に努める。
携帯基地局アンテナ	修景	□主要な道路からできるだけ見えない位置に配置する。若しくは、外壁又は屋根と同色で着色するなど、目立たないように努める。

※表 3-3-ア、イの基準に適合しない場合であっても、北九州市景観審議会等の意見聴取をした上、良好な景観形成に支障がないと判断されるものについては、基準外とすることができる。

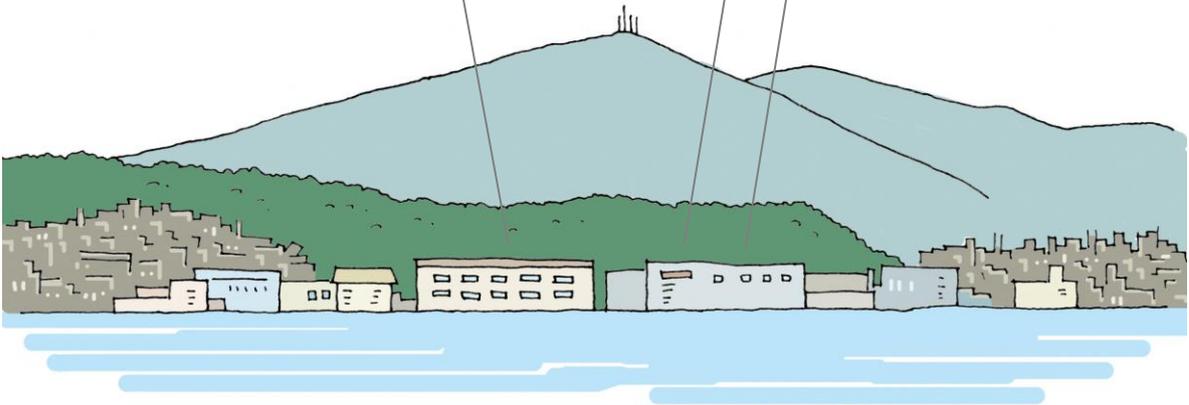
魅力あるまちなみづくりのポイント

様々な工夫で、周囲と調和した魅力的な景観を形成しましょう！

サーチライトなど動きのある照明を使わない配慮がされた夜間景観

高彩度や低明度の色彩を避けた、落ち着いた建物群

連続性のあるスカイライン



景観配慮がないまちなみは・・・No Good

No Good ポイント

色彩・高さ・意匠・看板などの不調和

まちの印象は

- ・統一感がない
- ・ごちゃごちゃした
- ・落ち着きがない

魅力あるまちなみとは言えません。

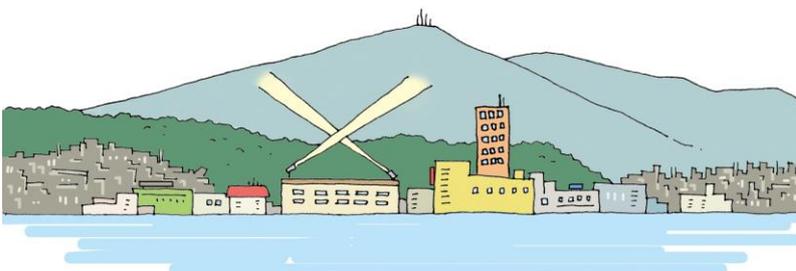


図 3-3-ウ まちなみ形成のイメージ

景観計画の運用により、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づいた魅力あるまちなみイメージを示したもので、現状や将来的な理想像を示すものではありません。イメージであり電線類など実際とは異なります。

(1) 新門司地区

テーマ	新しい海と空の玄関口にふさわしい景観形成
方針	○海（フェリー）、空（飛行機）からの視点を意識した施設デザインに留意する。 ○背後に迫る美しい緑を背景とした明るいイメージの景観形成を図る。 ○今後、新たに建設が予定される施設相互の調和を図る。
対象区域	 <p>凡例 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア 色彩基準

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	全域 N（無彩色）	全域 N（無彩色）	10RP～10R 10YR～10Y 10GY～10G 10BG～10B N（無彩色）
明度	全域	6以上	全域
彩度	1以下	1以下	全域

イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準（建築物）、景観形成基準（工作物）を参照。

1章

位置づけ
景観計画の

2章

区域
景観計画の

3章

行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

の表示等
屋外広告物

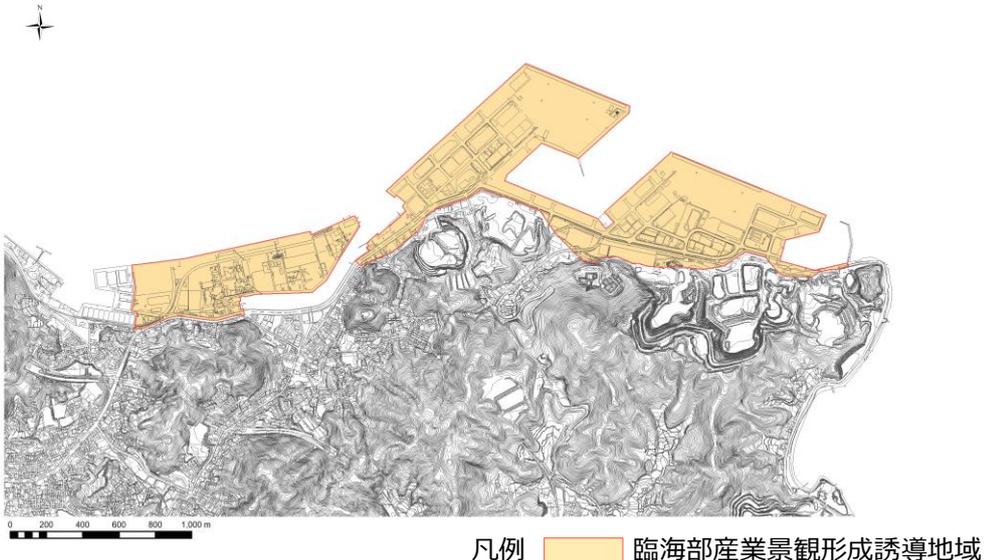
5章

整備方針
公共施設の

6章

指定方針
重要建造物

(2) 田野浦地区

テーマ	関門海峡の入口にふさわしい格調の高い景観形成
方針	<ul style="list-style-type: none"> ○海からの正面性に配慮する。 ○質の高いまとまりのある景観形成を図る。 ○斜面緑地の自然景観と調和させる。
対象区域	 <p style="text-align: right;">凡例 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア 色彩基準

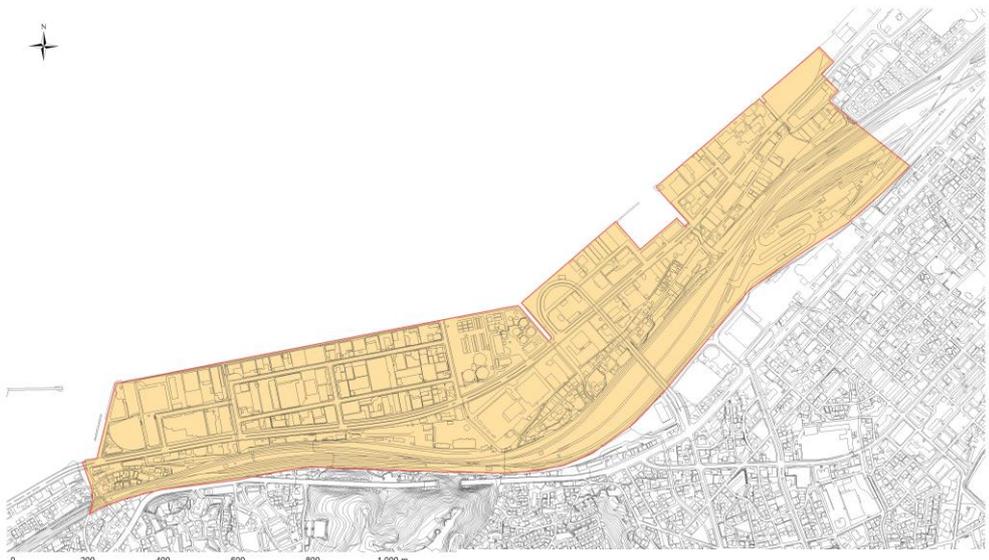
建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。

(3) 大里地区

テーマ	関門海峡と背後の山並みに調和した景観形成
方針	○レンガ造の倉庫など、魅力ある施設を生かした景観形成を図る。 ○山と海に挟まれた都市軸としての連続したまちなみ形成を図る。 ○海の青と山の緑に調和した景観形成を図る。
対象区域	 <p>凡例 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア 色彩基準

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10R～10GY N（無彩色）	10R～10GY N（無彩色）	10R～10GY N（無彩色）
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	8以下 (10R～10Y) 6以下 (0GY～10GY)

イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。

(4) 小倉駅周辺地区

テーマ	北九州市の顔にふさわしい都心としての景観形成
方針	<ul style="list-style-type: none"> ○高度情報関連の企業・施設が集まる地区としてふさわしい先端的なイメージのデザイン化を図る。 ○都心にふさわしい風格ある質の高いデザインとして、材料等の選択に留意する。 ○小倉駅北口に建設がすすむビルや各種コンベンション施設等に調和したデザインとする。
対象区域	 <p style="text-align: right;">凡例 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア 色彩基準

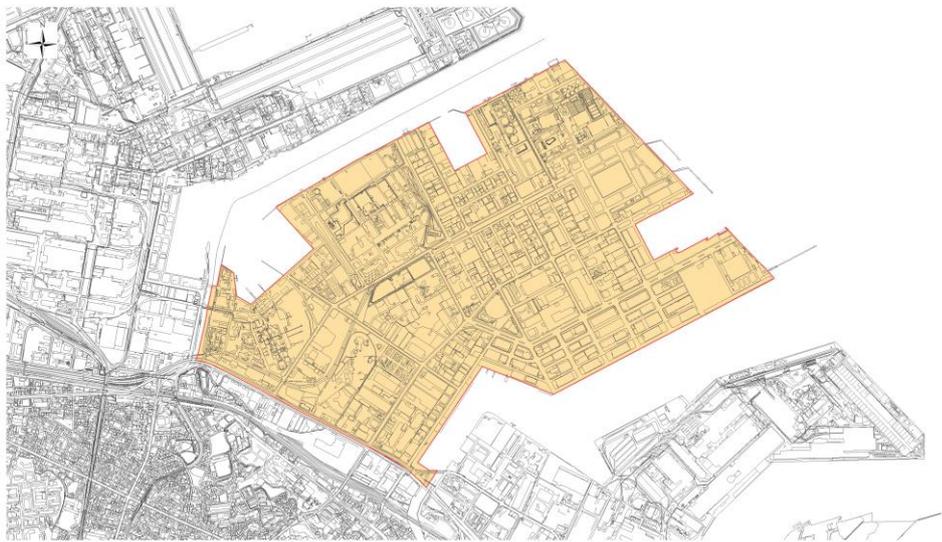
建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。

(5) 日明地区

テーマ	都心に隣接する地区として落ち着いた景観形成
方針	○公共施設の煙突等は、ランドマークとしてデザイン化を図る。 ○地区としてまとまりのある明るい雰囲気の景観形成を図る。 ○隣接する大規模な工場・港湾施設との調和を図る。
対象区域	 <p>凡例 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア 色彩基準

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5YR～10GY N（無彩色）	5 YR～10GY N（無彩色）	5 YR～10GY N（無彩色）
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準（建築物）、景観形成基準（工作物）を参照。

1章

景観計画の
位置づけ

2章

景観計画の
区域

3章

行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

屋外広告物
の表示等

5章

公共施設の
整備方針

6章

重要建造物
指定方針

(6) 戸畑地区

テーマ	活力ある工場地にふさわしいダイナミックな景観形成
方針	<ul style="list-style-type: none"> ○本来持つ工場群のダイナミックさを生かし、力強さの感じられる景観形成を図る。 ○清潔で明るい雰囲気での景観形成を図る。 ○隣接する市街地との関係に配慮する。(緩衝緑地帯)
対象区域	 <p style="text-align: right;">凡例 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア 色彩基準

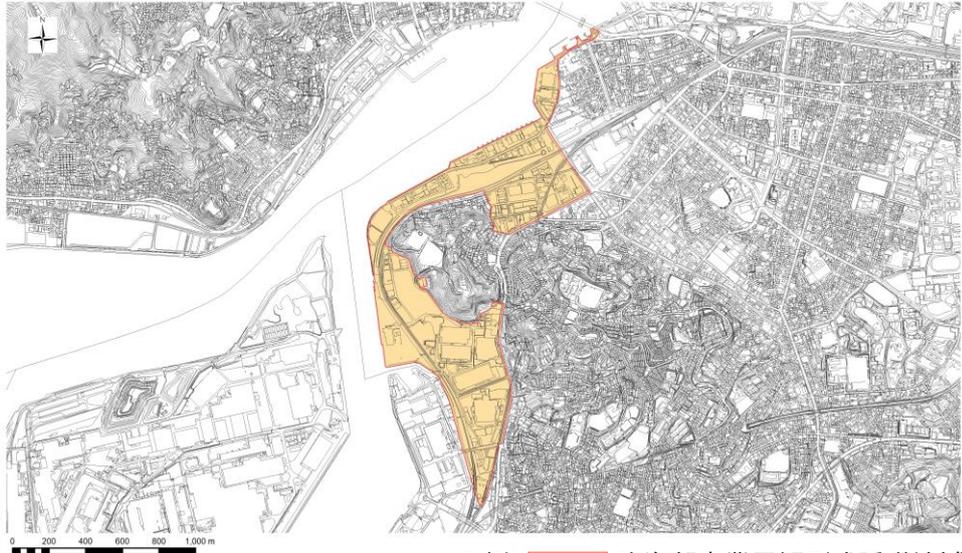
建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については明度4以上かつ彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度7以上かつ彩度1以下とする。

	屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10Y～10BG N (無彩色)	10Y～10BG N (無彩色)	10Y～10BG N (無彩色)
明度	4 以上	7 以上	全域
彩度	4 以下	3 以下	全域

イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。

(7) 牧山地区

テーマ	一つのまちなみとして調和したまとまりのある景観形成
方針	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模な工場が数多く集まる地区として一つのまとまった工場地景観となるよう留意する。 ○施設のメンテナンスに留意し、明るいイメージの景観形成を図る。 ○鉄道に沿った地区として、鉄道側にも表情をもった演出を図る。
対象区域	 <p>凡例 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア 色彩基準

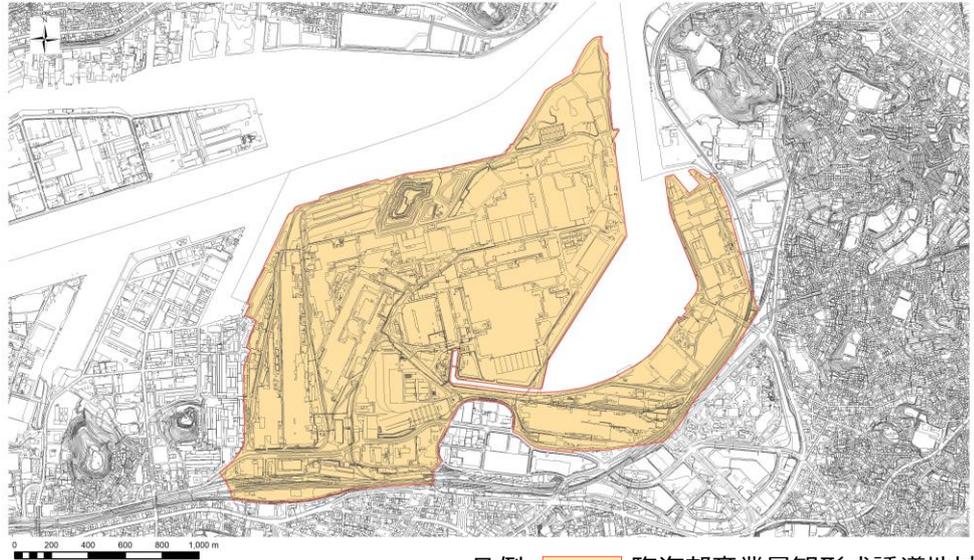
建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10R～10Y N（無彩色）	10R～10Y N（無彩色）	10R～10Y N（無彩色）
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	8以下

イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。

(8) 八幡地区

テーマ	北九州市の鉄鋼業発祥の地にふさわしい風格のある景観形成
方針	<p>○北九州市を代表する施設として、質の高いデザイン化を図る。</p> <p>○新しい時代の情報発信空間として、先端的なイメージの景観形成を図る。</p> <p>○大規模な施設群であるだけに、圧迫感のない景観形成に留意する。</p>
対象区域	 <p>凡例 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア 色彩基準

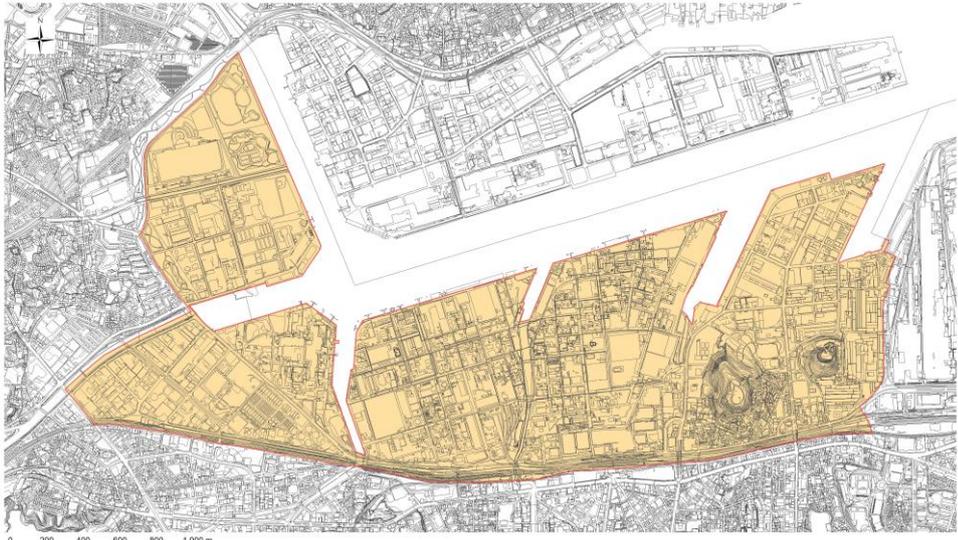
建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については明度4以上かつ彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度7以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10Y～10BG N（無彩色）	10Y～10BG N（無彩色）	10Y～10BG N（無彩色）
明度	4以上	7以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。

(9) 黒崎地区

テーマ	副都心にふさわしい明るいイメージの景観形成
方針	○市街地からの近景を意識し、都市のランドマークとして工場施設のデザインにも考慮する。 ○市街地に隣接する工場地として、清潔で明るいイメージの景観形成を図る。 ○隣接する市街地と一体的なまちなみとして景観形成を図る。
対象区域	 <p>凡例 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア 色彩基準

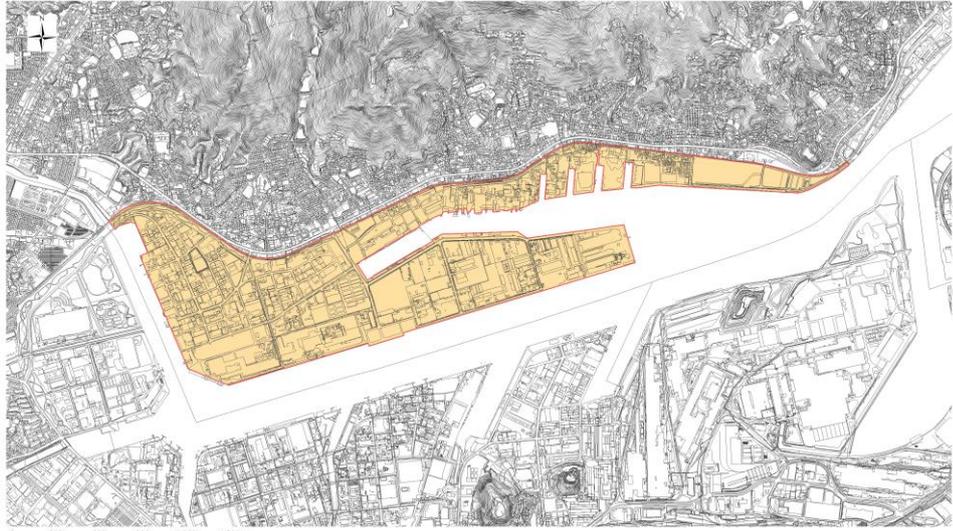
建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5BG～5PB N（無彩色）	5BG～5PB N（無彩色）	5BG～5PB N（無彩色）
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。

(10) 藤ノ木地区

テーマ	新しい都市型ウォーターフロントにふさわしいまとまりのある景観形成
方針	<p>○市民に開かれた新しいウォーターフロントにふさわしい先端的なデザインに配慮する。</p> <p>○洞海湾を挟んで立地する工場群を意識しながら、背後に迫る緑を取り込んだまとまりの感じられる景観形成を図る。</p>
対象区域	 <p>凡例 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア 色彩基準

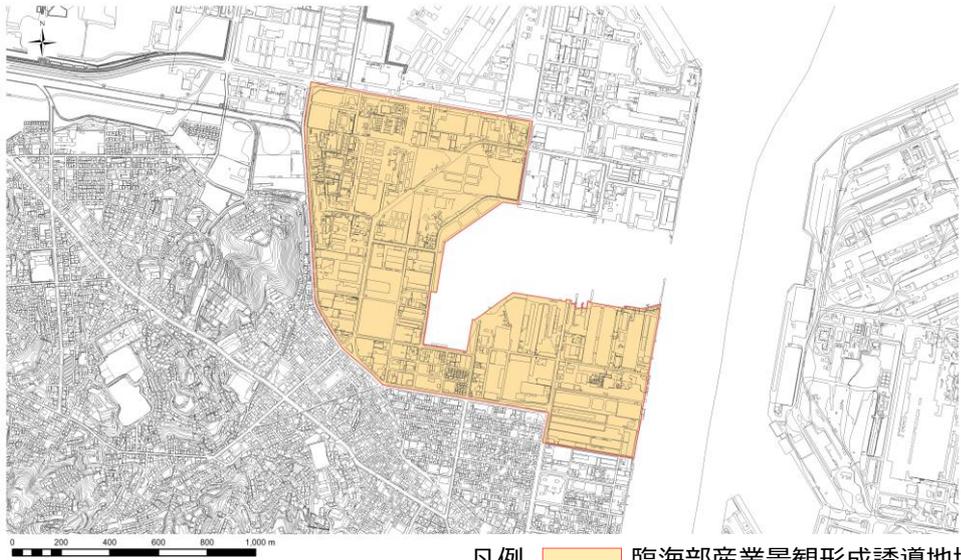
建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10YR～10G N（無彩色）	10YR～10G N（無彩色）	10YR～10G N（無彩色）
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。

(11) 若松地区

テーマ	隣接する市街地に調和した魅力ある景観形成
方針	<ul style="list-style-type: none"> ○都心に近接する美しい自然、歴史の多く残る地区にふさわしいデザイン化を図る。 ○職・住が一体となった市街地空間として、落ち着き、やすらぎの感じられる景観形成を図る。 ○隣接する市街地との連続性に留意する。
対象区域	 <p>凡例 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア 色彩基準

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	10以下

イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。

(12) 響灘地区

テーマ	雄大な響灘と調和したダイナミックな景観形成
方針	<ul style="list-style-type: none"> ○響灘の力強さ、躍動感あふれる自然環境に対応したダイナミックな景観形成を図る。 ○新しい埋立地にふさわしい明るく先端的なイメージの景観形成を図る。 ○施設相互の一体的調和に留意する。
対象区域	 <p style="text-align: right;">凡例 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア 色彩基準

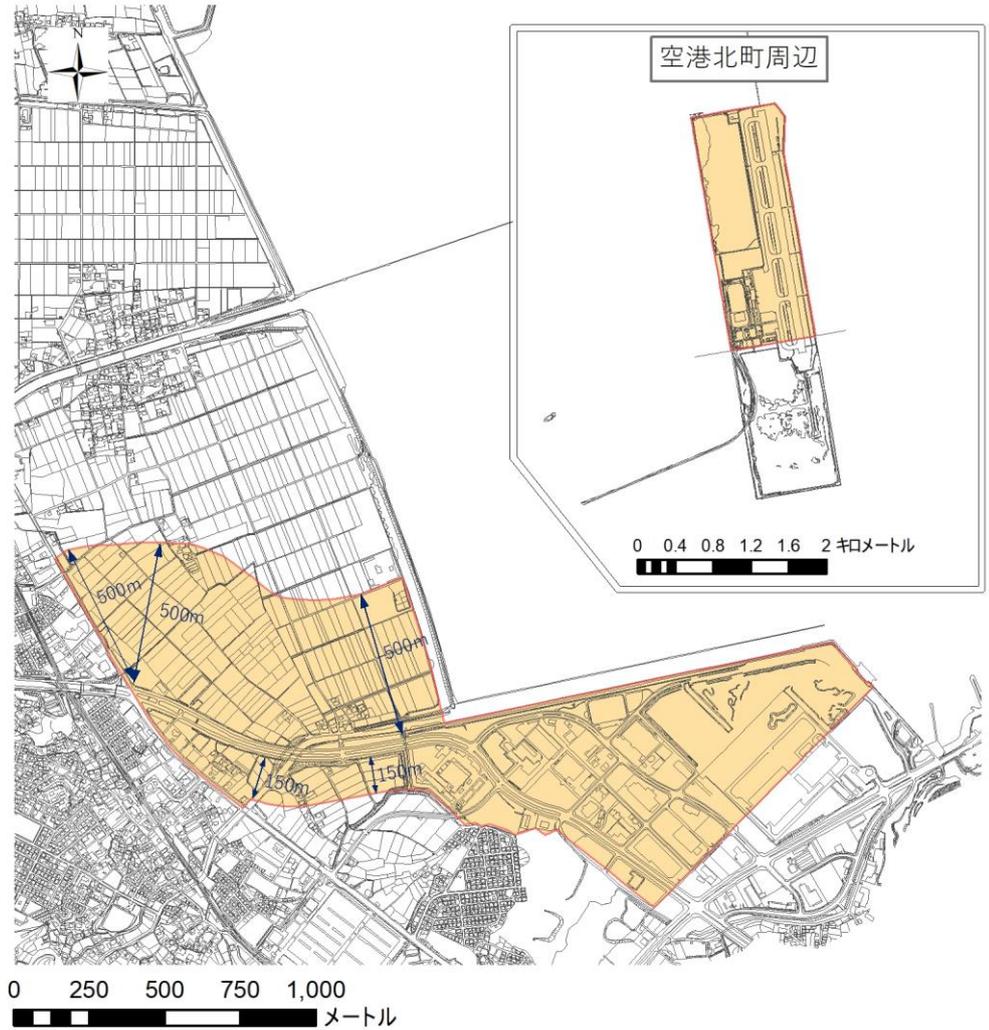
建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5G～5PB N（無彩色）	5G～5PB N（無彩色）	5G～5PB N（無彩色）
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。

3-4 北九州空港周辺景観形成誘導地域における行為の制限等

<p>目標</p>	<p>新しい玄関口にふさわしいもてなしの景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪れる観光客やビジネスマン等が九州を感じる場所 ・空港を利用して帰ってきた人が「帰ってきたなあ」と感じる場所 	
<p>方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○海・山・田園・空への広がりを感じる開放感のある空間づくり ○周辺の風景と調和し、すっきりとしたまとまりのあるまちなみづくり ○新しい玄関口として印象に残る、落ち着いた景観づくり 	
<p>対象区域</p>	 <p style="text-align: center;">凡例 北九州空港周辺景観形成誘導地域</p>	
<p>届出対象行為</p>	<p style="text-align: center;">対象行為</p>	<p style="text-align: center;">対象規模</p>
	<p>建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更</p>	<p>規模に関わらず全て</p>
	<p>工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更</p>	<p>建築確認申請を要するもの</p>
	<p>その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの</p>	

1章 景観計画の位置づけ

2章 景観計画の区域

3章 行為の制限

重点

- 門司港
- 小倉都心
- 下曾根
- 若松
- 国際通
- 東田
- 黒崎副都心
- 木屋瀬
- 折尾
- 戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章 屋外広告物の表示等

5章 公共施設の整備方針

6章 重要建造物の指定方針

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

表 3-4-ア 景観形成基準(建築物)

項目	景観形成要素	景観形成基準	
共通事項		まちなみや通りの連続性の確保	<input type="checkbox"/> 形態・意匠を協調させるよう努める。
		建築物の魅力向上	<input type="checkbox"/> 建築物全体を統一感のある形態・意匠とし、各景観形成要素が持続可能で周辺景観から突出した印象とならないものとする。
		景観資源との協調	<input type="checkbox"/> 屋根や庇、外壁等のデザインを協調するなど、歴史的建造物等景観資源のあるまちなみとの調和に配慮する。
配置	地域特性への配慮	自然条件を考慮した配置	<input type="checkbox"/> 地形の起伏、既存の樹木や樹林等の保全に努める。
	壁面位置	壁面位置による快適なまちなみ空間の創出	<input type="checkbox"/> 周囲の基調を確認し、壁面線を協調させるよう努める。
高さ	スカイライン	連続性の確保	<input type="checkbox"/> まちなみで構成されるスカイラインの連続性を確保するよう努める。
		突出の低減	<input type="checkbox"/> 山の稜線などの背景やまちなみから突出しない高さとするよう努める。
	眺望の確保	眺望確保	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から、背景の山の稜線やランドマークが眺望できるよう配慮する。
壁面	形態・意匠	デザインの工夫	<input type="checkbox"/> 建築物単体のバランスに加え、周辺景観の基調と調和する壁面デザインとするよう配慮する。
		アイストップとなる場合の景観配慮	<input type="checkbox"/> 公園や公開空地、交差点等人の往来の多い公共施設等に接する場合は、見え方に配慮した配置、形態、意匠とするよう努める。
		大規模壁面の単調感・圧迫感の低減	<input type="checkbox"/> 開口部などの壁面構成や色彩による分節化等、単調感、圧迫感を低減させる形態、意匠とするよう努める。
	開口部	まちなみと協調した開口部の位置、大きさ	<input type="checkbox"/> まちなみとしての連続性を形成するため、開口部の位置や大きさの協調に配慮する。 <input type="checkbox"/> 窓面を利用した広告は掲出しないよう努める。
	素材	地域の基調を踏まえた素材の使用	<input type="checkbox"/> 周辺景観や地域特性の基調を踏まえた素材を使用するよう努める。 <input type="checkbox"/> 汚れが目立ちにくいもの、退色の少ないもの、耐久性の高いもの、反射光を生じないものを用いる。
	色彩	メインカラー(基調色)	<input type="checkbox"/> 暖色系(R、YR、Y)は彩度6以下、寒色系(R、YR、Y以外)は彩度3以下とする。 <input type="checkbox"/> 周辺景観との調和に努める。 <input type="checkbox"/> 高彩度色や低明度色の使用を避け、落ち着いた色彩を用いるよう努める。 <input type="checkbox"/> 色数は、多用しない。複数色を使用する場合は、色相、明度、彩度の対比が強くないよう努める。 <input type="checkbox"/> グラフィック(イラスト、写真、幾何学模様など)を主体としたデザインは行わないよう努める。
		アクセントカラー(強調色)	<input type="checkbox"/> 見付面積の1/10未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
屋根・屋上	形態・意匠	眺望への配慮	<input type="checkbox"/> 高い所から見下ろす眺望に対して、屋上や屋根、塔屋等の色彩、素材等の意匠に配慮する。 <input type="checkbox"/> 反射光を生じる素材は使用しないよう努める。
	色彩	基調色	<input type="checkbox"/> 周辺景観との調和に努める。
部分	ベランダ・バルコニー	ベランダ・バルコニーの修景	<input type="checkbox"/> 建築物と一体感のある意匠とし、壁面から突出した形態や強調する色彩の使用はしないよう努める。
	屋外階段	屋外階段の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。 (推奨例：見える位置に設置する場合は、ルーバーで覆う、建築物と同一の色調とする等、建築物本体と調和するなど。)
	低層部	連続性の確保 遮蔽性と閉鎖感の低減	<input type="checkbox"/> 統一感のあるまちなみをつくるため、歩行者の視線レベルの意匠を周辺環境と協調させるよう努める。 (推奨例：パイプシャッター等の利用による透過性の確保をするなど。)
建築設備等	屋上の設備	屋上設備等の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から、容易に見える位置に設置しないよう努める。 (推奨例：見える場合は、ルーバーで覆うなど。)
	壁面の設備	配管・ダクト等の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう努める。 (推奨例：露出する場合は、壁面と同一の色調とする等、建築物全体と調和するなど。)
	テレビ・携帯アンテナ等	テレビ・携帯アンテナ等の修景	
緑化	敷地	敷地の緑化	<input type="checkbox"/> まちなみの潤いや良好な景観のため、樹木等による緑化に努める。 (推奨例：まちなみや隣地に生垣や植栽等が連続している場合は、その連続性を保つよう、緑化する。ビル等屋上面積の広い建築物は、見下ろす眺望を踏まえた屋上緑化をするなど。)
	屋根・屋上	屋根・屋上の緑化	

項目	景観形成要素	景観形成基準	
外構・その他施設	敷地・アプローチ等	まちなみとの一体感や連続性のある空間づくり	<input type="checkbox"/> まちなみや隣地との一体感や連続性に配慮する。 (推奨例: 柵やフェンス等は、高さや構造、面積などを工夫し、圧迫感がなく、透過性があるものとするなど)
	駐車場	平面式・機械式・立体式駐車場の位置、出入口、外観等の修景	<input type="checkbox"/> 主要な道路や公園等の公共空間に面して設けないよう努める。 (推奨例: 設ける場合は、舗装の色や素材、植樹等による修景を行う等、周囲からの見え方に配慮する。建築物本体と形態や色彩、外壁素材等が一体的なデザインとするなど。)
	倉庫・駐輪場・ゴミ置場の施設	倉庫、駐輪場、ゴミ置場等の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見えにくい場所に設けるよう努める。 (推奨例: 建築物等と調和する形態や色彩とする。緑化など。)
	擁壁・法面	圧迫感のない構造	<input type="checkbox"/> 段切りや後退、緩勾配の採用等、圧迫感を与えない構造とするよう努める。
夜間景観	照明	魅力的な夜間景観の創出	<input type="checkbox"/> 施設のライトアップを行う場合は、地域の特性に応じた魅力演出に努める。
	光害	光害(ネオン点滅・グレア等)の抑制	<input type="checkbox"/> 点滅や過度に発光するものや、動きのある照明(回転灯、サーチライト)等の機器は、使用しないよう努める。

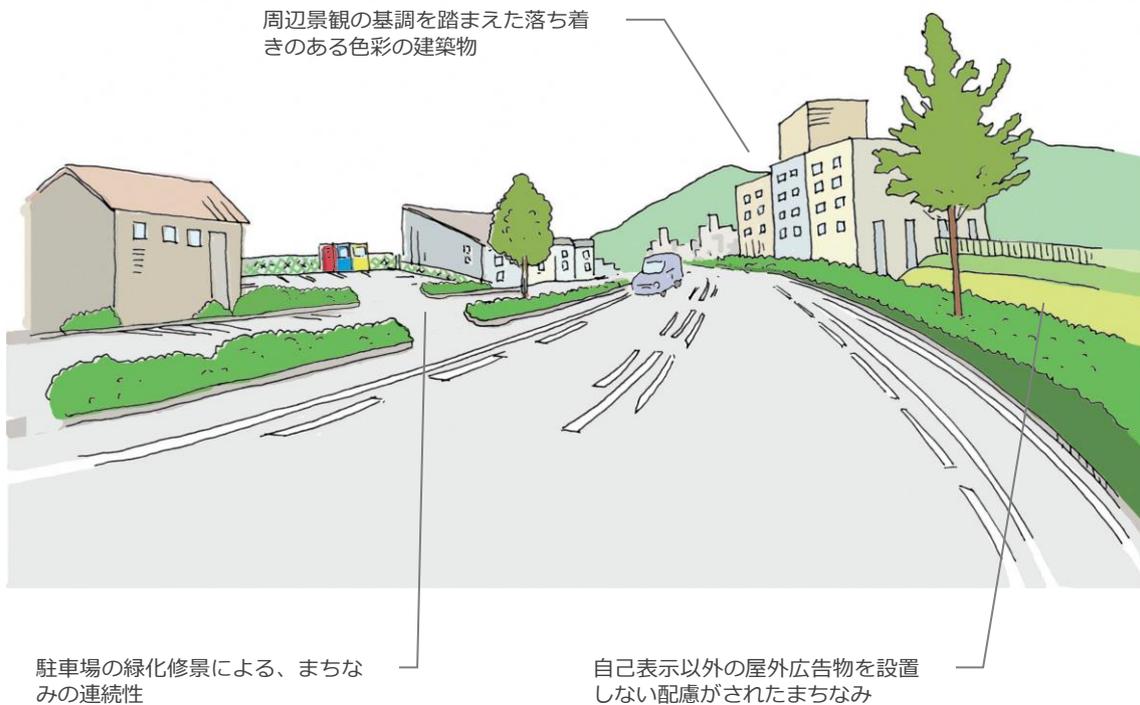
表 3-4-イ 景観形成基準(工作物)

項目	景観形成要素	景観形成基準
共通事項	位置・形態	□建築物や周辺環境と調和する位置・形態とする。
	色彩	□建築物や周辺環境と調和する色彩とする。
	材質	□材質は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるように努める。
煙突、鉄筋コンクリートの柱等	配置	□連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避ける。
	緑化	□足元や敷地の周囲などの緑化に努める。
擁壁	圧迫感のない構造	□自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、周辺との景観調和に努める。
携帯基地局アンテナ	修景	□主要な道路からできるだけ見えない位置に配置する。若しくは、外壁又は屋根と同色で着色するなど、目立たないように努める。

※表 3-4-ア、イの基準に適合しない場合であっても、北九州市景観審議会等の意見聴取をした上、良好な景観形成に支障がないと判断されるものについては、基準外とすることができる。

魅力あるまちなみづくりのポイント

様々な工夫で、周囲と調和した魅力的な景観を形成しましょう！



景観配慮がないまちなみは・・・No Good



No Good ポイント

色彩・高さ・意匠・看板などの不調和

まちの印象は

- ・統一感がない
- ・ごちゃごちゃした
- ・落ち着きがない

魅力あるまちなみとは言えません。

図 3-4-ウ まちなみ形成のイメージ

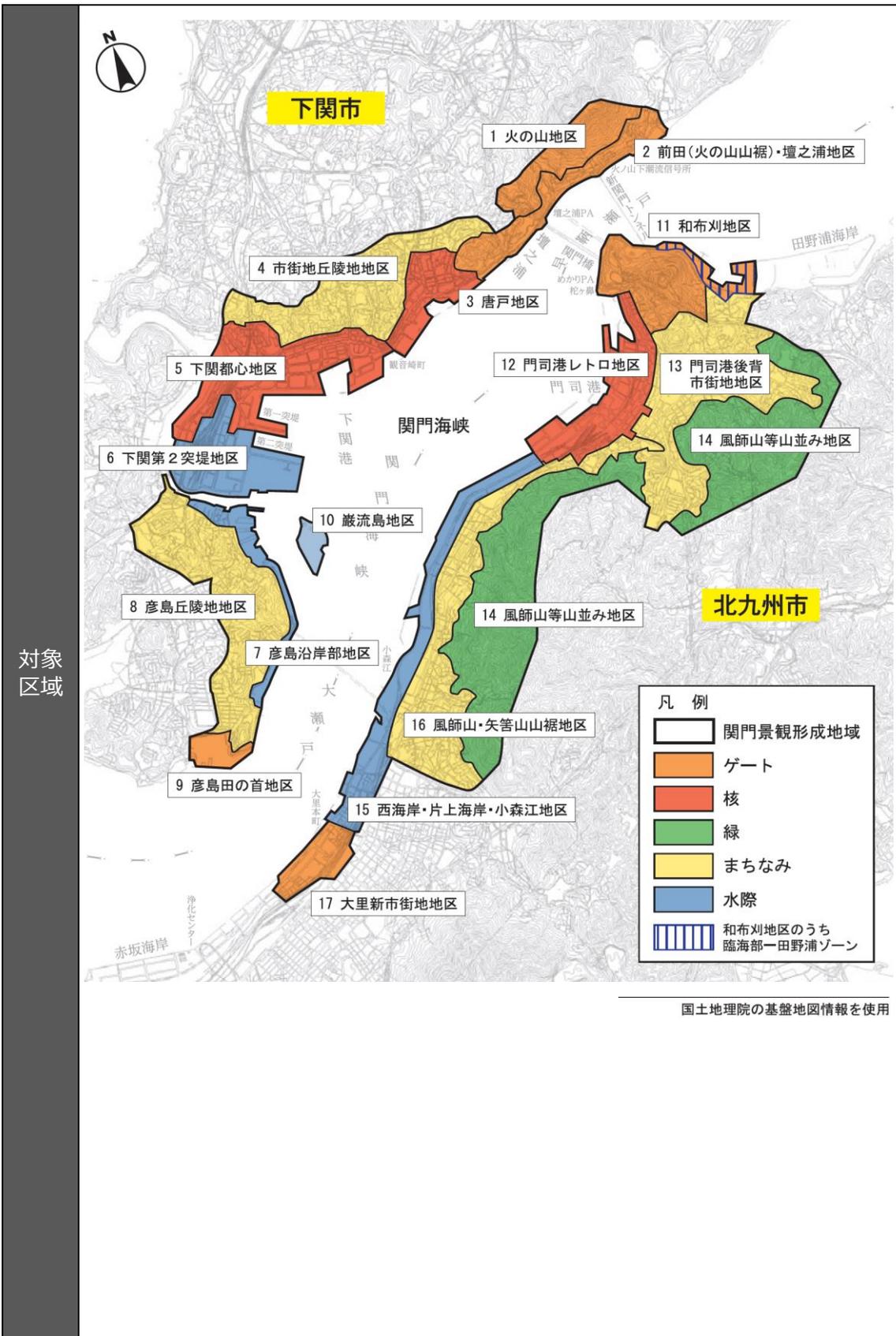
景観計画の運用により、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づいた魅力あるまちなみイメージを示したもので、現状や将来的な理想像を示すものではありません。イメージであり電線類など実際とは異なります。

3-5 関門景観形成地域における行為の制限等

方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 景観のまとまりと豊かな表情をつくる「山並みの緑」の保全・修復 2 海峡を隔てて互いに魅力を高め合う「まちなみ」の形成 3 海峡沿いの両岸に連なる「水際」の形成 4 海峡が培う厚みのある「歴史」の継承と活用 5 関門の新たな魅力となり、両岸に広がる「夜景」の演出 6 両市・両市民・事業者の連携による「景観づくり」の推進
5つの景観の方針	<p><ゲート・ゾーン> 火の山や古城山周辺では、関門海峡の入口のランドマークとなるような山々と、赤間神宮等歴史的景観資源を含めたまちなみと、水際、関門橋等によるシンボリックなゲート景観の形成を図る。 彦島田の首や大里周辺では、再整備再開発による新市街地整備等を活用し、周辺の緑や水際と調和のとれた多彩なゲート景観の形成を図る。</p> <p><核・ゾーン> 唐戸や門司港周辺では、歴史ある市街地を活かし、対岸との連携を図りながら、ドラマチックでロマンに満ちた水際のにぎわいと海峡を介して向かい合う個性あるまちなみ景観を中心に、関門海峡の核となる景観の形成を図る。</p> <p><緑・ゾーン> 山並みが続くところでは、まちなみの背景となる緑を保全して、関門海峡の景観の骨格を形づくる山並み景観の強化を図る。</p> <p><まちなみ・ゾーン> 丘陵地に広がる市街地では、なだらかな緑による潤いとゆとりあるまちなみ景観の形成を図る。市街地では、緑豊かな山裾や取り囲まれた山々におさまった住宅等による個性あるまちなみ景観の形成を図る。</p> <p><水際・ゾーン> 港湾施設が連続するところでは、船舶の動きや後背地の広がりを感じられる水際景観や、水際を彩る夜間景観の形成を図る。</p>

1章	景観計画の位置づけ
2章	区域景観計画の
3章	行為の制限
重点	門司港 小倉都心 下曾根 若松 国際通 東田 黒崎副都心 木屋瀬 折尾 戸畑
誘導	臨海 空港
関門	関門
4章	屋外広告物の表示等
5章	公共施設の整備方針
6章	重要建造物の指定方針

		対象行為	対象規模
届出 対象 行為	建築物の新築、増築、改築、移転、 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更		次のいずれかに該当するもの ○高さが10m以上のもの ○延べ面積が1,000㎡以上のもの
	工作物の新設、増築、改築、移転、 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更		次のいずれかに該当するもの ○高さが10m以上のもの ○築造面積が1,000㎡以上のもの ○建築物の上に設置する場合、その高さの 合計が10m以上のもの
	土地の形質の変更 又は水面の埋立て 若しくは干拓	土地又は水面	面積が1,000㎡以上のもの
		のり面、擁壁	高さが3m以上かつ延長が10m以上のもの
その他、関門景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの			



1章	景観計画の位置づけ
2章	景観計画の区域
3章	行為の制限
重点	門司港 小倉都心 下曾根 若松 国際通 東田 黒崎副都心 木屋瀬 折尾 戸畑
誘導	臨海 空港
関門	関門
4章	屋外広告物の表示等
5章	公共施設の整備方針
6章	重要建造物の指定方針

(1) 和布刈地区

方針	<p>「ゲート」景観の形成</p> <p>海と山の自然が一体となった雄大でシンボリックな海峡の北ゲート景観となることを目指す。</p>
----	--

項目	景観形成基準																															
配置	<p><input type="checkbox"/>建築物等は、周辺の緑を損なわないよう配置する。</p> <p><input type="checkbox"/>水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるよう努める。(港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。)</p> <p><input type="checkbox"/>歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。</p> <p><input type="checkbox"/>水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。</p>																															
高さ	<p><input type="checkbox"/>建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。</p>																															
形態	<p><input type="checkbox"/>建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等は、周辺の緑や水際等の周辺環境に馴染む形態とする。</p>																															
色彩	<p><input type="checkbox"/>建築物等は、豊かな緑や水際と融合する穏やかな色彩とする。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。</p> <p><input type="checkbox"/>見付面積の1/5未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 40%;">色相</th> <th style="width: 20%;">明度</th> <th style="width: 25%;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>R、YR、Y</td> <td>全域</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>3以上9以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>3以上9以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アクセントカラー</td> <td>5R～5Y</td> <td>全域</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>全域</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※アクセントカラーの指定は、和布刈地区のうち、臨海部産業景観形成地域(田ノ浦地区)のみとする。</p>		色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	-	基調色	R、YR、Y	全域	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下	N(無彩色)	3以上9以下	-	アクセントカラー	5R～5Y	全域	全域	N(無彩色)	全域	-
	色相	明度	彩度																													
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																													
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																													
	N(無彩色)	6以下	-																													
基調色	R、YR、Y	全域	3以下																													
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下																													
	N(無彩色)	3以上9以下	-																													
アクセントカラー	5R～5Y	全域	全域																													
	N(無彩色)	全域	-																													
建築設備等	<p><input type="checkbox"/>屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。</p> <p><input type="checkbox"/>屋上は、眺望点からの見え方(俯瞰)にも配慮する。</p>																															

項目	景観形成基準
緑化及び外構等	<input type="checkbox"/> 既存樹林の緑を保全する。やむをえない場合は、樹林内の樹種を使って可能な限り緑化する。 <input type="checkbox"/> 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。
夜間照明	<input type="checkbox"/> 周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。) <input type="checkbox"/> 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)
公共施設	<input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更は行わないよう努める。やむをえない場合は、修景や緑化を行い周辺環境と馴染むようにする。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。 <input type="checkbox"/> 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 自然海岸が残る場所は保全に努める。
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 広告物は掲出ししないよう努める。

(2) 大里新市街地地区

方針	<p>「ゲート」景観の形成</p> <p>歴史を活かした新しいまちなみが、開放的な水際を介して海に映える海峡の南ゲート景観となることを目指す。</p>																																							
項目	景観形成基準																																							
配置	<p>□水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるよう努める。(港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。)</p> <p>□歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。</p> <p>□水際部の建築物等は、できる限り壁面線が連続するように努める。</p> <p>□水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。</p>																																							
高さ	<p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。</p> <p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。</p> <p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。</p>																																							
形態	<p>□建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむを得ない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。</p> <p>□海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。</p> <p>□建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるよう努める。</p>																																							
色彩	<p>□建築物等は、海峡の歴史と新しい街並みが調和したゲート空間にふさわしい色彩とする。</p> <p>□建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。</p> <p>□見付面積の1/5未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする 但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="419 1442 1350 1854"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基調色</td> <td>R、YR、</td> <td>全域</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>全域</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>3以上9以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>3以上9以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アクセントカラー</td> <td>YR、Y</td> <td>全域</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>GY</td> <td>全域</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>全域</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	-	基調色	R、YR、	全域	6以下	Y	全域	4以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下	N(無彩色)	3以上9以下	-	アクセントカラー	YR、Y	全域	8以下	GY	全域	6以下	N(無彩色)	全域	-
	色相	明度	彩度																																					
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																																					
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																																					
	N(無彩色)	6以下	-																																					
基調色	R、YR、	全域	6以下																																					
	Y	全域	4以下																																					
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下																																					
	N(無彩色)	3以上9以下	-																																					
アクセントカラー	YR、Y	全域	8以下																																					
	GY	全域	6以下																																					
	N(無彩色)	全域	-																																					
建築設備等	<p>□屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。</p> <p>□屋上は、眺望点からの見え方(俯瞰)にも配慮する。</p>																																							

項目	景観形成基準
緑化及び外構等	<input type="checkbox"/> 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。
夜間照明	<input type="checkbox"/> 周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。) <input type="checkbox"/> 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)
公共施設	<input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないよう工夫に努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。 <input type="checkbox"/> 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 <input type="checkbox"/> 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

(3) 門司港レトロ地区

方針	<p>「核」景観の形成</p> <p>海峡が育んできた歴史とロマンを感じさせ、夕日に映える港町の景観となることを目指す。</p>
----	---

項目	景観形成基準
配置	<p><input type="checkbox"/>水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるよう努める。(港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。)</p> <p><input type="checkbox"/>歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。</p> <p><input type="checkbox"/>水際部の建築物等は、できる限り壁面線が連続するように努める。</p> <p><input type="checkbox"/>水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。</p>
高さ	<p><input type="checkbox"/>建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。</p>
形態	<p><input type="checkbox"/>建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とにならないよう配慮する。やむを得ない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるよう努める。</p>
建築設備等	<p><input type="checkbox"/>屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。</p> <p><input type="checkbox"/>屋上は、眺望点からの見え方(俯瞰)にも配慮する。</p>
緑化及び外構等	<p><input type="checkbox"/>既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。</p> <p><input type="checkbox"/>擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。</p>
夜間照明	<p><input type="checkbox"/>周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)</p> <p><input type="checkbox"/>海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)</p>
公共施設	<p><input type="checkbox"/>土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。</p>
土地の形質等	<p><input type="checkbox"/>形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないよう工夫に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。</p> <p><input type="checkbox"/>海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。</p>

項目	景観形成基準																																										
屋外広告物	<p>□船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。</p> <p>□広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。</p> <p>□点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。</p>																																										
色彩	<p>□建築物等は、海峡のロマンを感じさせる街並みにふさわしい地域に蓄積された個性ある色を生かした色彩とする。</p> <p>□建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。</p> <p>□見付面積の1/5未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基調色</td> <td>R、YR</td> <td>全域</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>全域</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>3以上9以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>3以上9以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">アクセントカラー</td> <td>R、YR、Y、RP</td> <td>全域</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、PB、P</td> <td>全域</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>BG、B</td> <td>全域</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>全域</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※アクセントカラーについては、効果的かつきめ細かな賑わい演出を行うものとする。</p> <p>※アクセントカラーの指定は、門司港レトロ地区のうち、景観重点整備地区(門司港地区)の一部区域(海運倉庫区域、第一船だまり周辺区域、西海岸・ターミナル区域)のみとする。</p>				色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	-	基調色	R、YR	全域	6以下	Y	全域	4以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下	N(無彩色)	3以上9以下	-	アクセントカラー	R、YR、Y、RP	全域	10以下	GY、G、PB、P	全域	8以下	BG、B	全域	6以下	N(無彩色)	全域	-
	色相	明度	彩度																																								
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																																								
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																																								
	N(無彩色)	6以下	-																																								
基調色	R、YR	全域	6以下																																								
	Y	全域	4以下																																								
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下																																								
	N(無彩色)	3以上9以下	-																																								
アクセントカラー	R、YR、Y、RP	全域	10以下																																								
	GY、G、PB、P	全域	8以下																																								
	BG、B	全域	6以下																																								
	N(無彩色)	全域	-																																								

(4) 西海岸・片上海岸・小森江地区

方針	<p>「水際」景観の形成 海峽沿いに連続した開放的で躍動感のある水際の港湾景観となることを目指す。</p>																																							
項目	景観形成基準																																							
配置	<p>□水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるよう努める。(港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。)</p> <p>□歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。</p> <p>□水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峽への眺望が確保されるように努める。</p>																																							
高さ	<p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。</p> <p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。</p> <p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。</p>																																							
形態	<p>□建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。</p> <p>□海峽から望める建築物等は、海峽からの見え方に配慮した形態となるよう努める。</p> <p>□建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるよう努める。</p>																																							
色彩	<p>□建築物等は、海辺の産業ゾーンとして、明るく開放的な色彩とする。</p> <p>□建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。</p> <p>□見付面積の1/5未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする 但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="421 1370 1353 1787"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基調色</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY</td> <td>5以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>6以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アクセントカラー</td> <td>YR、Y</td> <td>全域</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>GY</td> <td>全域</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>全域</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	-	基調色	R、YR、Y	5以上	3以下	GY	5以上	1以下	G、BG、B、PB、P、RP	6以上	1以下	N(無彩色)	6以上	-	アクセントカラー	YR、Y	全域	8以下	GY	全域	6以下	N(無彩色)	全域	-
	色相	明度	彩度																																					
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																																					
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																																					
	N(無彩色)	6以下	-																																					
基調色	R、YR、Y	5以上	3以下																																					
	GY	5以上	1以下																																					
	G、BG、B、PB、P、RP	6以上	1以下																																					
	N(無彩色)	6以上	-																																					
アクセントカラー	YR、Y	全域	8以下																																					
	GY	全域	6以下																																					
	N(無彩色)	全域	-																																					
建築設備等	<p>□屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。</p> <p>□屋上は、眺望点からの見え方(俯瞰)にも配慮する。</p>																																							

項目	景観形成基準
緑化及び外構等	<input type="checkbox"/> 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。
夜間照明	<input type="checkbox"/> 周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。) <input type="checkbox"/> 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するよう努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)
公共施設	<input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫に努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。 <input type="checkbox"/> 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 <input type="checkbox"/> 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

1章

位置づけ
景観計画の

2章

区域
景観計画の

3章

行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

の表示等
屋外広告物

5章

整備方針
公共施設の

6章

指定方針
重要建造物

(5) 門司港後背市街地地区

(6) 風師山・矢筈山山裾地区

方針	<p>「まちなみ」景観の形成</p> <p>背景の山並みの緑と調和し、統一感や落ち着きが感じられるまちなみ景観となることを目指す。</p>
----	--

項目	景観形成基準																								
配置	<p><input type="checkbox"/>建築物等は、周辺の緑に調和するように配置する。</p> <p><input type="checkbox"/>歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるよう配慮する。</p>																								
高さ	<p><input type="checkbox"/>建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。</p>																								
形態	<p><input type="checkbox"/>建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるよう努める。</p>																								
色彩	<p><input type="checkbox"/>建築物等は、山裾と調和した心地よい住宅地にふさわしく、暖かみのある落ち着いた色彩とする。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。</p> <p><input type="checkbox"/>見付面積の1/5未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%;">色相</th> <th style="width: 20%;">明度</th> <th style="width: 20%;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>R、YR、Y</td> <td>全域</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>3以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>3以上</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	-	基調色	R、YR、Y	全域	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上	1以下	N(無彩色)	3以上	-
	色相	明度	彩度																						
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																						
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																						
	N(無彩色)	6以下	-																						
基調色	R、YR、Y	全域	3以下																						
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上	1以下																						
	N(無彩色)	3以上	-																						
建築設備等	<p><input type="checkbox"/>屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。</p> <p><input type="checkbox"/>屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。</p>																								
緑化及び外構等	<p><input type="checkbox"/>できる限り既存木を残し、周辺の緑と調和した樹種により緑化に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。</p> <p><input type="checkbox"/>擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。</p>																								
夜間照明	<p><input type="checkbox"/>周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)</p>																								
公共施設	<p><input type="checkbox"/>土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。</p>																								

項目	景観形成基準
土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫に努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 <input type="checkbox"/> 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

1章

位置づけ
景観計画の

2章

区域
景観計画の

3章

行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曽根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

の表示等
屋外広告物

5章

整備方針
公共施設の

6章

指定方針
重要建造物

(7) 風師山等山並み地区

方針	<p>「緑」景観の形成</p> <p>四季折々の表情豊かな連続した山並みとして、緑の骨格景観となることを目指す。</p>																								
項目	景観形成基準																								
配置	<p><input type="checkbox"/>建築物は、周辺の緑を損なわないように配置する。</p>																								
高さ	<p><input type="checkbox"/>建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さとする。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺との連続感やリズム感を持った街並みとする。</p>																								
形態	<p><input type="checkbox"/>建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう配慮する。やむえない場合は、形態や色彩等に变化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるよう努める。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等は、周辺の緑に融け込む形態とする。</p>																								
色彩	<p><input type="checkbox"/>建築物等は、豊かな緑と融合した穏やかな色彩とする。</p> <p><input type="checkbox"/>建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。</p> <p><input type="checkbox"/>見付面積の1/5未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>R、YR、Y</td> <td>全域</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>3以上9以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>3以上9以下</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	-	基調色	R、YR、Y	全域	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下	N(無彩色)	3以上9以下	-
	色相	明度	彩度																						
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																						
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																						
	N(無彩色)	6以下	-																						
基調色	R、YR、Y	全域	3以下																						
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下																						
	N(無彩色)	3以上9以下	-																						
建築設備等	<p><input type="checkbox"/>屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。</p> <p><input type="checkbox"/>屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。</p>																								
緑化及び外構等	<p><input type="checkbox"/>既存樹林の緑を保全する。やむをえない場合は、樹林内の樹種を使って可能な限り緑化する。</p> <p><input type="checkbox"/>駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に工夫する。</p> <p><input type="checkbox"/>擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。</p>																								
夜間照明	<p><input type="checkbox"/>周辺の景観および建築物等との調和に配慮した魅力的な夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)</p>																								
公共施設	<p><input type="checkbox"/>土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。</p>																								
土地の形質等	<p><input type="checkbox"/>形質の変更は行わないよう努める。やむをえない場合は、修景や緑化を行い周辺環境と馴染むようにする。</p> <p><input type="checkbox"/>擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるよう努める。</p>																								
屋外広告物	<p><input type="checkbox"/>広告物は掲出ししないよう努める。</p>																								

1章

位置づけ
景観計画の

2章

区域
景観計画の

3章

行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曽根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

屋外広告物
の表示等

5章

公共施設の
整備方針

6章

重要建造物
指定方針

第4章 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号イ)

4-1 屋外広告物の表示等に関する行為の制限

◇ 景観計画区域内の屋外広告物については、良好な都市景観の形成を図るため、本章において「屋外広告物の表示等に関する行為の制限」を定めます。

(1) 景観計画区域

項目	表示等に関する行為の制限
位置	<input type="checkbox"/> 広告、看板を設置するための位置やスペースは、建築物の設計段階から確保し、建築物全体として、バランスのとれたものとする。 <input type="checkbox"/> 高い場所での屋上広告物の設置は極力控える。やむを得ず設置する場合は控えめなデザインとする。
規模・形態	<input type="checkbox"/> 広告物の大きさ、形態は、その建築物及び周辺のまちなみの景観を阻害するものとならないようにデザインを工夫する。 <input type="checkbox"/> ビルの名称等壁面を利用する広告物は、建築物壁面を下地として利用するなど、建築物と調和させる。 <input type="checkbox"/> 敷地内にまとめて共同表示するなど掲出方法についても検討する。
表示内容	<input type="checkbox"/> 発光を行うものは、高輝度や点滅を繰り返す広告表現をしないよう努める。 <input type="checkbox"/> 文字・イラスト・写真などの情報量は厳選し、視認性の高いレイアウトに努める。
色彩	<input type="checkbox"/> 色調は、建築物壁面の色彩や周辺の景観と違和感のないものとする。 <input type="checkbox"/> 基調色は原則彩度10以下とする。 ※基調色とは広告表示面積の1/3を超える色。

(2) 景観重点整備地区

ア 木屋瀬地区を除く

項目	行為の制限
位置	<input type="checkbox"/> 広告、看板を設置するための位置やスペースは、建築物の設計段階から確保し、建築物全体として、バランスのとれたものとする。 <input type="checkbox"/> 景観上重要な建築物の周辺では、点滅または輝度が変化する広告物は掲出しない。
規模・形態	<input type="checkbox"/> 広告物の大きさ、形態は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 <input type="checkbox"/> ビルの名称等壁面を利用する広告物は、建築物壁面を下地として利用するなど、建築物と調和させる。 <input type="checkbox"/> 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 <input type="checkbox"/> 壁面を利用する広告物は、切文字を使用するなど、建築物と調和した一体的なデザインとなるよう配慮する。
表示内容	<input type="checkbox"/> 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。

イ 木屋瀬地区

項目	表示等に関する行為の制限
共通事項	<input type="checkbox"/> 住民が定める建築協定等を尊重し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。 <input type="checkbox"/> 点滅または輝度が変化する広告物は掲出しない。

(3) 北九州空港周辺景観形成誘導地域

項目	表示等に関する行為の制限
共通事項	<input type="checkbox"/> 広告物の面積、高さは、北部九州の玄関口にふさわしく、必要最小限になるよう努める。 <input type="checkbox"/> 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 <input type="checkbox"/> 広告物の形態、色彩等は、周辺環境の建築物等と調和するよう努める。

(4) 関門景観形成地域

ア 和布刈地区、風師山等山並み地区

項目	表示等に関する行為の制限
共通事項	<input type="checkbox"/> 広告物は掲出しないよう努める。

イ 大里新市街地地区、門司港レトロ地区、

西海岸・片上海岸・小森江地区、

門司港後背市街地地区、風師山・矢筈山山裾地区

項目	表示等に関する行為の制限
共通事項	<input type="checkbox"/> 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 <input type="checkbox"/> 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

第5章 公共施設の整備に関する方針

5-1 公共施設の整備方針

◇ 公共施設は、まちの顔となり、周辺の景観影響を与えることから、下記の整備方針に基づき地域の良い景観形成を先導していくものとします。

公共施設	整備方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○舗装や道路付属物は、沿道景観と調和したデザインとする。 ○道路付属物を極力整理、集約化し、すっきりとした道路空間づくりに努める。
河川	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の街並みとの調和やオープンスペースとの連続性の確保に努める。 ○自然を基調としたデザインとする。 ○人々の利用が想定される河川空間は、利用のしやすさ、居心地の良さに配慮する。
都市公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○街なかにおいては、身近に感じることのできる自然として、整備・充実を図る。 ○季節感のある花と緑による公園づくりに取り組む。 ○園路やトイレ、ベンチなどは、周辺景観に配慮したデザインとする。 ○施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努める。
港湾	<ul style="list-style-type: none"> ○「新・海辺のマスタープラン」に基づき、憩い・学び・遊べる魅力ある海辺づくりを進める。 ○自然海岸の保全・修景に取り組む。 ○まちづくりと連携し、陸域と一体となった魅力ある海辺空間を創出する。 ○多くの人々が気軽に訪れ、身近に感じ親しまれる海辺づくりを進める。
公共サイン	<ul style="list-style-type: none"> ○公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど、周辺景観との調和やユニバーサルデザインに配慮する。

5-2 景観に配慮した公共施設整備の取組方針

◇ 良好な公共施設の景観形成を進めていくため、下記の公共施設に関する国土交通省作成の景観形成ガイドライン等を指針とするほか、企画・設計等において景観アドバイザーなど専門家の意見の活用に取り組むこととします。

- ・「道路デザイン指針（案）」平成29年10月
国土交通省 道路局
- ・「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」平成29年10月
道路のデザインに関する検討委員会
- ・河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」平成18年10月
国土交通省 河川局
- ・「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」平成19年2月
国土交通省 砂防部

- ・景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」平成23年6月
国土交通省 都市・地域整備局
- ・「港湾景観形成ガイドライン」平成17年3月
国土交通省 港湾局
- ・「海岸景観形成ガイドライン」平成18年1月
国土交通省河川局・港湾局 農林水産省農村振興局 水産庁
- ・「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」平成17年3月
国土交通省住宅局
- ・「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」平成24年3月
国土交通省大臣官房 官庁営繕部

5-3 景観重要公共施設の指定の方針

(1) 基本的事項

景観重要公共施設の指定にあたっては、市全域の景観形成や地区のまちなみ形成を進める上で、特に重要な役割を担う施設で、次の要件を満たすものとします。

- ア 本市のまちの骨格を形づくる公共施設
- イ 歴史的・文化的価値を有する公共施設
- ウ 地域のまちなみ形成の顔となる公共施設

(2) 種類別の指定方針

公共施設	指定方針
景観重要道路	<ul style="list-style-type: none"> ○拠点駅の駅前広場や拠点駅への動線で、景観に配慮した整備が特に必要なもの ○整備済みの道路等で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの
景観重要河川	<ul style="list-style-type: none"> ○河川で特に重要なもの ○整備済みの河川で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの
景観重要公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○公園・緑地で特に重要なもの ○整備済みの公園・緑地で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの
景観重要港湾	<ul style="list-style-type: none"> ○「新・海辺のマスタープラン」等に位置づけている港湾施設で特に重要なもの ○整備済みの港湾施設で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの

第6章 景観上重要な建造物等の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号)

- ◇ 地域の景観資源を保全・活用するため、景観上重要な建造物または樹木を景観法に基づき景観重要建造物または景観重要樹木に指定します。なお、これらの指定は、市民の推薦のほか、所有者の提案の活用を図ることとします。

6-1 景観重要建造物の指定の方針

【対象となる建造物】

- ア 近代遺産、神社仏閣など、歴史的・文化的な価値を有する建造物
- イ 地域のランドマークとなっている建造物
- ウ 公共建築物、道路等の公共施設

【指定要件】（景観法施行規則第6条抜粋）

景観重要建造物の指定の基準

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
 - ロ 政府が世界遺産委員会に対し同条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載することを推薦したものであって、当該推薦の際に世界遺産委員会に提出された管理計画に従って公衆によって望見されるものであること。

6-2 景観重要樹木の指定の方針

【対象となる樹木】

- ア 地域に多く植えられ、地域景観の背景となっている樹木
- イ 地域のランドマークとなっている樹木
- ウ 鎮守の森や里山を構成する樹木のうち、特に重要と認められる樹木

【指定要件】（景観法施行規則第11条抜粋）

景観重要樹木の指定の基準

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

1章

位置づけ
景観計画の

2章

区域
景観計画の

3章

行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

屋外広告物
の表示等

5章

公共施設の
整備方針

6章

重要建造物
指定方針

北九州市景観計画

平成 20 年 7 月策定

令和 2 年 4 月変更

北九州市建築都市局総務部都市景観課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

電話番号 093-582-2595

北九州市印刷物登録番号 1915027A

